

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案者番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁				
0920010	顔割り・髭割りの規制緩和	理容師法第1条の2、第2条、第3条、第6条	理容の業は、理容師でなければ行てはならない。	高齢者・障害者に対する訪問理容サービスにおいて、美容師による顔割り・髭割りの容認を求める。誰もが安心できる福祉理容の実現のためには、地域・利用者の要求をとりえ、事業内容や働き方にも柔軟に対応する事が必要である。特に、訪問理容は対象として高齢者・障害者に特化した福祉サービスであり、顔割り・髭割りの要望が多いのが現状である。そこで、特例措置として認めていただくことを要望するものである。	顔割り・髭割りの施術行為は、法により理容師の資格を保持する者に認められているものであるが、介護施設の現場では、理容師資格を持たない介護職員・介護ヘルパーによる清拭・洗髪・髭割り、日常、行われている行為である。今回提案する、福祉サービスを目的とした訪問理容における顔割り・髭割り、介護の現場で行われている行為と変わるものではない。したがって、顔割り・髭割りが理容師のみに認められるとの法による解釈は、この時代に、そぐわないものと思われる。また、少子高齢化で理容師が減少している状況では、美容師が医療施設・福祉施設・在宅への高齢者の訪問理容を今後掛け負っていくことは必要であることから、福祉サービスを目的とする訪問理容において、特例として顔割り行為・髭割り行為を認めていただくことを求めるものである。	C	I	理容師法は、理容の定義について「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること」とし、これを業として行うことができる者を理容師に限定しており、理容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、理容を業として行うに際して必要な法令の内容、理容において使用する器具の取扱方法及び理容の専門技術等を習得し、養成施設を卒業後に国家試験である理容師試験に合格した者に与えられている。顔そり等については、まさに「理容」行為に該当し、上述のとおり、理容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみに定められた行為であり、介護福祉士・ヘルパーであっても、顔割り・髭割りを行うことはできないのか、再度検討し、回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	介護サービスの利用者は身体が不自由である者も少なくなく、理容サービスを受けることができないことも想定される。そこで、介護の現場に特化したうえで、一定の講習・実技研修を義務づける等代替措置を設けることで、美容師が、顔割り・髭割りを行うことはできないのか、再度検討し、回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答では、顔割り等については、「理容」行為に該当し、理容師のみに認められた行為と示されていることから、理容師以外の者が行うのは違法行為であると認識して相違ございませんか。仮に出張理容サービス(入浴つまずき、介護サービス)として位置づけられ、出張理容サービスを受けるためには、設備等の何らの条件はないのか、仮に出張理容サービスが利用できないような場合があるなら、これに限って美容師による顔割り等を行うことを認めることは困難である。なお、介護従事者であっても、かみそりによる顔そり等は認めていない。	出張理容サービスを受けるためには、設備等の何らの条件はないのか、仮に出張理容サービスが利用できないような場合があるなら、これに限って美容師による顔割り等を行うことを認めることは困難である。なお、介護従事者であっても、かみそりによる顔そり等は認めていない。	出張理容については、疾病その他の理由により理容所に来ることができない者などに対して、例外的に理容所以外で業務を行うことを認めているものであり、福祉施設だけでなく、個人の自宅等においても行うことが可能なものである。このような出張理容の性格から、理容所のように一定の構造設備があることを前提としてはおらず、制度上出張理容の対象者が出張理容を利用できないような場合は基本的に想定されない。												1 0 2 0 1 0	NPO法人日本理美容福祉協会 札幌センター	厚生労働省
0920020	医療・社会福祉施設における理容所での美容師による業の特例措置	美容師法第7条、美容師法施行令第4条	美容の業は、原則美容所で行うこととされているが、例外的に、疾病その他の理由により美容所に来ることができない者に対しては、美容所以外の場所でも行うことができることとされている。	現在、理美容師法において理容師は美容所で美容師は理容所での業を行なってはならないとなっていますが、福祉施設が設置しているスペースのすべてが理容所登録であり、現行のままでは美容師は業を行なえず利用者さんに不便をかけております。よって措置をお願い致します。	福祉施設に入所されている男女の比は、約3:7で女性の入所者の割合が高いにも関わらず、現在、医療・福祉施設に設置されているほとんどが理容所であり美容所での届出施設が無いのが現状です。理由は、顔割りなど理容の届出では技術が出来ない、美容師の届出では出来ないからです。しかし今の法律上、理容所での美容師の施術は(またでも)あり出来なく、片方に偏ってしまいます。施設側にもスペースや費用などの点から理容、美容所、両方を整備するには難点があり、認識も薄いようです。今後時代の背景から福祉理美容は必要不可欠な物に成っていくものと思えます。前文にあるように、施設利用者の7割が女性です。よって、『医療・社会福祉施設に限り』理容所での美容師による業(逆もあり)の許可、又は同一スペースでの理美容所の登録許可をお願い致します。	D	II	美容の業については、美容所で行うことが原則とされているが、この例外として、疾病その他の理由により美容所に来ることができない者等に対して美容を行う場合には美容所以外の場所において行うことができることとされている(いわゆる出張美容)。よって法令上認められている出張美容を行う場合には特段の制約はない。													1 0 5 7 0 1 0	内閣府 認定NPO法人日本理美容福祉協会 帯広センター	厚生労働省			
0920030	メーキャップ(メイクアップアーティスト)の店舗設置と雇用の緩和	美容師法第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条	美容の業は、美容師でなければ行てはならない。美容師は、原則美容所以外の場所において、美容の業をすることは出来ない。	美容師免許を持たないメーキャップと想定する職種は、美容師法の適用外につき店舗設置と雇用を行う事を可能とする。	提案理由 メーキャップの定義とは… 産婦人科の産科や美容師、雑誌、映画、ファッションショー等のヘアセットやメイクアップ、ヘアセットを行う仕事である。ヘアセットについては薬液などを使わず乾燥状態の髪(1)にヘアアイロン、ホットカーラー等の道具で髪に熱を加え熱が下がるとよりくせを利用しセットする。上記の内容と美容師国家試験内容との相違(資料1)により、メーキャップと美容師は全く異なる職業であり、美容師法の適用を受けない。また、現在の風潮によりメイクアップアーティスト科等を設置する専門学校も多くある事から、代替措置 衛生に関する講習会等の受講により店舗設置と雇用を行う事を可能とする。	C	I	美容師法は、美容の定義について「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること」とし、これを業として行うことができる者を美容師に限定しており、美容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、美容を業として行うに際して必要な法令の内容、美容において使用する器具の取扱方法及び美容の専門技術等を習得し、養成施設を卒業後に国家試験である美容師試験に合格した者に与えられている。また、美容の業は、衛生措置の確保に適した構造設備のある美容所において原則行うべきものとされている。御要望にあるメーキャップについては、まさに「美容」に該当し、上述のとおり、美容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を授けられることとされている。したがって、御要望にあるメーキャップを業として美容師以外の者が行うこと等については、現行の美容師法に基づく美容師制度、美容所制度の存在意義を否定するものと等しく、これを認めることは困難である。													1 0 2 3 0 1 0	個人	厚生労働省			
0920040	市街化調整区域内における介護施設の建設	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」第93条第1項	指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の緩和	・法改正により建設が不可能となる市街化調整区域内における介護施設等の建設を引き続き可能とするよう都市計画法による制限の緩和 ・「指定認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット数は1又は2とする」との制限を撤廃し、必要と認められる場合は、3以上のユニット数を同一建物内に設置することができるようにする。	大和郡山市の弊社代表者の所有地は最寄駅から徒歩13分、住宅地にも近く、介護施設建設には適した場所であるが、調整区域である。認知症高齢者も地域社会の中で生活が営めるようにと理想は掲げられているが、実際建設を計画しても住宅地内においては地域住民の反対は必至である。当該地は住宅地にないだけで、大型商業施設や医療モールにも隣接しており、施設建設には最適な場所であると考えられ、規制緩和措置を受け、実現したいと考えている。また、奈良県においては2ユニットの認知症対応型共同生活介護施設の設立さえ困難な状況にあるのが現状であり、ユニット数の緩和を受け、入居者の症状や原因に合わせた個別対応のできる共同生活の場を提供したいと考えている。多人数を1ヶ所に集めるという考えではなく、入居者数は現在の1ユニット最高9名までに抑え、個室完備はもちろんのこと、家庭的な雰囲気やなじみの人間関係を築きながら、終末まで介護・看護を行える環境を整えた上で、高齢化社会におけるシニアタウン的な施設の設立を考慮するものである。奈良県においても住宅地に1ユニットのみで共同住宅のように建築された施設が多いが、施設建築には少なからず地元住民の反対はいつくも必至であり、建築後も地元との交流のない施設も多く存在する。認知症になった高齢者も安心して暮らせる街づくりの元として、地域密着型の制度とはまた異なるタイプの認知症対応型共同生活介護施設の存在も必要ではないかと考えるものである。	C	III	小規模な事業形態を重視するのであれば、少人数のユニットを複数作るということも認められないのか、ユニット数を1又は2に限定する理由を明らかにし回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答では地域に密着し、小規模な事業形態を重視しているが、実情の把握について疑問である。当社は信念と理想を持ち、当事業を行ってきたが、新事業所開設において地域住民に温かく迎えたことは一度もない。「火災が心配、うらやまされる」と困る、などの理解や偏見の言葉を度々聞かされた。今般、高齢者が住みたい場所や環境を自分で選ぶようになっており(例:高齢者専用住宅等)、認知症高齢者も同じであると考え、住みたい場所として新レベルの開発を行いたいと考えている。日本の狭い土地事情や法人の安定運営を図るためには複数ユニットの運営は必要であると考えるものである。	回答では地域に密着し、小規模な事業形態を重視しているが、実情の把握について疑問である。当社は信念と理想を持ち、当事業を行ってきたが、新事業所開設において地域住民に温かく迎えたことは一度もない。「火災が心配、うらやまされる」と困る、などの理解や偏見の言葉を度々聞かされた。今般、高齢者が住みたい場所や環境を自分で選ぶようになっており(例:高齢者専用住宅等)、認知症高齢者も同じであると考え、住みたい場所として新レベルの開発を行いたいと考えている。日本の狭い土地事情や法人の安定運営を図るためには複数ユニットの運営は必要であると考えるものである。	認知症高齢者グループホームの2ユニット規制は、平成15年度にサービスの質の確保の観点から導入したものである。3ユニット以上の定員を有する場合、その規模は、例えば定員30人の特別養護老人ホーム等と類似し、小規模で家庭的な環境と、少人数で安定した人間関係の下で、入居者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを行うグループホームケアの特質を損なうこととなる。また、定員規模の大きな事業所の場合、入居者が住み慣れた地域から離れて入居する場合も想定される。現に、かつての3ユニット以上を有するグループホームの中には、県内他市町村や他都道府県からの入居者を集めている事例も少なくはなく、入居に伴い家庭や地域における人間関係、居住環境の変化が生じ、なじみの関係を重視する認知症ケアの質の観点から問題があった。2ユニット規制は、こうした中で、経年グループホームを運営する関係者や認知症ケアの専門家の意見を踏まえて行ったものであり、今後とも必要な措置であると考えている。	同一主体が、同一建物内、同一敷地内に、それぞれが人員配置、管理体制等の基準を前掲した上で、複数の事業所を設けることはできるか、再度検討し、回答されたい。	同一主体が、同一建物内で、2ユニットの事業所を複数設置することについては特段規制はない。ただし、地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、市町村が日常生活圏を単位とした施設整備計画に基づき整備するものであり、市町村において、2ユニットの事業所を同一建物で複数設置することがその趣旨に沿ったものであると判断された場合に限られる。											1 0 7 5 0 1 0	ウェルコム株式会社	厚生労働省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁					
0920090	社会福祉施設における憩安事業	老人福祉法第二十條の六	経費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある者であると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。	社会福祉法人の運営する社会福祉事業には特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウスがあるが、これらでは入居申込をした者が入居しむことについて不安がある者であると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。	①経済的社会的効果について：介護家族型安旅行が全国的に盛んに観光事業が活発なとともに、介護老人を抱える家族の憩安を伴い生活の支援を行なうことができる。②事業の区域として想定している区域：島根県松江市、出雲市、雲南市、県外③現状の規制の問題点について：社会福祉事業においては、憩安旅行を受け入れるような設置要件(条例等)になっていない。他の地域へ、ショートステイでもない形で旅行に行っても介護も受けられないし、介護保険サービスに想定されない。④事例と経緯：事例はありません。社会福祉事業を運営している中で、自宅で介護を受けている高齢者とその家族が置かれている状況が思いやることがあり、旅行に行くこともできません。広域から、高齢者とその家族を迎え入れることにより、高齢者と家族に旅行の機会を与えたいと考えました。⑤既に認められている規制の事項等：ショートステイの受け入れは現実に行なわれています。しかし、介護を必要とする高齢者と家族と一緒に旅行する規制緩和はありませぬ。⑥これまで認められなかった理由：過去にこのような申請事例がなかったためです。⑦特例の適用にあたっての弊害：介護体制の整った施設で高齢者を受け入れますので特別の弊害は思い当たりませぬ。	C	I	〇経費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある者であると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。〇経費老人ホームにおいては、このような入所者に対し、食事の提供や入浴の準備の他、見守りや緊急時の対応を行うために最低限の職員が配置されており、経費老人ホームが目的となし利用方法や入所者以外の者に対するサービスの提供は不適切であると考えている。〇また、経費老人ホームにおいては、上記の目的を達成するため、建設費及び運営費等に補助金が支弁されており、対象としない者による利用は、当該補助金の目的外使用にあたり、認められない。	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	新設予定のケアハウスは、建物補助金はありません。運営費については、適切に利用者からいただきます。この「利用者」とは、老老介護や家族介護を対象としています。介護者のみを受け入れ、家族は近隣を旅行される場合もあります。新設のケアハウスに、このような部屋を設置したいと思ひます。	C	I	〇経費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。〇介護者老人ホームにおいては、このような入所者に対し、食事の提供や入浴の準備の他、見守りや緊急時の対応を行うために最低限の職員が配置されており、経費老人ホームに人所しようとする者は、上記要件を満たすことが必要であり、経費老人ホームが目的となし利用方法や入所者以外の者に対するサービスの提供は不適切であると考えている。〇なお、介護者の旅行時における一時的な介護については、経費老人ホームに短期入所生活介護事業所を併設することなどにより対応が可能である。											1 2 5 0 1 0	社会福祉法人ふれあい	厚生労働省	
0920100	自動車事故対策機構・介護料支給要件の緩和	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第4号及び独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第19条第2号	自動車事故により介護を必要とする後遺症を受けた者であつて労災保険給付又は介護給付その他対策機構に関する省令第19条第2号	制度が類似の労災保険の介護(補償)給付等を準用し、自動車事故対策機構・介護料の訪問看護等費用(介護用品購入費用等を含む。)を優先して請求し、介護料給付等の支給限度額を超える場合等に、介護保険制度による介護給付等の給付を受けられる供給調整制度を望みます。	具体的事業の実施内容： 生活的リハビリテーションに意欲的に取り組む介護料支給者を対象に、機構法で定める介護用品の販売・貸与事業を行います。購入とレンタルの利用者には自動的に賛助会員として登録し、介助技法の提供も併せて行います。介護用品の販売・貸与事業の実施に当たっては、他の制度との一体的、効率的な運用が強く望まれております。介護保険制度及び障害者自立支援法等に準拠して、公的制度・訪問介護事業者等と連携し、介護の実施現場で可及的潜在的ニーズに即して、次の生活支援を実施します。 ①レンタル機器搭載の生活的リハビリテーションカー(有資格者搭乗)の配備と貸し出し。 ②介護用品と基準優良のリネンサプライ 具体的事業の提案理由： 「重度後遺障害者の憩安に関する調査報告書(発行：独立行政法人自動車事故対策機構)」が発表されました。調査のポイントは、①重度後遺障害者の憩安把握、②心理状況の把握、③ニーズ把握からなり、今後の被害者支援事業のあり方とのとりまとめを行うものとする。アンケート票配布時の受給者総数は3,621人ですが、受給資格者と指定された運送事業者が今後課題ですがダウンの原因は、①類似する他の制度との併給の不承認、②支給対象拡大ともなう周知の不徹底、③受給資格者の書類の紛失又は記憶の不鮮明が挙げられます。提案事業では車の根拠運動を展開し介護料未請求者の解消に先取り組みます。アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズを踏まえ地域適宜による重度障害者(家族を含む。)との協働の実現を目指します。	C	III	独立行政法人自動車事故対策機構における介護料は、自賠責制度のカーフィナンツの考えに基づき、過去の自賠責保険の適用益という限られた財源を活用し、日々の介護に必要な費用について、対象者を限定した上で支給するものであり、家族等の介護負担が生じることのない施設入所者や、労災保険や介護保険といった国の一般の医療・福祉制度で救済される被害者に対しては、給付を行わないこととしています。なお、障害者自立支援法に基づく介護給付費については、独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令19条第1項第2号における「介護料に相当するもの」に該当しないこととされているため、現在でも併給は可能です。	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	自動車事故対策機構・介護料支給者等の経済的自立を実現するための提案事業を行うに当たっては、専らは大樹の陰であつて、活動の場となる規模法に基づく補償制度が不可欠です。また対象者の生活的リハビリテーションを確保するためにも要望事項は必須です。提案事業の成否を担う一つの介護用品を例にご説明します。二つ以上の機能(吊り具機能、体位変換機能)を有する医療マット(意匠権登録済み)は、介護保険法には購入対象であり、障害者自立支援法では給付対象になります。障害者の変化に対応しフィット仕立ての介護用品は購入には馴染まず貸与が適切です。そこに中途障害者と協働によるビジネスマッチングの所以があります。再検討を切望します。	C	III	自動車事故対策機構における介護料は、支給要件に該当すれば、介護料支給対象品目の貸与の場合についても、介護料の支給対象としています。また、介護用品のマットレスについては、介護料の支給対象とされています。また、介護用品のマットレスについては、介護料の支給対象とされています。また、介護用品のマットレスについては、介護料の支給対象とされています。また、介護用品のマットレスについては、介護料の支給対象とされています。												1 0 2 7 0 1 0	医療自動車交通有明会	厚生労働省 国土交通省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入の規制緩和	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあつて、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあつて、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案理由】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維を茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、産業物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の問題解決の有効な手段と考えられる。 ②当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトウモロコシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製造販売している。石油から種から種への時代の掛け橋となるようなパッケージを込めて「お箸」を製作した。個産原料確保が難しいために生産量に限りがあり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。	C	III	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	①私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められるとあるが、根拠を示して欲しい。②EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。③①②と関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	C	III	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。												1 0 8 4 0 1 0	株式会社グラスマイル	厚生労働省 経済産業省
0920120	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入の規制緩和	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあつて、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあつて、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができるとする。 【提案理由】 干葉葉は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は鶴川市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇創出が期待できる。 歴史的にも古代朝廷の祭事を担って大和政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安閑に渡り大麻産産を興し、関東に広めたといわれ、各地に伝承が残っている。地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。	C	III	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	III	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。											1 0 5 2 0 1 0	農事組合法人鶴川0自然王国	厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、腫瘍が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	Ⅲ	大府の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認めるため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	①私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEUやカナダの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、科学的根拠を示して欲しい。 ②EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。	提案主体からの再意見 「我が国又は国際社会の平和及び健全の維持を損ない、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。					1 0 6 7 0 0 1 0	高知ベン ブニオン	厚生労働省 経済産業省		
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②当社では、原料から加工まで純産物をコンセプトとしたものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させた「バイオマックス・レタフォーム」を使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、製造拠点である千葉県いすみ市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘルプサーフボードを輸出産業に育ててビジネスの実現につなげたい。	C	Ⅲ	大府の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認めるため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	①私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、科学的根拠を示して欲しい。 ②EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。	EU及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規制を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低THC品種ののちしめして25年の栽培実績がある。よって、国内内外の運用実績により、低THC品種を区別して管理することが可能である。問題は、現行規制が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。低THC品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。制度化の可否を回答できる。	大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間で大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な譲渡を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。 また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び健全の維持を損ない、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。 単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行なわれている加盟国がある一方で、国際麻薬規制委員会(INCB)の成立報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと報告されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。					1 0 8 6 0 1 0	有限会社 ビッグ ピール ド	厚生労働省 経済産業省	
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段である。 ②熊本県は豊後産とイグサの産地であり、同時に豊表に使う糞尿は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培も盛んであった。当社は、麻の葉をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないために、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるが、国内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。	C	Ⅲ	大府の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認めるため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	①私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、科学的根拠を示して欲しい。 ②EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。	EU及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規制を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低THC品種ののちしめして25年の栽培実績がある。よって、国内内外の運用実績により、低THC品種を区別して管理することが可能である。問題は、現行規制が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。低THC品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。制度化の可否を回答できる。	大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間で大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な譲渡を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。 また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び健全の維持を損ない、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。 単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行なわれている加盟国がある一方で、国際麻薬規制委員会(INCB)の成立報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと報告されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。					1 0 1 0 9 1 0	たしろ屋	厚生労働省 経済産業省	
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け薬麻第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	現在、国内における大麻草の栽培においては「トネギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう推奨されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領 第502) 在来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCであります。が、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発された毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。大麻にはある三木家は、麻のまつりとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アサヒ)を献上しています。徳島大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまつた大麻の栽培風景。これは、バイオマス的に見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。	C	Ⅲ	大府の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認めるため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	①私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、科学的根拠を示して欲しい。 ②EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 ③①と②に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。	大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間で大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な譲渡を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。 また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び健全の維持を損ない、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。					1 1 1 0 1 0	ヘンブリ ズム志 プロジェクト	厚生労働省 経済産業省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
092010	産業用大麻種の種子についての輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行した)に限る。	ネトラヒドロカンナビノール(以下「THC」といふ。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギンシロ(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)」に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領(第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCでありましたが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている。0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 岐阜県産業用麻協会は「イオマス資源の活用により自然の循環に導かれる産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残る麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待しています。 規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切り替え、岐阜県政推進である「活力ある地域づくり」を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。	C	III	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	岐阜県においては【岐阜県大麻取扱者指導要領】があり、第5の2に「栽培するために使用する種子の種類」において「大麻取扱者は、幻覚成分であるネトラヒドロカンナビノール(THC)含有量が少ない品種を栽培するよう努めるものとする」とあるが、厚生労働省においても県内の正規栽培大麻草についてTHC含有量を管理・測定できていない現状と「トチギンシロ品種」を入手できないことから新規栽培において上記の指導に努めることは困難であり、現状として海外で管理されている低THCの種子輸入に頼ることを得ない、輸入回答で輸入規制を維持するにほどのような対応すれば良いか?回答願いたい。	C	III	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	「免許を取得して大麻の栽培を行う場合には、栽培を行う大麻のTHC含有量の多寡にかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けていないにもかかわらず、大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「免許を取得して大麻の栽培を行う場合には、栽培を行う大麻のTHC含有量の多寡にかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けていないにもかかわらず、大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「各府省庁からの再々検討要請に対する回答」	1 4 3 0 1 0		厚生労働省 岐阜県産業用麻協会		
092010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行した)に限る。	ネトラヒドロカンナビノール(以下「THC」といふ。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視察し入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。(提案理由) ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温暖化対策として有効でありばかりでなく、離島が進む過疎地等における二酸化炭素排出削減取組ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離島、滅反等起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	III	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	「THC成分は微量ではあるが、違法栽培や乱用の危険性があるため現行の輸入規制を継続する必要があるとのご回答と理解いたしますが、違法栽培や乱用を防止するための措置を提案側において検討することにより、規制が緩和される可能性はあるのか、或いはあらゆる措置を講じたとしても緩和は認められないのかについてお尋ねいたします。 併せて、緩和される可能性のあるのであれば、栽培許可の有無、圃場での管理や外部からの侵入対策、収穫した肥料や茎の処置や廃棄物など、農産物が付されるものと思いますが、こうした事項について具体的なアドバイスを賜りたく宜しくお願い致します。	C	III	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	「THCの抽出濃縮による乱用の危険性有としているが、THCは他のカンナビノイドの含有比率によって効用が異なり、特にカンナビジオール(CBD)の含有率が高い産業用大麻においては、向精神効果等はないとされている。また、THCとCBDは薬理的に拮抗しているため、前向きに抽出することは困難である。このことから産業用大麻栽培を認めるには、大麻草の選別や施肥を行うことが必要と見られる。これらを踏まえ再考を求める。	「THCの抽出濃縮による乱用の危険性有としているが、THCは他のカンナビノイドの含有比率によって効用が異なり、特にカンナビジオール(CBD)の含有率が高い産業用大麻においては、向精神効果等はないとされている。また、THCとCBDは薬理的に拮抗しているため、前向きに抽出することは困難である。このことから産業用大麻栽培を認めるには、大麻草の選別や施肥を行うことが必要と見られる。これらを踏まえ再考を求める。	「各府省庁からの再々検討要請に対する回答」	1 0 9 4 0 1 0 1 0 0 0 1 0 0 1 0		産業用大麻研究会・「麻」プロジェクト」	厚生労働省 経済産業省	
092010	産業用大麻種の種子についての輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行した)に限る。	ネトラヒドロカンナビノール(以下「THC」といふ。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギンシロ(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)」に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領(第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCでありましたが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている。0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 愛媛県においては、繊維の町宇治があり、現在愛媛県繊維試験場とタイアップして、大麻のストール、スーツ等を作っています。夏はUVカットで涼しく、冬は静電気防止で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、至る所で栽培されてきた大麻ですが、戦後すつかり栽培が許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りません。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人にとって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオマス的に見ても、文化的に見ても、今後復興される事を、切に願うものです。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大麻が復興することを願って提案致しました。	C	III	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と區別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講ずる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	III	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	EU及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規制を設けて10年以上栽培実績がある。国内でも低THC品種のどちらかで25年の栽培実績がある。よって、国内の運用実績により、低THC品種を承認して管理することができる。問題は、現行規制が今日の運用実態に照し、特効のつくに適合していない点である。低THC品種の栽培普及によって、抽出濃縮による乱用防止の観点から栽培規制のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。	大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。 また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。 単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国(1999)によると、1998年中に、合法的と特等する目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと規定されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めないことは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。	「大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。 また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているのである。 単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国(1999)によると、1998年中に、合法的と特等する目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと規定されている。このように国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めないことは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。	「各府省庁からの再々検討要請に対する回答」	1 1 2 0 1 0		厚生労働省 KAYA	経済産業省
092010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行した)に限る。	ネトラヒドロカンナビノール(以下「THC」といふ。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際は、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視察し入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。(提案理由) ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②当社では、様々な大麻草からの販売を実施しており、お客様の多くから国産原料をつかた商品が求められている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトに関してはいまのところストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。	C	III	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	① THCが0.3%未満であっても精神作用が顕現した日本の実例や模倣を示して欲しい。 ② 低THC品種は、EU諸国で10年、カナダで8年の商業栽培経験があり、薬物乱用は十分ご注意ください。科学的根拠と海外の実用的経験が踏まえた種子の基準と運用規制を定めることは十分可能ではないか。 ③ 私たちは所轄官庁が組織的・体系的観点があることを認識している。これは薬物政策以前の課題であり、諸外国ができ、日本だけ産業用大麻に規制する規制がつけられないという根本的理由にはならない。よって薬物乱用防止のよりの回答ができない場合は、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよい。	C	III	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	EU及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規制を設けて10年以上栽培実績がある。国内でも低THC品種のどちらかで25年の栽培実績がある。よって、国内の運用実績により、低THC品種を承認して管理することができる。問題は、現行規制が今日の運用実態に照し、特効のつくに適合していない点である。低THC品種の栽培普及によって、抽出濃縮による乱用防止の観点から栽培規制のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答する。	大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。 また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているのである。 単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行われている国(1999)によると、1998年中に、合法的と特等する目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと規定されている。このように国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めないことは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。	「各府省庁からの再々検討要請に対する回答」	1 2 0 1 0		厚生労働省 KAYA	経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁		
092010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その地貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うおとす際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、産量が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	Ⅲ			幻覚成分が多量にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。			大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか、大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。			大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間で大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制していることである。また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を遂行するため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。			1 1 2 6 0 1 0 0	バイオマ スタウ 宮古島 産用ヘ ンブ 促進 プロジェクト	厚生労働省 経済産業省
092010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その地貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うおとす際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝機能を補助する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職業を担うものとして、麻栽培が復活する機会が、永久に失われてきた」と考えられる。歴史は繰り返す事実を待たせまいと、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地のために産産物の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実をおかしの菓物を詰めたものが郷土料理にあり、これを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がいないため、種子は海外からの輸入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。	C	Ⅲ			幻覚成分が多量にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	① THCが0.3%未満であっても精神作用が発現した日本の実例や根拠を示して欲しい。 ② 低THC品種は、EU諸国で10年、カナダでの商業栽培経験があり、薬物乱用につながったという報告はない。科学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と運用規則を定めることは十分可能ではないか。 ③ 私たちは所轄官庁が組織的・体系的な問題があることを認識している。これは薬物政策以前の問題であり、諸外国ができ、日本だけ産業用大麻に関する制度がつかないという根本的理由にはならない。よって薬物乱用防止の観点以外の回答ができない場合は、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよいのか。			大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか、大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。			大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間で大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制していることである。また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を遂行するため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。			1 1 8 0 0 1 0	有限会社 イー・コー レージョン	厚生労働省 経済産業省
092010	産業用大麻種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その地貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(昭和41年通商産業省告示第170号)・輸入のし、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(昭和41年通商産業省告示第170号)・輸入のし、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食生活にわたって活躍してきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ノンブと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農業を特に必要とせず、荒地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では春取(特二種、種、節)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因となっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を特化した形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行うおとす場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。	C	Ⅲ			幻覚成分が多量にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	「大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現する」という回答の、日本での実例や医学的根拠を示してください。産業用大麻である低THC品種は、EU諸国で10年、カナダで8年の商業栽培実績があり、薬物乱用につながったという報告はありません。医学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と、大麻の運用規則を定めることは十分可能だと考えます。先進諸外国に比べて、日本だけが運用制度がつかないという根本的理由が理解できません。新たなバイオマ資源の利用可能性を封じ、「薬物乱用防止」以外の回答ができないことは、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよいでしょうか。			大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか、大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。			大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者の間で大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制していることである。また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を遂行するため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。			1 2 0 8 0 1 1	国産ヘ ンブに よる中 山間地 域産業 振興プ ロジェ クト	厚生労働省 経済産業省
092010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その地貨物の輸入については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(昭和41年通商産業省告示第170号)・輸入のし、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(昭和41年通商産業省告示第170号)・輸入のし、大麻種子の取扱については(昭和40年9月15日付け麻薬第一238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うおとす際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 ①持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、産量が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	Ⅲ			幻覚成分が多量にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	①THCが薬物乱用になる臨床薬は前回提出した資料で医学的根拠が低いと述べたが、THCについて関連した知識をホームページを通じて情報提供をすませるべきであると思う。それについて回答願いたい。			THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。			大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか、大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。			3 0 7 0 1 0	NPO法人 設立準備 団体 山へん ぶ会	経済産業省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920120	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入割当てを受けるべき貨物の品目・輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)・輸入のし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付薬麻一第238号厚生労働省薬局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、大麻種子の取扱を税関に提出しなければならぬ)	当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したストラップを経営しているものである。経済産業省発第708号通達によれば、「大麻の違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととしているが、通達が出された当時には、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼ばれるこれら製品は目でみて発芽不能であるとわかるにもかかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書を必要としている。麻薬取締部の発芽試験には7～10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされるなど事業の障害となっている。大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で脱税された熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省(税関)が判断できるように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱税したものの非発芽試験については輸出国の公的な証明書を提出することで確認することができる。	C	III	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	輸出の公的機関が発行した熱処理証明書とともに輸入された大麻の種子及び脱税後の大麻の種子に対して、麻薬取締部において発芽不能であることを確認することは過剰な規制であるのではないかと、再度検討し回答された。	C	III	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答		1 1 5 9 0 1 0	株式会社ニュー・エイジ・トレーディング	厚生労働省 経済産業省
0920130	産業用大麻原料の輸入規制緩和		大麻取締法第1条は、規制対象となる「大麻」について、THCの含有量の多寡にかかわらず、「大麻草(カンナビス、サテバ、エル)及びその製品をいう」と定義している。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草の樹皮を取り除いた後の幹の製品である粉砕したナッツの輸入に関して、協議の上、燃るべき基準を設ける。	産業用大麻は多分野での有効利用が可能であり、循環型社会構築に貢献し得ることは、欧州諸国の産業用大麻(ハイマス)による実績が示している。しかし国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、工業製品への利用や需要開拓への用途開発は輸入原料に頼らざるを得ない。2005年7月、産業用大麻から得られる素材の大半を成す麻幹(おがら)チップのオーストラリアからの輸入に際し、0.015%という微量の粒子状の葉が混入したため小牧での通関ができなかったケースがあった。THC含有率0.3%未満の品種を欧州諸国は産業用大麻の基準とし、その部位に関わらず産業用大麻として利用していることから、種子状の葉の夾雑物としての混入率及びTHC含有率の合理的基準を設け、麻幹チップ輸入の円滑化を図る。このことにより、用途開発、需要の開拓と確保、並びには産業用大麻という資源作物の国内生産による新しい農業体系の展開と新産業の創出の効果、環境浄化と修復に貢献する。 【提案理由】 ①大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②2005年7月の麻幹チップ輸入は、北海道内の競走馬の育成牧場に敷き料として供する目的と建材メーカーへの複合ポット試作開発を予定していた。輸入通関の安定化により、当社のこれら顧客への信頼回復と共に他分野事業への展開が臨める。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体が言う、麻幹チップ等製造の際には、THCをごく微量含む粉末等が混入することは想定されるが、THCの濃度について何らかの基準を設けることなく、一律に規制することなどは過剰な規制であるのではないかと、再度検討し回答された。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	EU及びカナダは、単一貿易加盟国であるが、産業用大麻の運用規制を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低THC品種のTHC含有率が25%の栽培実績がある。よって、国内での運用実績により、低THC品種を区別して管理することができる。低THC品種の栽培基準に基づいて、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の輸入原料のTHC濃度基準の制度化によって対応可能である。制度の導入の可否を回答する。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、国際条約(千九百六十一一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。 なお、国際麻薬規制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と特許目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻が、ヨーロッパ(フランス)に発見されたことと報告されている。また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。		1 1 4 0 1 0	有限会社ジャパンエコロジックプロジェクト	厚生労働省	
0920140	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義から低THC品種の除外し、葉と花穂が産業利用を可能とする		大麻取締法第1条は、規制対象となる「大麻」について、THCの含有量の多寡にかかわらず、「大麻草(カンナビス、サテバ、エル)及びその製品をいう」と定義している。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草については、EUのように葉と花穂を使った加工及び製品を販売できるようにする	大麻草の花穂と葉からエッセンシャルオイル(精油)が抽出でき、非常に良い匂いを持ち、地域の特産品として商品化ができる。 平成28年7月23日 衛生局長通知「食生活衛生部令に基づき添加物の表示等について」別添2 天然香料基原物質リストに「アサ、麻、Hemp」が掲載されている。 【提案理由】 ①低THC品種の大麻草の花穂と葉から取れるエッセンシャルオイルには、THC成分は全く含まれておらず、悪用する危険性が無い。 ②麻草が進む過疎地等における地域活性化の切り札として精油ビジネスは有望であり、現に高知県のエスエスの精油は高品質でアロマテラピー効果が高いと評判であり、リットルで20万円以上で取引されている。麻の花穂や葉は、海外では精油や香水や化粧品、ハーブティーなどに応用されている。高知県において付加価値の高い農業が求められているが、代替案に乏しい。麻は、利用簡便、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	① 大麻取締法第1条は、実態の合わなくなった国の規制の枠組みを踏襲している。低THC品種の栽培実績のある樹木果では、1981年に低THC品種に切り替えることにより、大麻事犯の発生がなくなっています。現在まで国内における低THC品種の大麻栽培が薬物乱用につながっているという報告があれば回答願いたい。 ② 花穂や葉からつくれる精油は、香料や化粧品等の経済的付加価値が高く、しかもTHCを含有しない製品であるため、含有量を高めることは不可能である。よって、THC濃度に基づいた大麻草栽培基準をつくり、特区として試験的に実施できる提案だと思うが、何が問題になるのか科学的根拠をベースにした回答を願いたい。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、国際条約(千九百六十一一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。		1 0 6 7 0 2 0	高知ヘンブユニオン	厚生労働省			
0920150	産業用大麻の栽培免許取得に関する緩和		農作物として出荷する目的での栽培を一律に認めるのではなく、その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合に限り免許することとしている。	大麻栽培に関しては、県知事が交付する大麻栽培免許を取得する必要があるものの、厚生労働省からの指導により、新たに免許取得することは、実に困難である。この指導を緩和させ、富山県内においても、かつて盛んであった大麻栽培を復活させ、新たな地域産業振興として役立てていきたい。	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたって生活を満たしてきた日本古来の伝統であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農業を特に必要とせず、荒れ地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に猿、猪、熊)による農作物および人の被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因となっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を特長に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行う場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を導入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。	C	IV	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講ずる場合においては、葉と花穂の産業利用を可能とすることはできないかと、再度検討し回答された。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	C	IV	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	平成18年中の大麻事犯の情勢を見ると、押収量は減少したものの、検挙人員が過去最高を記録した。また栽培事実での検挙者数が増加傾向にあり、過去30年間で最高となり、薬物事犯の情勢は依然として憂慮すべき状況にある。 このような情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかながみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要がある。また、大麻栽培を付与すべきである。よって、農業の活性化・産業振興による広域的な地域再生を目的とした大麻の栽培については、認めることは困難である。		1 2 0 1 0	国産ヘンブによる中山間地域産業振興プロジェクト	とやま中山間地利用フォーラム	厚生労働省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920150	医薬監完麻第294号通知の訂正	大麻栽培者免許に係る疑義について(回答)〔平成13年3月13日付け医薬監麻第294号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知〕	農作物として出荷する目的での栽培を一概に認めるのではなく、その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合に限り免許することとしている。	地域再生や持続可能な(社会・産業・生活)を目的とする産業利用の新規大麻草栽培においては、その栽培許可を認めるものとする。	大麻取締法においては繊維採取・種子採取を目的とする栽培許可の分別があるのみであり、地域再生を目的とした産業利用などの栽培については何ら規制されていません。しかし、その運用は規制であります。岐阜県における大麻草栽培はそのほとんどが神事・祭事などの伝統文化伝承が目的であり、厚生労働省による各都道府県への通知から地域再生や産業利用を目的とする栽培許可が認められない現状であります。その一つに栽培許可を出す担当省として地域再生・産業利用による栽培が社会的な有用性や合理性があるとして許可を出して良いかどうか、前例がないこともあり判断しかわるという通知の解釈度合いによる個人差があります。地域産業の再生から山間地の過疎化・就業機会の低下を改善し持続可能な循環型社会づくりに繋がる活動としての新規大麻草栽培を促進できるよう厚生労働省による通知の訂正を提案いたします。 【地域の特性】岐阜県の産業地域はそのほとんどが山間地であり、その生活様様は自然の循環に逆らわない持続可能な(社会・産業・生活)をはぐくんできました。しかし山間部における過疎化が進み、行政指針にも似つもの対策をなし就業機会の低下による山間地での過疎・高齢化はとどまることをみません。バイオマス資源の有効利用が叫ばれる現在、環境負担が少ない古来の素材であり、地域の気候風土にも適している大麻草の栽培は地域の活性化および関連産業の創出や休遊地の有効利用に期待できます。大麻草栽培にかけ地域住民の想いは切実なものです。	C	IV	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920160	外国人介護福祉士及び看護師の就労	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。	外国人介護福祉士及び看護師の就労を可能とする。	医療・介護従事者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従事者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常勤力豊かな人材育成が必要であり、外国人個人に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我が国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従事者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920170	民間企業による介護福祉士、看護師の養成学校の設立	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領(平成14年2月28日付医政発第0228005号別紙)	介護福祉士養成施設の設置主体については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とするとしている。	民間企業による介護福祉士、看護師の養成学校の設立を可能とする。	医療・介護従事者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従事者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常勤力豊かな人材育成が必要であり、外国人個人に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我が国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従事者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。	C	IV	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920180	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第389号) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生労働省令第1号)第4条第1号 看護師等養成所の運営に関する指導要領(平成13年1月5日付医政発第5号別添)	・看護師養成所(3年課程)の入学資格 ・外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の要件を緩和し、国籍、年齢、学歴に捉われないが、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。 ・外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度を受け入れを可能とする。	医療・介護従事者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従事者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常勤力豊かな人材育成が必要であり、外国人個人に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我が国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従事者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。	D C	III IV	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」 「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類の見直し」 「措置の内容の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁			
0920190	外国の医師資格者による医療行為の緩和	医師法第2条、第11条	医師になるようとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。 医師でなければ、医業をなしてはならない。	外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話す患者に限り診療治療に当たらせる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C	I	医学に関する専門的知識・技術が不十分な者が日本国内において医療を行うことによる事故の発生や伝染病等の蔓延を未然に防止するなど、国内の医療安全や公衆衛生の確保を図る観点から、仮に診療対象者が在日外国人である場合であっても、日本の医師免許を取得することが必要不可欠であり、これを緩和することは考えていない。 なお、英語による特例的な医師国家試験に合格した外国人医師が、診療対象や診療場所を限定する等の一定の条件下で医療行為を行うことは、現在でも可能である。									外国人企業家特区	1038060	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省 厚生労働省				
0920200	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条	看護師でない者は、看護者若しくは看護師に就くことは、保健上の必要上、法律上の補助を行うことを業としてしてはならない。	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の看護師資格を有する者による看護業務を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C	I	医学に関する専門的知識・技術が不十分な者が日本国内において医療を行うことによる事故や院内感染発生等の未然の防止、また、医療の提供において十分なコミュニケーションを図る等、国内の医療安全等の確保を図る観点から、日本において看護業務に従事するためには、日本の看護師免許を取得することが必要不可欠であり、これを緩和することは考えていない。なお、日本の看護師免許を有する外国人が、適切な手続を経た上で就労することは現時点において可能である。									外国人企業家特区	1038070	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省 厚生労働省				
0920210	外国人に関する年金制度の見直し	厚生年金保険法附則第29条、国民年金法第9条の3の2	「社会保険協定の締結の推進」 社会保険協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアの間で署名済みであり、平成19年4月にオランダとの間で協定の内容審議が意思に至っている。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。	外国人研究者等の年金加入機関が通算されるよう、日本と母国との間の社会保険協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず補償する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。	C	I	社会保険協定の締結の推進 社会保険協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアの間で署名済みであり、平成19年4月にオランダとの間で協定の内容審議が意思に至っている。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。また、チリとの間で改訂交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で協定の交渉中である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。						外国人企業家特区	194010	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	外務省 厚生労働省		
0920220	外国人の起業規制緩和特区	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要。	特区内において、出入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促進し、活性化へつなげる【資格基準の要件緩和】 ①2人以上の常勤職員の雇用 ⇒人数規制をなくす 個人での事業立ち上げも可能とする ②年間投資額500万円以上 ⇒投資額下限の引下げ(100万円)	■提案理由)外国のノウハウやビジネスアイデアを輸入することで日本全体の活性化を図る。 ■内容)「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる ■効果)日本経済の活性化。長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。	C	III	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、省令等で定められている基準については、これを踏まえ、外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なのであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	「規模」要件につき、少なくとも2人以上の雇用が原則であり、「500万円以上」の規模であれば、認可の可能性が高くなる。しべルのが現在の法文上の表現であるため、明確な条件緩和を検討させていただきたいと思います。 また、「500万」の規模も会社法で資本金規制の緩和の流れがあるなかで、外国人というだけの理由で会社設立の壁を設けることは、機会格差の是正と国際化の流れに逆行すると考えます。 不法就労等の問題については、事業報告および事後規制を強化することで対応し、起業による産業活性化の隅の部分に目を向けるべきだと考えます。 今後の国内の労働力不足を解消するための外国人活用政策の一環としての導入を強く希望します。	C	III	「投資・経営」については、その活動内容にかんがみ、既に学歴要件が免除される等要件緩和が図られている。こうした中、現在省令等で定められている基準については、外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なのであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。								外国人企業家特区	105130	(株)パソナ ドナーキ ビネット	警察庁 法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920230	「投資・経営」の事業所の確保(存在)」の認定の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要。	「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。	C	Ⅲ	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、省令等で定められている基準については、これを踏まえ、外国人が投資・経営の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なものであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。	所管省庁である法務省は本提案事項に関して「D」回答であるが、それを踏まえ、貴省が「C」回答である理由を明確にされた。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	D	Ⅲ	在留資格に係る基準を一律に緩和することについては、前回回答同様、適当でないと考えますが、法務省回答のように、現行基準に基づく個別の審査により、本件要望に対応することは可能であると考えられる。									1 6 0 0 6 0	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省 厚生労働省
0920240	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種:織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)・技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣公示)	「技能実習制度」は、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達したことを要件とする場合、その後雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することができるという制度であり、研修期間が、技能実習期間からなるものである。日本における滞在期間は、研修期間と技能実習期間を合わせて3年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。播州織業界では産地組合が織布運転の職種を研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。 ※在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 一在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となっており、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	C	Ⅲ	技能実習期間の延長等については、技能実習生は実習終了後に母国へ帰国し、修得した技術等を母国の発展のために役立てることが当制度の趣旨であるため、技能実習の期間を延長し、母国に帰国してから技能移転を遅らせることは適当ではなく、いたずらに期間を長くすることは、①定住化、不法就労の問題、②家族の呼び寄せ問題、③労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	Ⅲ	研修・技能実習制度においては、最長3年間の滞在期間中に、初級の技能労働者レベルである技能検定3級相当のレベルに到達することを目標とし、この仕組みの中で研修計画及び実習計画の策定、これに基づく研修・技能実習が行われており、この到達目標の技能の修得に必要な期間は、現行制度より3年以内で十分と考えている。 また期間の延長は、①定住化、不法就労の問題、②家族の呼び寄せ問題、③労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。 なお、織布運転職種には、準備工程作業の他に製織工程作業と仕上げ工程作業が段階的ではなく独立した作業として設けられていることから、現時点でも準備工程作業を結ぶことなく製織工程作業や仕上げ工程作業に係る初級技能が習得できる仕組みとなっている。また、技能実習への移行が認められた職種・作業以外の関連する職種・作業の実習を行うことについては、それらが相互に関連していること、現行制度においても、十分送り出し国際企業の要望に応えることができると考える。								1 2 4 0 8 0	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省	
0920250	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の撤廃	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の撤廃を求める。	世界最大の大規模放射施設SPRING-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。 さらに外国人研究者の配偶者についても、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 ○提案理由: 播磨科学公園は外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)への在留資格変更の場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受け入れ環境の向上を図りたい。(国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組みよう求める。)	C	Ⅲ	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に「実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純に科目専攻要件の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純に科目専攻要件の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、政府として外国人労働者の受け入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	第10次提案募集の各府省庁からの回答において、法務省は「客観的指標があれば検討は可能である」とあるが、貴省としても同様の見解でよろしいか。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	Ⅲ	提案内容自体は、提案主体からの意見にもあるとおり、単純に実務経験年数を緩和するものとして単純労働者の受け入れにつながりかねず、措置を行うことは困難である。 他方、同等性を前提とした措置については、現状と同等の専門性・技術性が確保されること、客観的に確認できるものについて、その措置を検討することは可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。							1 9 4 0 3 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省 厚生労働省	
0920260	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務」については、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域の活性化を図る。 具体的には、姫路獨協大学留学生在が卒業後日本で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に携わられず、一般事務、営業、企画業務等の職種を認めることにより、就職の機会が増大することとなる。日本で就職を希望する留学生在が、姫路獨協大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生在が姫路地域を中心に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘することとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受け入れを拡大する場合のモデルケースとなる。	C	Ⅲ	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に科目専攻要件の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純に科目専攻要件の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、政府として外国人労働者の受け入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	Ⅲ	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲・要件は、日本人労働者との統合・代替の問題、労働条件の確保・要件を決定しておられること、その影響を判断するモデルケースとしてぜひ特区認定を検討いただきたい。 また、「単純労働者の受け入れにつながる」とご指摘であるので、単純労働者の定義を具体的にご教示願います。								1 0 8 9 0 1 0	学校法人 獨協学園 姫路獨協大学、姫路商工会 姫路市	法務省 厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920270	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の在留資格に係る基準において要求される実務経年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。近年、兵庫・神戸への直接投資件数が増加し、「人文知識」の在留資格者の人材確保が重要となっている。地域への一層の投資促進をはかため、財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」のI級合格かつ、独立行政法人日本貿易振興機構が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」で530点以上取得者に限り、「人文知識」の必要経年数を緩和する。	C	Ⅲ	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受け入れにつながるものもあることから、政府として外国人労働者受け入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	第10次提案募集の各府省庁からの回答において、法務省は「客観的指標があれば検討は可能である」とあるが、貴省としても同様の見解でよろしいか。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	Ⅲ	「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受け入れであることを担保するための実務経年数について、提案の専門性・技術性に係る同等性が担保できないおそれが強く、措置を行うことは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「ひょうご・神戸」に立寄る外資系企業のビジネス展開において、人文科学の分野に属する知識・職務経験を有することにより、日本企業のビジネス能力を有する外国人人材の確保が非常に重要となっている。同人材の確保に必要な知識として、日本語能力は当然含まれるものであり、その能力が客観的に判断しうるものについては、従事しようとする業務に係る水準を勘案し、併せて考慮する。神戸工業会、神戸商工会議所、兵庫県・神戸市等は、今年度から神戸については歴史、産業、文化に関する「神戸学講座」を実施する。合格者は、地域に関する一定水準以上の理解があるものと判断され、先に提案した日本語能力から貴府に加入し「神戸学検定」合格者に限り、必要経年数を緩和する。					1 1 6 0 4 0	兵庫県、神戸市	法務省 厚生労働省		
0920280	「技術」の必要経年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該技術若しくは知識を修得していることが必要。	「技術」(情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事する外国人)の在留資格に係る基準において要求される実務経年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。日本の情報産業等において、IT技術者等が不足し、海外からのIT技術者等の受け入れが期待されている。そこで、地域経済の活性化のため、情報産業界で世界的な認知度が高い民間ベンチャー資格を取得し、高度な技術力が証明できる外国人について「技術」の必要経年数を緩和する。	C	Ⅲ	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受け入れにつながるものもあることから、政府として外国人労働者受け入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	第10次提案募集の各府省庁からの回答において、法務省は「客観的指標があれば検討は可能である」とあるが、貴省としても同様の見解でよろしいか。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	Ⅲ	具体的・客観的指標が示されることが、議論の前提になるものと考えているが、「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受け入れであることを担保するための実務経年数について、提案のような資格をもって緩和するとすれば、当該在留資格の専門性・技術性に係る同等性が担保できないおそれが強く、措置を行うことは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	第10次提案の法務省の回答では、受入企業が技術力を確認のうえ自身引受確認文書を厳密に提出することを提案したが、客観性、中立性を担保することは困難との回答であり、「例えば、相互評価や客観的指標、技能レベルを評価し得る国家資格等により社会一般に認められていることが前提に確認された。卒業・実務経験要件緩和の検討が可能とのことであった。そこで、今回、情報処理産業界で客観的に技術、技能レベルを評価する資格として民間ベンチャーで採択したものである。しかしながら、この点において従事業務に係る専門性・技術性を担保できないことであるため、今回、実務経年数のみについてお伺しいたい。現状「10年以上の実務経験」により従事業務に必要な技術取得が担保されるとされているが、情報処理産業界の進歩が急激であるため、技術取得に10年間もかけられるような状況ではなく、実務経年数の短縮は当然検討されるべきと考えられ、その検討にかかる可能性についてお尋ねしたい。					1 1 6 0 0 3 0	兵庫県、神戸市	法務省 厚生労働省		
0920290	「企業内転動」の転動前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要。	「企業内転動」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経年期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。規制改革、民間開放推進3年計画において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格にかかわる在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転動」等の在留資格の付与	C	Ⅲ	在留資格「企業内転動」は、外面で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受け入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経年数等の要件を設けていないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。なお、外国での業務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	Ⅲ	ご要望の趣旨を踏まえた場合であっても、前回回答したとおり、在留資格「企業内転動」は、外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受け入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経年数等の要件を設けていないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。なお、外国での業務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。							1 1 6 0 0 5 0	兵庫県、神戸市	法務省 厚生労働省		
0920300	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」について、申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事し並みされる規模のものであることが必要。在留資格「企業内転動」について、申請人が転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要。	【内容】 期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に関して、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転動」等の在留資格の付与	【実施内容】 外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人材が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。 【提案理由・目的・効果】 当地へ進出予定の外国企業が一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した「在留資格」を付与すること、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業への対日投資を促進に資する。 在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為(銀行口座の開設、オフィスや社宅の賃借契約など)が在留資格「短期滞在」だからという理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した「在留資格」を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人材に対する社会的な信用度も高く評価されると考えられ、対日投資の増加を促すからである。	C	Ⅲ	「投資・経営」「企業内転動」の在留資格は、その活動内容に鑑み、「技術」「人文知識・国際業務」等の在留資格で要件とされる実務経年数の要件が課されていないものである。そのため、現在の基準で「投資・経営」「企業内転動」の在留資格に該当しない者についてまでこれらの在留資格を付与することは、受入範囲の拡大であり、労働市場への悪影響も懸念され、政府として外国人労働者受け入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	所管省庁である法務省は本提案事項に関しては「D」回答であるが、それを踏まえ、貴省が「C」回答である理由を明確にされた。	D	Ⅲ	在留資格に係る基準を一律に緩和することについては、前回回答同様、適当でないと考えられ、法務省回答のとおり、既にこうした要望に対応しうる措置もなされているものと理解している。								1 1 8 7 1 1 6 0	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁			
0920310	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	就労準備研修を目的とした在留資格は存在しない。	【内容】 ①人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合理化のための半年程度の研修を受講する場合は在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 ②専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果、昨日まで本国、明日から日本の職場」となり、トラブルや雇職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経路を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も就業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。	C	I	就労を伴わない活動について、「短期滞在」等の在留資格の下での入国・滞在は可能である。また、就労については、「技術」等の専門的・技術的分野の在留資格の下で認められるものであるが、当該在留資格要件の緩和や、当該分野以外の分野での就労を可能とする在留資格の創設は、我が国労働市場に及ぼす影響等にかんがみ適当でなく、対応は困難にない。	所管省庁である法務省は本提案事項に関して「D」回答であるが、それを踏まえ、貴省が「C」回答である理由を明確にされた。				提案が就労を目的としたものである場合には、就労が「技術」等の専門的・技術的分野の在留資格の下で認められるものであり、当該分野以外の分野での就労を可能とする在留資格の創設が、我が国労働市場に及ぼす影響等にかんがみ適当でなく、対応は困難である。 なお、半年程度の研修が就労を伴わない場合にあつては、法務省回答のとおり、現行の在留資格制度で対応可能なものと考えられる。									福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 7 0	福岡市	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
0920320	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	留学生が、在留資格「留学」で認められる活動以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受けようとする場合には、あらかじめ法務大臣の許可(資格外活動の許可)を受け、その活動時間の上限は、1週につき28時間以内とされている。	【内容】 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。 このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でもインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就業機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。	C	I	留学生の国内就職の促進については、積極的に取り組むべきものとするが、労働時間を週28時間までとしていることについては、「留学」の在留資格本来の活動と就労との両立を可能とする観点から定められたものであり、これを緩和することは適当ではない。	「留学生の国内就職の促進については、積極的に取り組むべきもの」と御回答いただいたとおり、本提案の実現に向けて前向きに再度検討し回答されたい。			留学生について、学業との両立を考えた場合、週28時間の要件のこれ以上の緩和は困難である。しかしながら、この場合であっても、通常想定されるインターンシップ(無報酬)であれば、時間制限と関係なく行うことができるので、提案がねらいとする留学生の国内就職支援は可能であると考えられる。								福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 9 0	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省		
0920330	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカー受入のための在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。	①福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間のみの適用となるワーキングホリデー制度を創設する。 ②就業ビザの在留資格(介護・看護等)を新設する。	【実施内容】 二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデー制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。 【提案理由・目的・効果等】 現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえ、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている。また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのHubを目指したいと考えている。	C	I	外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。 ①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 ②将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回る見込みがある中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 ③介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること。 なお、日本の看護師資格を有する外国人看護師については、在留資格「医療」に係る要件を満たす場合には、入国及び就労が可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	外国人ケアワーカーの受入の検討にあたっては、現場の実状について十分考慮する必要がある。また、外国人の受入にあたっては法的な取り組みも必要と考えられるため、政府として具体的な検討を進める際には、複数の企業が外国人ケアワーカーの受入を考えている本市をモデルケースとして活用することを検討し回答されたい。			前回にも回答したとおり、次のような現状分析・理由から、外国人介護福祉士の我が国での就労については認められない。 ①介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 ②将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 ③介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること。 なお、日本の看護師資格を有する外国人看護師については、在留資格「医療」に係る要件を満たす場合には、入国及び就労が可能である。						福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 2 1 0	福岡市	法務省 外務省 厚生労働省			
0920340	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や市民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 【提案理由】 現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合には、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) 本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部国際空港におけるCIQ職員の見定増前増とするものでも必ずしもない。		C	-	貴省の回答は、「現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で対応は困難」とのことであるが、他の関係省庁からは前向きな回答が出ており、人員配置の工夫等を行う余地はないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	財務省(税関当局)、法務省(入管当局)、農水省(動物検疫所)から、設備・人員体制では対応が困難であるが、深夜早朝等の搭乗客が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるが、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難である。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。			検疫所では、現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っていることから、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応が困難であるが、深夜早朝等の搭乗客が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるため、具体的な内容をお聞きした上で対応を検討したい。								中部国際空港 アジアゲートウェイ特区	1 3 4 0 1 0	中部国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管官庁
0920350	出入国手続施設の多様化	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求める。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	C	—	貴省の回答は、「現在の入国手続では対応が困難」とのことであるが、他の関係省庁からは前向きな回答が出ており、人員配置の工夫等を行う余地はないのか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	再検討要請	財務省(税関当局)、法務省(入管当局)、農水省(動物・植物検疫当局)から、設備・人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したいなどの前向きな回答をいただいたところであり、同様の観点から再度ご検討いただければ幸いです。	D	—	検疫所では、現在の入国手続プースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っていることから、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難であるが、深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるが、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難である。	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	それは、内容等が具体化したときに今後御説明し、御検討頂くという運びでよろしいか、御検討願います。また、本省からも必要に応じて御助言・御支援をお願い致します。	D	—	再検討要請に対する回答のとおり、本件については深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば対応できる可能性もあるが、想定される到着便の頻度、時間帯、空港会社が別に設ける施設の内容等について、関西空港検疫所にお示しいただいた上で、具体的な調整を行うたい。	関西国際空港	1 3 5 0 5 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0920360	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーン」の設置	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と間出入国手続のプースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、①ビジネス目的、あるいは②乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えたい状況となっている。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港(イギリス)、ミュンヘン空港(ドイツ)、ドバイ空港(UAE)、新バングコク空港(タイ)、クアラルンプール空港(マレーシア)など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、ABTC(APECビジネス・トラベル・カード)を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある。交付に時間を要する(数ヶ月)ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 (その他) ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の見直し等前提とするものでも必ずしもない。	C	—	本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。	再検討要請	本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。	C	—	検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考え、支障が生じているのであれば、その内容を具体的に伺った上で検討し回答されたい。 なお、検疫手続については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。 なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。	アジアゲートウェイ構想の推進を政府として行っている中で、検疫業務に支障が生じているような現状があれば、改善策を検討することはできないのか、再度検討し回答されたい。	検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考える。専用手続レーンの設置が必要な状況にはないと考える。また、検疫業務において経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査時に到着した順に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に手続させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは現行の規定の下でも対応が可能と考える。	中部国際空港 アジアゲートウェイ特区	1 3 4 0 2 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省				
0920360	出入国審査時の優先レーンの導入	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	世界の主要空港ですです導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客(ビジネスジェット旅客を含む。)」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む。)」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	—	本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。	再検討要請	本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。	C	—	検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考え、支障が生じているのであれば、その内容を具体的に伺った上で検討し回答されたい。 なお、検疫手続については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。	アジアゲートウェイ構想の推進を政府として行っている中で、検疫業務に支障が生じているような現状があれば、改善策を検討することはできないのか、再度検討し回答されたい。	検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考える。専用手続レーンの設置が必要な状況にはないと考える。また、検疫業務において経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査時に到着した順に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に手続させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは現行の規定の下でも対応が可能と考える。	成田国際空港 アジアゲートウェイ特区	1 3 8 0 1 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省				
0920360	出入国審査時の優先レーンの導入	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	世界の主要空港ですです導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む。)」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む。)」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内際乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	—	本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。	再検討要請	本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。	C	—	検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考え、支障が生じているのであれば、その内容を具体的に伺った上で検討し回答されたい。 なお、検疫手続については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。	アジアゲートウェイ構想の推進を政府として行っている中で、検疫業務に支障が生じているような現状があれば、改善策を検討することはできないのか、再度検討し回答されたい。	検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考える。専用手続レーンの設置が必要な状況にはないと考える。また、検疫業務において経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査時に到着した順に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に手続させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは現行の規定の下でも対応が可能と考える。	関西国際空港	1 3 5 0 6 0	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省				

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920360	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続きレーンの設置	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期における「専用手続きレーン」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元へ大きく期待されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の空港地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を含め、空港における地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における入国審査の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考える。	C	検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。 なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。		本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。		C	検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考えるが、支障が生じているのであれば、その内容を具体的に伺った上で検討したい。 なお、検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。							検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考える。また、検疫業務について経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査場に到着した際に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に検疫させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは該行の規定の下でも対応が可能と考える。	成田国際空港 アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 5 1	千葉県 成田国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 農林水産省
0920370	CIQ対応の特例(船内での入国審査等の実施)	検疫法	外国から来航した船舶については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足度が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	検疫は、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止するものであり、船舶が入港する直前の時点での乗組員及び乗客の健康状態等を確認する必要がことから、港へ到着する前に検疫を行うことはできない。 また、特に中国はインフルエンザ(H5N1)等の検疫感染症の流行地域であり、中国から来航する船舶に対して検疫を緩和するような措置を設けることはできない。		提案の趣旨は、港へ到着する前に検疫を行うことを求めるものではなく、接岸前(港の中には入っている)に検疫を行うというものであると思われる。再度検討し、回答されたい。		D	船舶に対する検疫は、検疫法に基づき、着岸する前に検疫港に定められた検疫区域に当該船舶を入れ、検疫を受けることは可能である。							福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 2 0	福岡市	法務省 厚生労働省 農林水産省	
0920380	消防職員OBが行う応急処置の規制緩和	医師法第17条	医師でなければ医療を行ってはならない。	救急車に搭載している資機材を使用している応急処置は医療行為にあたるもの見解があり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者である。消防職員OBについても消防職員と同等の応急処置ができるようにする。	救急業務については、周辺部のへき地においても平等のサービスを提供しなければならないが、本市を管轄する消防組合では救急業務の年間出動件数が少ない地域について、消防業務の再編に伴い出張所の統廃合を計画している。住民の生命を守る観点から万全の体制はもちろんのこと、国においては民間事業者の参入も進められているが、過疎地である本市ではこれも見込みもない状況であり、人件費等の費用は増大する一方である。そこで、周辺部のへき地での救急業務の機能が低下しない体制を築いていくにあたり、消防出張所の統廃合に伴いその業務を補完する形で救急等搬送事業所を市において新たに設置し、搬送用車両に消防職員OB又は看護士を搭乗させる体制で救急隊の編成を行う予定である。しかし、救急車に搭載している資機材を使用している応急処置は医療行為にあたるもの見解があるため、消防職員を退職したと同時にその使用ができなくなる。消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項第1号に規定する救急業務に関する講習を受講した者であり、消防職員と同等の技術や知識を持っている。「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者であることから、消防職員OBにも同等の応急処置を行えるようにする。	E	消防法第2条第9項に規定する「応急の手段」を行う場合、「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年消防庁告示第2号)等を満たす限りにおいては、医師法上、特段御提案を妨げる規定はない。		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		C	I	医療行為とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのであれば人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為であり、ある行為が医療行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。 このように医療行為は、人体に危害を及ぼす危険性の高い行為であり、必要な医学的知識や技術を有する医師や看護士等が行うことが必要とされている。消防法第2条第9項に規定する「応急の手段」を行う場合には、消防法施行令第44条や「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年消防庁告示第2号)等を満たす必要があり、御提案のように、消防職員OBに消防職員OBに任ぜられることは困難である。							目田市緊急患者等搬送事業	1 0 6 4 0 1 0	大分県日田市	総務省 厚生労働省
0920390	消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員に労働基準法の特例措置の適用を受けられるようにする	労働基準法第34条第3項において、休憩時間は労働者の自由に利用させなければならないことが定められているが、同法第40条において、「公衆の不便を避けるために必要なその他特殊の必要のあるもの」については、その必要避くべからざる限度で、労働基準法施行規則第33条第1項第1号(労働基準法第40条)	労働基準法第34条第3項において、休憩時間は労働者の自由に利用させなければならないことが定められているが、同法第40条において、「公衆の不便を避けるために必要なその他特殊の必要のあるもの」については、その必要避くべからざる限度で、労働基準法施行規則第33条第1項第1号(労働基準法第40条)	現在、本市を管轄する消防本部の消防職員は労働基準法施行規則第33条第1項第1号の規定を適用し救急隊の編成を行っている。本市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。	本市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員OB又は看護士の嘱託職員3名で編成し24時間体制であり、3名編成の内2名が出動し1名が連絡員となり、3班で編成する計画である。 労働基準法第34条第1項の休憩時間の取り扱いについて、同条第3項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第33条第1項で「搬送しなければならない患者等が地元医療機関等に搬送されなくなる場合があるか否か」が御要望の内容からは明確でないこと等、当該業務に従事する職員が「公衆の不便を避けるために必要なもの」に該当するか否かが不明確であるため、御要望にお答えすることはできない。	C	労働基準法においては、法定労働時間や休憩時間の一斉取得を実施すると公衆に不便をもたらすなど都合が生ずる事業について、第40条において、「その必要避くべからざる限度で」厚生労働省令において別段の定めをすることができることとされている。労働基準法施行規則第33条第1項で休憩時間の自由利用の適用除外を認めているところである。 御要望の「消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員が休憩時間を自由に利用することによって、直ちに搬送しなければならない患者等が発生した場合、出動できない状況が起こりうる可能性があるためこの規定を適用し常時の出勤態勢がとれるようにするものである。以上のことから「公衆の不便を避けるために必要なもの」についてはこれに該当するものと考えられる。		今回提案の緊急患者等搬送業務は、過疎地域における消防出張所の統廃合に伴い、市民サービスを低下させないように消防職員が行っている救急業務を補完するものとして、市の嘱託職員が現行の消防の嘱託職員の行う業務と同様の業務と勤務形態で実施するものである。当該業務に従事する職員が休憩時間を自由に利用することによって、直ちに搬送しなければならない患者等が発生した場合、出動できない状況が起こりうる可能性があるためこの規定を適用し常時の出勤態勢がとれるようにするものである。以上のことから「公衆の不便を避けるために必要なもの」についてはこれに該当するものと考えられる。		C	III	労働基準法においては、法定労働時間や休憩時間の一斉取得を実施すると公衆に不便をもたらすなど都合が生ずる事業について、第40条において、「その必要避くべからざる限度で」厚生労働省令において別段の定めをすることができることとされている。労働基準法施行規則第33条第1項で休憩時間の自由利用の適用除外を認めているところである。 御要望の「消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員が休憩時間を自由に利用することによって、直ちに搬送しなければならない患者等が発生した場合、出動できない状況が起こりうる可能性があるためこの規定を適用し常時の出勤態勢がとれるようにするものである。以上のことから「公衆の不便を避けるために必要なもの」についてはこれに該当するものと考えられる。						日田市緊急患者等搬送事業	1 0 6 4 0 2 0	大分県日田市	総務省 厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920400	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	地方自治法第243条		介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。	現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金(分担金)を徴収または収納している。今後、これらの福祉施設に指定管理者制度の導入を実施して予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法(保険料の徴収・収納については規定があるため同法第144条の2。)および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金(分担金)を市職員が徴収または収納しなければならぬため、公の施設の運営において職員関与を排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第56条の保育料(負担金)徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。	D	-	介護保険法及び障害者自立支援法におけるサービスの利用料金については、地方自治法に基づく利用料金制のもとで、現在でも指定管理者たる私人にその収入として収受させることが可能とのことであるが、「收受」とは、提案主体が言う「徴収・収納」の意味と解し、よいか、明確にされたよ。		提案主体が「徴収・収納」をどのような意味で使っているか必ずしも明らかではないが、第1次検討要請に対する回答で述べた「収受」とは、指定介護老人福祉施設、指定障害者支援施設等が利用者負担として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の支払いを受けるものとする、という趣旨である。	D	-				D	-			1 0 1 6 0 1 0	大阪府大東市	経済省 法務省 厚生労働省
0920410	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	生活保護法第21条、第27条、第28条第1項及び第4項、第29条、第61条、第62条第1項及び第3項	生活保護の決定及び実施は、保護の実施機関(都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長)が行い、その事務の執行については、社会福祉法に定める社会福祉主事が補助することとなっている。	①生活保護法第21条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。 ②その他、これに基づき第27条、第28条第1項・第4項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項の事務を民間に委ねる。 ③同法28条・29条の調査権限等を民間事業者にも付与する。 ④みな公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。	生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不十分による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の機密を踏まえ、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者が守秘義務を課す旨などの規定を設けることについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものとして認められる。そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護と権限濫用の防止のため、みな公務員規定と秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居室訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補完的規定でもあるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補完的規定である罰則付調査罪では民間事業者を客体とする法特別措置ができないという点は直ちに首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立例も多数存在する。こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条項・契約あるいは慣習上の守秘義務をどうため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと業務が動き、極めて重要な課題である。	①～③: D ④: E	-	生活保護行政は、現行法上、保護の決定・実施・自立支援等に関連する業務について、非常勤職員の利用や民間委託を行うことは可能であり、既に非常勤職員の利用や民間委託が図られているところであり、現に非常勤職員の活用や民間委託が図られているところである。民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の機密を踏まえ、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者が守秘義務を課す旨などの規定を設けることについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものとして認められる。生活保護行政は、今日、①保護すべき者を保護すること(漏給防止)、②保護すべきでない者を保護しないこと(漏給防止)、③保護した者についても自立を促すこと、が求められており、これを達成するために、行政に加え、民間事業者が参画し、どのような役割を担うべきかが適切である。それらの地域において、行政の側の職員の量的、質的体制と、活用できる民間事業者がどの程度いるかがどう評価されるべきであり、現に非常勤職員の利用や民間委託による委託が行われている自治体においても、現に非常勤職員の利用や民間事業者への委託が行われている自治体においても、現に非常勤職員の利用や民間事業者に対する費用支払いの方法など、自治体の実情を踏まえた対応がなされている。なお、生活保護行政に民間事業者が参画することが適当かどうかという点についても、一律にその是非は判断できず、例えば、民間事業者が本来保護すべきでない者を保護し、民間事業者に自立支援に関する相談・助言業務を委託し、自立した人数の実績に基づいて費用が支払われるような契約であった場合、保護すべき者について保護を廃止してしまったり、逆に自立可能なみを対象とするような事例も起こり得るため、行政との役割分担をきめて、慎重に判断する必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	①～③: D ④: E	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				1 0 5 1 1 5 0	個人	厚生労働省				
0920410	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	生活保護法第21条、第27条、第28条第1項及び第4項、第29条、第61条、第62条第1項及び第3項	生活保護の決定及び実施は、保護の実施機関(都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長)が行い、その事務の執行については、社会福祉法に定める社会福祉主事が補助することとなっている。	①生活保護法第21条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。 ②その他、これに基づき第27条、第28条第1項・第4項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項の事務を民間に委ねる。 ③同法28条・29条の調査権限等を民間事業者にも付与する。 ④みな公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。	生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不十分による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の機密を踏まえ、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者が守秘義務を課す旨などの規定を設けることについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものとして認められる。生活保護行政は、今日、①保護すべき者を保護すること(漏給防止)、②保護すべきでない者を保護しないこと(漏給防止)、③保護した者についても自立を促すこと、が求められており、これを達成するために、行政に加え、民間事業者が参画し、どのような役割を担うべきかが適切である。それらの地域において、行政の側の職員の量的、質的体制と、活用できる民間事業者がどの程度いるかがどう評価されるべきであり、現に非常勤職員の利用や民間委託による委託が行われている自治体においても、現に非常勤職員の利用や民間事業者への委託が行われている自治体においても、現に非常勤職員の利用や民間事業者に対する費用支払いの方法など、自治体の実情を踏まえた対応がなされている。なお、生活保護行政に民間事業者が参画することが適当かどうかという点についても、一律にその是非は判断できず、例えば、民間事業者が本来保護すべきでない者を保護し、民間事業者に自立支援に関する相談・助言業務を委託し、自立した人数の実績に基づいて費用が支払われるような契約であった場合、保護すべき者について保護を廃止してしまったり、逆に自立可能なみを対象とするような事例も起こり得るため、行政との役割分担をきめて、慎重に判断する必要がある。	①～③: D ④: E	-	生活保護行政は、現行法上、保護の決定・実施・自立支援等に関連する業務について、非常勤職員の利用や民間委託を行うことは可能であり、既に非常勤職員の利用や民間委託が図られているところであり、現に非常勤職員の活用や民間委託が図られているところである。民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の機密を踏まえ、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者が守秘義務を課す旨などの規定を設けることについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものとして認められる。生活保護行政は、今日、①保護すべき者を保護すること(漏給防止)、②保護すべきでない者を保護しないこと(漏給防止)、③保護した者についても自立を促すこと、が求められており、これを達成するために、行政に加え、民間事業者が参画し、どのような役割を担うべきかが適切である。それらの地域において、行政の側の職員の量的、質的体制と、活用できる民間事業者がどの程度いるかがどう評価されるべきであり、現に非常勤職員の利用や民間委託による委託が行われている自治体においても、現に非常勤職員の利用や民間事業者への委託が行われている自治体においても、現に非常勤職員の利用や民間事業者に対する費用支払いの方法など、自治体の実情を踏まえた対応がなされている。なお、生活保護行政に民間事業者が参画することが適当かどうかという点についても、一律にその是非は判断できず、例えば、民間事業者が本来保護すべきでない者を保護し、民間事業者に自立支援に関する相談・助言業務を委託し、自立した人数の実績に基づいて費用が支払われるような契約であった場合、保護すべき者について保護を廃止してしまったり、逆に自立可能なみを対象とするような事例も起こり得るため、行政との役割分担をきめて、慎重に判断する必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	①～③: D ④: E	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				3 0 0 3 1 5 0	市場化 サ スト 推進 協議会	厚生労働省				
0920420	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険法	処分の当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。	国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成や交付などの業務は民間に委託できないのとされ、申請受付に引渡といった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一種領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることはないと解していること、同じ医療保険の一種領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問なところがある。自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。	「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について(「国保発30328002号都道府県民生産主官部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制法に関する情報提供等及び証明書の文書の引渡業務など、処分にあつた事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされており、被保険者証の印刷発送など補助的な業務についても委託可能とされていることから、要望事項については対応済みである。なお、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。	D	-	国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成や交付などの業務は民間に委託できないのとされ、申請受付に引渡といった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。しかし、国民健康保険は医療保険の一種領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることはないと解していること、同じ医療保険の一種領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問なところがある。自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	①健康費・特別移送費など保険給付申請は、健康保険では外部委託可能、国民健康保険と健康保険とは本質的な違いはないが、国民健康保険における当該業務の民間委託の可否、及びその他の国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制法に関する情報提供等及び証明書の文書の引渡業務など、処分にあつた事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされており、被保険者証の印刷発送など補助的な業務についても委託可能とされていることから、要望事項については対応済みである。なお、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。	①D ②- ③C	①- ②- ③I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。				1 0 5 1 8 0	個人	厚生労働省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920420	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険法	処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。	国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである	国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。 しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管手保険など本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管手保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解される。同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。 自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。	D	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	「①療養費・特別移送費など保険給付申請は、健康保険では外部委託可能。国民健康保険と健康保険とは本質的な違いはないはずだが、国民健康保険における当該業務の民間委託の可否、及び否認の場合の根拠につきご教示願いたい。 ②被保険者証の交付、検閲・更新など証明交付につき、これが行政処分として構成されることは承知しているが、その本質は健康保険の証明交付と異なるのか、異ならないと考えられる。国民健康保険に於ける被保険者証の交付等に類して差し支えないこととされており、被保険者証の印刷発送など補助的な業務についても委託可能とされていることから、要望事項については対応済みである。 なお、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。	①D ②- ③C	①- ②- ③I	①国民健康保険における保険給付の申請に關し、申請書の受付等、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上、民間委託が禁止されているものではないため、各市町村の判断により民間委託して差し支えない。 ②国民健康保険における被保険者証の交付等に關しては、健康保険と本質的な相違はない。 ③被保険者証の交付等については、住民基本台帳等との整合が必要となるが、個人情報保護等の観点から民間事業者のアクセスを認めることは困難である。また、被保険者証の交付等は、被保険者が保険給付を受けるために必要な証明書について、保険者が判断の上、意思表示を行うものであり、かかる重要な処分について民間委託を認めることは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答は、健康保険と国民健康保険とで交付等本質的な相違がないと認めておられる。健康保険においては、被保険者の判断と責任のもと、保険証の交付等を外部委託することが可能であろう。とすれば、国民健康保険についても、交付等が行政処分として構成されてない限りは委託可能なはずである。もしも、国民健康保険の交付等は法により行政処分とされており、法改正により委託可能であるとは承知する。しかし、交付等外部委託するか否かは本来保険者の判断に委ねるべきものであり、保険者にその判断を委ねるようというのが法の方針ではないかと懸念する。かかる法特別措置に關する貴省見解をお伺いしたい。	3 0 3 0 1 8 0	市場化 リスト推進 協議会	厚生労働省				
0920430	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	児童手当法第7条、第10条、第27条、第28条	児童手当法第7条、第27条、第28条に規定する児童手当支給に係る認定処分、受給者に対する質問及び、官公署等に対する資産・収入についての調査などを行う者については、各市町村長に限定されており、そのような行政処分を包括的に民間委託することについては現行法の下ではできない。	1. 権限の授権 (1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。 (2) 同法第27条・第28条の調査権を委託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。 2. 監督措置 秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。 (※児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)	児童手当は、児童手当に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。 このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自体ごとに数名は存在するところである。 ところが、これらは定型の審査であるうえ、受益的処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもことから、民間開放の途を検討して然るべきである。架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手段では、自治体が認定までを含めて民間に授権することも可能はずである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。	C	I	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託については、 ①申請者個人の家族状況、居住状況、所得状況等を把握する必要があることから、住民基本台帳をはじめ、市町村が台帳等の形で一体的に管理・保有する情報との整合が必要となり、個人情報保護の観点から問題が生じること ②児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断が必要であること ③認定請求者等に対し、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っていること などの理由により、困難である。	再検討要請	児童手当業務は業務の繁閑の差が激しく、繁忙期には少なくない自治体で臨時職員やアルバイト等が利用されている。業務内容としては十分民間で実施可能である。児童手当の支給に関しては全国で膨大な事務が発生している。わざわざ受給者に申請を出させ、収入調査を行い、台帳を整備し、補助申請・使途報告をし、毎年現況届を提出させ、未受給者に申請を促すくらいならば、役所が住民登録と税務調査を見て対象者に給付すれば良いだけである。政策的意義も極めて曖昧な事業に膨大な事務処理コストを投入し続けるというのは、もはや仕事が目自己目的化していると言いがうがなく、業務改善の検討を行なうというのは極めて問題と考える。	C	I	児童手当に係る業務のうち、各種申請書・届出書の受付、認定通知・却下通知の送付事務など、処分に当たらない事実上の行為については、児童手当法上民間委託が禁止されているものではなく、個人情報の保護に遺漏を生じることのないよう留意しつつ、各市町村の判断により民間委託しても差し支えないものである。 一方、申請・届出内容の審査、認定・却下の決定については、 ①法令に定められた支給要件に該当するかどうか、市町村が台帳の形で一体的に管理・保有する住民基本台帳や脱税台帳で、住所、年齢、世帯の構成、所得等を確認する必要がある。この業務を民間委託することは、民間事業者に市民の住民基本台帳や課税台帳へ自由にアクセスさせることを意味し、たとえ契約において守秘義務を課したとしても個人情報保護の観点から民間委託は問題があること。 ②児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断を行う必要があること。 などの理由により申請・届出内容の審査、認定・却下の決定について民間委託することは困難である。	1 0 5 1 1 9 0	個人	厚生労働省						
0920430	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	児童手当法第7条、第10条、第27条、第28条	児童手当法第7条、第27条、第28条に規定する児童手当支給に係る認定処分、受給者に対する質問及び、官公署等に対する資産・収入についての調査などを行う者については、各市町村長に限定されており、そのような行政処分を包括的に民間委託することについては現行法の下ではできない。	1. 権限の授権 (1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。 (2) 同法第27条・第28条の調査権を委託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。 2. 監督措置 秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。 (※児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)	児童手当は、児童手当に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。 このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自体ごとに数名は存在するところである。 ところが、これらは定型の審査であるうえ、受益的処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもことから、民間開放の途を検討して然るべきである。架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手段では、自治体が認定までを含めて民間に授権することも可能はずである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。	C	I	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託については、 ①申請者個人の家族状況、居住状況、所得状況等を把握する必要があることから、住民基本台帳をはじめ、市町村が台帳等の形で一体的に管理・保有する情報との整合が必要となり、個人情報保護の観点から問題が生じること ②児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断が必要であること ③認定請求者等に対し、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っていること などの理由により、困難である。	再検討要請	児童手当業務は業務の繁閑の差が激しく、繁忙期には少なくない自治体で臨時職員やアルバイト等が利用されている。業務内容としては十分民間で実施可能である。児童手当の支給に関しては全国で膨大な事務が発生している。わざわざ受給者に申請を出させ、収入調査を行い、台帳を整備し、補助申請・使途報告をし、毎年現況届を提出させ、未受給者に申請を促すくらいならば、役所が住民登録と税務調査を見て対象者に給付すれば良いだけである。政策的意義も極めて曖昧な事業に膨大な事務処理コストを投入し続けるというのは、もはや仕事が目自己目的化していると言いがうがなく、業務改善の検討を行なうというのは極めて問題と考える。	C	I	児童手当に係る業務のうち、各種申請書・届出書の受付、認定通知・却下通知の送付事務など、処分に当たらない事実上の行為については、児童手当法上民間委託が禁止されているものではなく、個人情報の保護に遺漏を生じることのないよう留意しつつ、各市町村の判断により民間委託しても差し支えないものである。 一方、申請・届出内容の審査、認定・却下の決定については、 ①法令に定められた支給要件に該当するかどうか、市町村が台帳の形で一体的に管理・保有する住民基本台帳や脱税台帳で、住所、年齢、世帯の構成、所得等を確認する必要がある。この業務を民間委託することは、民間事業者に市民の住民基本台帳や課税台帳へ自由にアクセスさせることを意味し、たとえ契約において守秘義務を課したとしても個人情報保護の観点から民間委託は問題があること。 ②児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断を行う必要があること。 などの理由により申請・届出内容の審査、認定・却下の決定について民間委託することは困難である。	3 0 0 3 1 0 0	市場化 リスト推進 協議会	厚生労働省						
0920440	給水人口が5万人を超える水道事業認可・指導監督権限の県への移譲	水道法第六条第一項ほか 水道法第四十六條第一項及び同法施行令第十四條第一項	水道法では、給水人口が5万人を超え、河川の流水を水源とするもの及び河川の流水を水源とする水道用供給事業者から供給される水取水とすることを認めることとされている。	現在、国が行っている給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督事務を県へ移譲し、水道事業は全て一元的に県知事が認可・指導監督を行えるようにすること。	【実施内容】 緊急時に迅速かつ適切に危機管理対応を行うために、認可や指導監督業務を通じ、平素から水道事業者との連携関係の確保や各施設の状況把握が可能となる。 認可・届出手続事務及び業務の改善指示等の監督事務に際し、当該事務の所管を県に一元化するることにより、水道事業者側及び監督官庁側の双方において、コスト削減が図られるのみならず、二重行政を廃止することにより、トータルとしてスムーズで効率的な行政が構築できる。 【提案理由】 昨年度の回答において、「権限を県に委譲した場合の弊害として、水利調整を含めた適切な判断に基づく認可や指導監督ができなくなったり、必要な水量が確保できなくなったりするばかりでなく、合理的・効率的な事務の実施に支障をきたすことから適切でない。」とあったが、現に、給水人口5万人以下の県知事所管水道事業においては県知事が行い、特に支障をきたしていることなく、地域の実情を十分把握し、適切に認可や指導監督が行われている。 また、指導監督と緊急時の危機管理対応は一体のものであり、通常時から施設や業務の改善指導等の指導監督を通じて、水道事業者と連携した危機管理対応が図られるのであって、例えば、国認可事業者において自らの維持管理の不備により大規模な水道施設事故が起きた場合には、通常時に指導監督を行っていない県が非常時の危機管理対応を担い、また、通常時の指導監督のあり方についても対応を求められることになるが、現状では指導監督権限を有していないため、事業者に対する指示等ができない。	C	II	水道事業の認可については、従前、水利調整を要する事項が多いこと等の理由により、人口(5万人超)をメルクマールとして厚生労働大臣の認可となれていた。その見直しについて地方分権推進委員会において、現行の役割分擔はいいかあるべきという観点から議論された。その結果、水利調整について国として果たすべき役割があると認識が得られ、平成12年の国議員会第一次報告において、「給水人口が5万人を超える水道事業で水利調整が必要である以外の水道事業の認可を都道府県知事に委譲することとした。そして、国と都道府県の役割分担の新たなメルクマールとして、新たに水利調整の可否を加えるべきとされたことを踏まえ、現状におい整理しているものである。 このように、水道確保のための水利調整については、国の事務とされている。前に、国と都道府県の水事であったとしても、水道事業に関する認可や指導監督することした場合には、水道事業認可の権限移譲について、水利調整と関係する事項(国土交通省・農林水産省・経済産業省)との調整を食った適切な判断に基づく認可や指導監督を行うことができないこととなり、水に必要となる水量を確保できないことばかりでなく、厚生労働省において、直轄して、水道事業の計画と取り扱って必要が生じることから、合理的・効率的な事務の実施に支障をきたすこととなり、適切でないと考え、新たに水資源の利用については、問題が生じた場合には調整は困難であり、地方分権推進委員会の協議によるように、国にこの問題を委譲し、取組む必要があると判断された。 このような経緯から、この問題のよりの5万人以下の県知事所管水道事業においても、一貫、水利調整を要するものがあるが、その存在を認めて水利調整を要する5万人超の水道事業についても都道府県知事の認可にすべきという理由にはあたらないと判断した。したがって、水利調整の必要のあるものを含む水道事業を全て一元的に都道府県知事の認可・指導監督できるようにすることは適当ではない。 危機管理対応に際しては、二階層のようにならざるに平素から水道事業者との連携関係の確保や各施設の状況把握を行うことが必要であるが、都道府県知事は大臣認可の水道事業を含めて指示等ができる場合に緊急対応を命ずる権限の他、その事務を行うために必要となる情報の取扱いや入検査権限を有していることにより、その責任を踏まえ平素から都道府県の水道事業者と連携を図ることが十分対応可能と考える。	再検討要請	水利調整は国の事務とされていることは理解するが、県内の水道事業者においては、既に必要な水量の確保はなされており、今後、水量の減少が見込まれる中でも、河川法に基づく流水の占有の許可に係る協議等を要する5万人超の水道事業者に対する認可・指導監督は、前回回答で述べた通り、引き続き国が行う必要がある。 危機管理対応については、「平素から水道事業者と連携を図ることが十分対応可能と考える」という回答であるが、現状では、県は通常時における指導監督権限を有していないことである。	C	II	水道事業の認可については、必要判断に基づき必要な水量の確保を確保しなければならないが、管、水利調整の結果、予定した水量を確保できない場合には、認可権者は事業計画の修正を行わせる必要がある。一方、水利調整については、必要な水量が適切に需要予測によるものであることと判断し、認可の整合性を図った。限られた水資源が流域全体の利害関係で合理的かつ適切に配分されるよう、調整を行う必要がある。このように、事業計画が適切なものであることと判断し、水道事業の認可と水利調整は、密接に連携しており一体化不可である。 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 8 2 0 3 0	広島県	厚生労働省						

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920450	民生委員・児童委員の任命権限の基礎自治体への移譲	民生委員法第5条 児童福祉法第16条	・民生委員は都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。 ・都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴き、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされているが、この委嘱権限を基礎自治体に移譲すること。 ・児童委員は民生委員に充てられたものとする	民生委員の選出方法は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴き、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされているが、この委嘱権限を基礎自治体に移譲すること。	【実施内容】 民生委員・児童委員の委嘱権限を基礎自治体へ移譲することにより、基礎自治体で委嘱から指揮監督に至るまで一体的に行うことができる。 【提案理由】 住民との相談窓口として重要な役割を果たす民生委員・児童委員について、委嘱から指揮監督に至るまで基礎自治体の権限において一体的に行うことがより効果的である。また、民生委員としての職務である、基礎自治体と住民とのパイプ役としての性格を考えると、当事者である市町村長からの委嘱による方が、より地域に密着した活動が促されるものと考えられる。 また、実際に市町村長が選定した候補者が、その後の県審議会を経て国が委嘱する過程において変更されたような事例もなく、現行の制度は形骸化している。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		厚生労働大臣の委嘱が重要であるのであれば、厚生労働大臣名による委嘱状を基礎自治体で発行することとし、国や都道府県に対しては任命の報告を行うのみとするなど、任命に係る事務を基礎自治体で一元的にこなす仕組みとすることはできないか。 なお、市町村長が選定した候補者が、県の審査過程において否定されたような事例はなく、県において改めて適格性を確認する必要性はないと考える。	C	I	都道府県知事については、前回答したとおり、民生委員・児童委員が委嘱された場合にその指揮監督及び研修を行うこととされていることから、民生委員の推薦の過程においても、その適格性を確認する必要がある。 また、民生委員は地域住民の福祉の増進のために必要な活動を行うものであることやその職務上の地位を政治的に利用してはならないことから、その選出は慎重に行われる必要がある。 このため、市町村の民生委員推薦会による審査だけでなく、都道府県に設置される社会福祉に関する有識者等からなる地方社会福祉審議会において、民生委員候補者の職業や年齢等について、その適格性の審査を行う必要がある。		本件事務権限移譲については、平成19年7月に中国地方知事会が国へ提出した「平成20年度国の提案に関する提案書」においても提案されており、地方の実情に照らして権限移譲を早期に実行していただきたい。	C	I	民生委員・児童委員の委嘱については、厚生労働大臣が委嘱することにより、その職務が国家的にも重要であることと、民生委員・児童委員活動の活性化とその成果があることを期待し、また無報酬のボランティアである民生委員・児童委員活動への使命感、責任感を高めることを期待しているものである。したがって、移譲したときにはこうした効果が失われることが懸念されるため適当ではないと考える。		1 0 8 2 4 0	広島県	厚生労働省	
0920460	民生委員・児童委員の委嘱に関する一部条件の緩和	民生委員法第6条	民生委員法第6条において民生委員を推薦するに当たっては、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格優良が高く、広く社会事情に適し、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法の児童委員として、適当である者」から推薦することとされている。また、市町村の議会の議員の選挙権の要件は、公職選挙法第9条第2項に規定されており、外国籍の者は該当しないものとなっている。	大阪市生野区の民生委員・児童委員の委嘱に際して、区内に在住する20歳以上の外国人住民にも委嘱可能とする。	提案理由：生野区は、外国籍者が多数暮らし、地域における在日韓国・朝鮮人をはじめとした外国人住民の福祉サービスネットワークの向上の観点から提案いたします。私たちは、地域福祉の要のひとつとされてきた民生委員・児童委員に外国籍者も委嘱されるための条件の緩和を求めます。 私たちは民生委員・児童委員の委嘱条件が緩和され、外国籍者も地域福祉により貢献できる環境をつくることで、在日当事者にさらにきめ細かな福祉サービスの提供が可能になるだけでなく、「ちがいを認めあう地域の相互理解の増進にも役立つと考えています。民生委員・児童委員は、支援が必要な人々と関係行政機関を結び、適切な支援ネットワークの輪の中に、当事者を牽引し、自立生活の可能性を高める役割があります。そうした観点に立ち、少子高齢化が進む地域社会で、住民が相互に助け合う関係性を築き、それをコーディネートする地域福祉の担い手の裾野を広げることこそ重要で、私たちは私たちの地域社会のよりよいあり方を求める中で、民生委員・児童委員の委嘱に関する要件緩和の必要性を実感しました。地域から信頼を受ける人ならば、誰でも地域福祉の担い手になれるよう特例措置を求めるものです。ぜひ積極的にご検討いただきたいと考えます。 民生委員・児童委員は、地域の責任ある立場の人々によって区内から推薦され、大阪市民生委員推薦会の意見具申を経て、厚生労働大臣に推薦され、そしてようやく委嘱されることになっています。この過程で、人物に対する重層的な検証は行われ、要件の緩和によって、人材登用に偏りが起こることはありません。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であり、地方公務員については、最高裁判例において、公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とすることとされている。 民生委員・児童委員については、児童委員として児童虐待等の立入調査に基づく公権力の行使を行う地方公務員に該当するものと考えられる。要望内容は、地方公務員の国籍要件の問題に関わるものであり、困難である。					1 1 5 7 0 1 0	大阪市生野区地域福祉アクション推進委員会	厚生労働省						
0920470	保健所設置要件の緩和	地域保健法第5条第1項	保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。	保健所の設置については、一部特例で認められているものの、原則、指定都市、中核市が設置することとなり、市町村合併の進展等、自治体をとりまく状況に変化があるものの保健所設置は進んでいない。こうした状況を踏まえて、住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体で行うという理念に従い、おおむね2次医療圏ごとに基礎自治体においてもまたまった事務遂行が可能となるよう、保健所設置要件の緩和を要望する。 【具体的内容】 ・人口要件の緩和 ・既保健所設置市への事務委託 ・市町による共同設置	【実施内容】 保健所設置要件を緩和し、住民に身近な基礎自治体において、住民に身近な保健行政が実施できるように、既に法定移譲等により実施している事務ととし、市町において総合的に保健行政が行われるのが望ましい。 【提案理由】 大牟田市や小樽市など人口10万人程度の市においても保健所を設置している例があることから、一定規模の市については、地域の健康危機について首長から一元的な体制を整備するために、保健所設置にかかる人口要件の緩和を行うべきである。 また、消防については、近隣自治体への業務委託や広域連合、一部事務組合による共同設置により危機管理全般を取り扱っており、これらの体制を参考に保健所についても当該関係市町の首長から保健所長への指揮命令系統を整理し、地域の健康危機に対処するための一元的な体制を整備することで、既存保健所設置市への事務委託や市町による共同設置を認めるべきである。	①D ②、③C	①D ②、③I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		①：人口が30万人を下回っている場合でも、保健所で行う事務事業が可能であると考えられている地方公共団体との個別協議に応じていただけるのであれば、協議が可能となる人口要件等の基準を示していただく。併せて、地域保健に関する基本指針において人口30万人を要件としている根拠を示していただきたい。 ②及び③：危機管理全般を取り扱っている消防の例を参考に、近隣自治体への事務委託や広域連合等による共同設置を認めていただきたい。また、権限が個別法において規定されていることが、なぜ、包括的に委託すること又は市町による共同実施の支障となるのか、具体的理由を示していただきたい。		①D ②、③C	①II ②、③I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		今後、一層の地方分権の進展が見込まれることになり、保健所業務の既保健所設置市への事務委託又は市町での共同実施を併用し、住民により身近なところで保健・医療・福祉サービスを一体的に提供できる体制整備について、引き続き研究・検討を行っていただきたい。	C	I	住民により身近なところで保健・医療・福祉サービスを一体的に提供できる体制整備については、引き続き研究・検討を行ってまいります。		1 0 8 2 0 5 0	広島県	厚生労働省
0920480	保健所政令市人口要件規制の緩和	地域保健法第5条 地域保健法施行令第1条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)第二	現行の地域保健に関する基本指針において、人口30万人以上の要件が定められている。	保健所政令市の人口要件である30万人を特例市に相当する20万人に緩和する。	【提案理由】 近年わが国は少子高齢化が進み、地方の自治体においては、若年層の都市部への転出が相次ぐことで、自然増での人口増加の見込みがなくなり、人口が減少していく中で行政運営が大きな課題となっている。 そんな中、市民の健康・福祉・子育て・食の安全の要となる保健所は、政令で指定する人口30万人以上の市(中核市)以上が設置の一要件とされている。 そこで、地域住民の福祉のトータルサポートを一次窓口の市が担うことにより、きめ細かいサービスが展開できるようにするため、保健所設置の人口要件を特例市と同じ20万人とする。	D	II	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		現行の地域保健に関する基本指針において、保健所政令市については、人口30万人の要件が定められているが、一部の保健所政令市は、30万人を下回っている。 人口が30万人を下回っている地方公共団体においても、保健所で行う事務事業が可能とされている地方公共団体に対しては、個別の事例に則して協議に応じてまいります。	D	II						1 0 6 2 0 1 0	個人	厚生労働省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920490	婦人相談所設置に関する制度の見直し	売春防止法第34条、婦人相談所に関する政令第1条、第2条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条	都道府県は、婦人相談所を設置しなければならないとあり、また、所長及び判事委員は都道府県の職員でなければならない。	婦人相談所の売春防止法による設置義務(都道府県設置)を見直し、政令市や中核市においても設置できるような制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 婦人相談所の売春防止法による都道府県のみでの設置義務を見直し、政令市や中核市においても設置が可能となる。 【提案理由】 平成13年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の施行や人身取引被害者の保護等により、婦人相談所が担う機能や役割が重要になってきている。特に、増加する配偶者暴力相談に的確に対応し、被害者の支援をきめ細かにしている。また、増加する配偶者暴力相談に的確に対応し、被害者の支援をきめ細かにしている。また、増加する配偶者暴力相談に的確に対応し、被害者の支援をきめ細かにしている。 改正DV防止法では市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置できるよう規定されたが、配偶者暴力被害者の一時保護は引き続き婦人相談所が行うことになっている。このため、緊急を要する暴力被害者の保護等について、住民に身近な政令市や中核市においても、相談から保護、自立支援までの一体的支援が可能となるよう設置基準を緩和すべきである。 また、児童と配偶者への暴力に関する相談等、児童相談所と婦人相談所が一括して対応する必要がある案件について、婦人相談所が都道府県のみでの設置となっているため、住民に身近な政令市や中核市における一体的対応ができない。	F	I	政令市又は中核市からの具体的な要望は承認していないところであり、提案主体と実際に業務を行うこととなる政令市又は中核市で十分調整され、政令市又は中核市において設置の意向があることを確認した上で検討を進めたいと考えている。	法律は、婦人相談所を市町村が任意に設置することまで助けているのか。また、貴省の回答は、「政令市や中核市において設置の意向があることを確認したうえで、政令市や中核市の設置の意向をどのよう把握するのか。また、検討方法(スケジュール)は、どのようなものか。以上の点について、明確に回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	DV被害者等の一時保護については婦人相談所のみが行っているが、被害者の支援に迅速かつ的確な対応を行うため、住民に身近な政令市や中核市においても相談から保護、自立支援までを一体的に行えるよう体制整備することが求められている。このため、国として婦人相談所の設置基準を緩和し、政令市、中核市の設置の意向は別として、制度の見直しについての見解を示していただきたい。	D	-	地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、あらかじめ市町村長との協議を行った上で、条例で定めることにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に配分することができることから、広島県が、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し、又は処理することとなる市町村長に協議した上で、条例を制定することにより、市町村は婦人相談所を設置することができる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	市町村の婦人相談所設置は、売春防止法第34条で規定されている婦人相談所の設置事項について、特別条例による移譲が可能である。特別条例については、協議が成らない場合は、7月30日に行った、内閣府からの再検討要請及び本県からの意見について、あらかじめ回答された。	地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、あらかじめ市町村長との協議を行った上で、条例で定めることにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に配分することができる。また、協議が成らない場合は、7月30日に行った、内閣府からの再検討要請及び本県からの意見について、あらかじめ回答された。					1 0 8 2 0 6 0	広島県	厚生労働省
0920500	麻薬取扱者免許の制度の見直し	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項	麻薬取扱者のうち、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者については、その免許は都道府県知事が行うこととしている。	麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許を、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。 【提案理由】 麻薬取扱者に係る県知事免許は、現行制度では当該県の区域において有効であるが、終末期医療等での医療用麻薬の円滑な利用を推進する観点からも、国内全域において有効な方が望ましい。 また、当該免許事務を保健所設置市に移譲した場合、当該免許は当該市の区域のみで有効となり、免許申請者の業務が複数の市町村にまたがる場合、それぞれの免許権者への申請手続きが必要となり申請者に不都合を生じることとなる。麻薬取扱者免許は、医師が多く有しているが、医師は勤務地を変わる者も多く、市域を越えて異動する場合、免許有効期間内でも免許失効・新規申請を行う必要が生じ、申請者に不利益(手続きの煩雑さや手数料納付)が生じる。このため、麻薬取扱免許の交付等の事務権限を保健所設置市に移譲権限した場合においても、全国一律の免許とすることが適当と考えられる。	C	I	麻薬取扱者のうち、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者については、その活動範囲が比較的狭く、又は直接麻薬を施用する者であることから、より確かな監視を行うことができる都道府県知事が免許を行うこととしている。これらの麻薬取扱者間の麻薬の流通を同一の都道府県内に限ることにより、実効的な監視が行われ、医療用麻薬の不正な横流しが防止されているとみられるが、取扱者免許の有効な地域は現行の制度のままであるべきと考える。麻薬施用者については、必要であれば、県外の患者に対しては、往診等の方法により麻薬を施用することができ、現状においても医療用麻薬の円滑な利用がなされているものと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	県外から転入する医師(麻薬施用者)の免許については新規手続きとなるため、免許が交付されるまでの間、必要な麻薬施用ができない実態がある。「がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期に適切に実施されるように」という観点から、円滑に麻薬施用が行えるよう免許の有効地域を国内全域とする制度の見直しを検討する必要がある。	C	I	広島県では、麻薬取扱者の免許交付の範囲について、身近な市での免許申請等が可能となり、また、薬事、医療等の監視指導業務等を一体的に実施できることにより、保健所設置市の移譲を進めることとしている。地方自治法第252条の17の2の規定に基づき権限を移譲することと考えている。その場合、免許の有効範囲は移譲した市域のみならずとされており、少なくとも、その場合の有効範囲を県内一円で有効とすることを認めた方がいい。問題は、市域を超えて移動する場合、免許有効期間内でも免許失効・新規申請が生じるなど、医師等免許をもっている者にとって手続きの煩雑さや手数料納付がその都度必要となる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	麻薬取扱者の免許の有効範囲が当該免許を交付した保健所設置市の区域外に及ぶ場合、免許の円滑な業務が滞ることとなり、当該免許に係る監視指導業務に支障を生じかねず、公衆衛生に影響を及ぼすおそれがある。また、麻薬取扱者の免許を交付した保健所設置市の区域外の保健所設置市においては、当該市により実施される業務の自主性及び自立性が十分に発揮されないおそれもあり、地方自治法第252条の17の2の規定において、条例による事務権限の特例の効果は、当該市町村に適用があると明記されていることから、保健所設置市が交付した麻薬取扱者の免許の有効範囲を当該保健所設置市の区域外でも有効とする必要はない。					1 0 8 2 0 7 0	広島県	厚生労働省	
0920510	障害児の施設入所事務の制度の見直し	児童福祉法第27条第1項第3号	障害児の施設入所と同様、児童の専門相談機関であり、措置権限を有する児童相談所の所管庁たる都道府県が交付決定を行うこととしている。	障害児の施設への入所事務については、県及び政令指定都市が環境の実施者として支給決定を行うこととなっているが、これを基礎自治体の事務とするよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 障害児の施設への入所に係る支給決定事務を基礎自治体の事務とすることで、障害児サービスの一体的提供が可能となる。 【提案理由】 障害児に関する支給決定事務のうち児童デイサービスについては、既に基礎自治体において事務処理が行っており、施設入所に関する事務を基礎自治体に移譲することにより、障害児サービス全体を基礎自治体で統一して処理することが可能となる。また、「障害児」の施設入所に係る支給決定事務等は基礎自治体で行われており、「障害児」に関する支給決定事務等も含めて対応することが、サービスの一貫性・効率性の観点から適当である。	C	I	障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方については、障害児自立支援法施行3年後の見直しにおいて検討することとしている。	どのような方法で検討を行うのか、また検討にどの程度時間を要するのか。貴省の回答にある「検討」の具体的な内容について、明確に回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体のあり方については、本県の提案理由を踏まえ、ともに、地方の意見を聞く機会を設けると、随時協議の上、検討されるよう希望する。	C	I	障害児自立支援法附則第3条第1項において「政府及びこの法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害児等の福祉に関する他の法律の規定の施行状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害児等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としているところであり、現在、その方法やスケジュール等も含め検討しているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	障害児自立支援法附則第3条第1項に基づく本事業の検討に当たっては、地方自治体など関係者の方々のご意見をよく伺いながら、検討を進めてまいります。					1 0 8 2 0 8 0	広島県	厚生労働省	
0920520	精神医療審査会の設置要件の緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第12条、第38条の3、第38条の5	精神医療審査会の設置要件は、都道府県が行うこととしている。	精神保健福祉対策のほとんどの事務が、保健所設置市で実施されているが、「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」のみ県実施となっている。精神保健業務を、身近な基礎自治体である保健所設置市で完結実施できるよう、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件を緩和すること。	【実施内容】 県の実施している「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」を、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置も合わせて保健所設置市へ権限移譲することにより、住民に身近な基礎自治体で効率的・効果的に実施することができる。 【提案理由】 保健所は、地域精神保健福祉の拠点として、精神障害者をより身近な地域できめ細かく支援していくことや広域的な対応が可能であり、保健所設置市に対し、精神障害者の入院措置及びその一連の事務の権限移譲を行うことで、事務を円滑に実施することができる。しかし、入院者の退院審査等を行う精神医療審査会やその事務を担う精神保健福祉センターは、県と指定都市に必要とされており、これらの設置ができなければ権限移譲ができない状況となっている。現在、県保健所や政令市保健所においても、区域外の指定病院への措置入院等の広域的な対応は行っており、中核市等の一定の規模の要件を具備し、体制が整備されている保健所政令市・設置市においても、同様に広域的な対応は可能と考えられる。なお、本件は、県から個別市町村へ権限移譲すべきものではなく、全国の保健所設置市へ統一して要件緩和すべきものである。	C	I	〇ご指摘の精神医療審査会の事務を含め、精神障害者に対する措置入院に関する事務は、住民に身近で強靱なサービス提供業務ではなく、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものではないため、当県としても一定規模以上の行政単位で業務を行うことが必要と考えます。〇精神障害者の措置入院に関する事務については、精神医療に関する専門的・法的判断、措置入院先の精神科病院の調整、人権との関わりから極めて広域的に対応する必要があると考えており、その権限を政令指定都市以外に市町村(以下「市町村」という。)に移譲することは望ましくない。〇また、精神医療審査会、精神保健福祉センターについても、措置入院事務との関連性・整合性に加え、専門性の確保、地域の精神保健福祉の中核的機能等の観点から、一定規模以上の行政区域の単位で設置してその機能を果たすべきものと考えており、市町村での設置は適当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	確かに当該事務は、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係し、専門的な判断を必要とし、権限が強いものであるため、当県としても一定規模以上の行政単位で業務を行うことが必要と考えます。〇また、精神医療審査会、精神保健福祉センターについても、措置入院事務との関連性・整合性に加え、専門性の確保、地域の精神保健福祉の中核的機能等の観点から、一定規模以上の行政区域の単位で設置してその機能を果たすべきものと考えており、市町村での設置は適当ではない。	C	I	政令指定都市以外の保健所設置市については、仮に措置入院に係る一連の事務を処理すること自体は可能であるとしても、それらの事務を処理するに当たっては、その人口規模等の問題から、区域外の病院への措置や入院の斡旋紹介への対応等が多数を占め、措置入院という人権に係る事務の円滑な実施に支障をきたすおそれ強いことから、精神医療審査会等の事務を含めた措置入院に関する一連の事務を移譲することは、適切ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現在、広島県では各保健所で措置入院に係る事務を行っており、保健所によっては、区域外の病院への措置や入院の斡旋紹介への対応等が多数を占めているが、特に大きな問題もなく、業務を行っている。また、保健所設置市の規模拡大と、管轄入院可能な病院もいくつ存在する可能性がある。比較的少ないのではないかと考える。については、全国の実情などを踏まえて、移譲可能かどうか厳密に検討を行っていただくようお願いいたします。	〇保健所は、住民等に対する相談業務を実施しており、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関であるが、一方で、精神医療審査会等の事務を含めた措置入院に関する一連の事務については、通報の受理、指定医による診察、退院等の請求の受理及び審査、指定医による診察、退院等の請求の受理及び審査、指定医による一体的に処理することによって成り立っているため、市町村の規模を超えて広域的に対応する必要がある。従って、保健所設置市であっても、政令指定都市以外の市のような一定規模以下の行政区域にこれらの事務を移譲することは、適当ではない。〇なお、仮に、都道府県で行っているこれらの事務の権限を政令指定都市以外の保健所設置市に一律に移譲した場合、区域外の病院への措置や入院の斡旋紹介への対応等が多数を占めるに至り、措置入院という人権に関わる事務の円滑な実施は困難であると考えられる。					1 0 8 2 1 2 0	広島県	厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920530	児童福祉施設等における施設設置基準の最低基準の見直し	児童福祉施設最低基準第19条、第26条、第32条、第41条、第74条	児童福祉施設(保育所を含む)については、児童福祉施設最低基準により、調理室の設置が義務付けられている。	児童福祉施設、保育所の調理室の設置基準を廃止し、設置管理者の裁量により設置できるようにする。また、必要規制の撤廃が当面困難であるとしても、まず、「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」の全面化及び私立保育所も外部搬入容認事業の対象とするなどの規制緩和を実施すべきと考える。	【実施内容】 児童福祉施設、保育所の調理室の設置基準が廃止されることにより、地域の実情に応じた対応が可能となる。 【提案理由】 保育所については、児童福祉施設として児童にとっては、家庭の代替、生活の場であり、食育等の重要性、そのための調理室の必要性は一般的には理解できるが、各地域の実情に応じた対応が可能となるように規制を緩和すべしである。 なお、国においては、認定こども園制度が導入されるなど、地域の実情に応じた適切な対応が求められているが、こうした地方の実情に応じた柔軟な制度は他の施設においても求められている。 また、給食の外部搬入容認事業が公立保育所では認められているが、私立保育所においても一人ひとりの子ども状況に応じた決め細やかな対応の確保は可能であり、私立保育所も含めた全国的な規制緩和が必要と考える。	C	Ⅲ	〇児童養護施設等は、保護者がいないなど家庭環境に恵まれない児童が入所しているため、施設における調理業務は、単に食事を作るだけでなく、温かい愛情を持った家庭に近い環境のもとで食事を提供し、入所児童の精神面での安定を図る等の目的があることから、調理室の必要規制を廃止することは困難である。 〇保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子ども状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。 〇現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特例措置を講ずることとしたものである。この特例措置について平成17年度上半期と平成18年度上半期に実施した調査結果については、体調不良児やアレルギー児への対応についてはきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなど児童の処遇に弊害が生じていると判断されている。また、これまで公立保育所における特例措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特例措置の対象を拡げる必要性は乏しいものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	保育所における調理室は、個々の子ども状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から必要性は理解できるが、各地域の実情に応じた対応が可能となるよう、機動的な必要規制について、緩和の検討をお願いしたい。 また、利点調査ではない国の調査調査は全国一律の必要規制による弊害を調査して、外部搬入の弊害を前提にした調査とも併せて実施し、これをもちもって全国展開は適当でないか公立は認めないという理由が当らないと考える。	C	Ⅲ	〇保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子ども状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。 〇規制を緩和するに当たっても、まず、第1に考えるべきは児童の処遇でなければならず、特区の調査調査においては、全国展開するに当たり児童の処遇に影響がないかどうかという観点から調査をおこなっているものである。 〇また、利点調査ではない国の調査調査は全国一律の必要規制による弊害を調査して、外部搬入の弊害を前提にした調査とも併せて実施し、これをもちもって全国展開は適当でないか公立は認めないという理由が当らないと考える。 〇これまで公立保育所にまで当該特例措置の対象を踏まえれば、私立保育所にまで当該特例措置の対象を拡げる必要性は乏しいものと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために十分理解しているが、保育所の調理室は、離乳食、中山間、島嶼部など様々であり、地域の実情に応じ、前進工夫を踏まえ、今後の外部搬入の導入に向けた基準づくりなど、検討の考えはあるが、お答えはできない。検討に当たっての具体的なスケジュールがあれば、合わせてお示ししたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	〇また、地域の実情に応じたという観点からは、認定こども園制度を創設し、認定基準に関する国の指針において、一定の要件の下に、幼保連携型、幼保型又は地方裁量型において、高3歳以上の子どもについて外部搬入を可能にするところである。 〇また、特区において実施している公立保育所における給食の外部搬入容認事業の全面化については、19年度に実施予定の調査結果及び特区評価・調査委員会の意見も踏まえながら検討してまいりたい。			1 0 8 2	広島県	厚生労働省
0920540	中小企業労働者確保法における改善計画認定事務の民間開放	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進(中小労働法)第4条、第5条	中小企業労働者確保法において、知事が行う改善計画の認定を受けた事業主は、同法第7条に規定する必要な助成及び援助等を受けることができる。	中小企業労働者確保法において、知事が行う改善計画の認定を受けた事業主は、同法第7条に規定する必要な助成及び援助等を受けることができる。また、改善計画の認定を受けた事業主は、同法第7条に規定する必要な助成及び援助等を受けることができる。	【実施内容】 独立行政法人雇用・能力開発機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うこと、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。 なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。 【提案理由】 中小労働法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所(雇用管理をする事務所)がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所の所在する都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。 また、改善計画に基づく支援措置の窓口は、中小企業構造の高度化に資するための融資を行う都道府県や中小企業信用保証法の特例措置、中小企業投資育成株式会社等の特例措置及び当該計画を実施するための必要とする資金の融資等を行う金融機関など多岐にわたることから、助成金の支給経路という該支援措置の一部のみを担っているに過ぎない独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)を改善計画の審査機関に指定し、改善計画の認定事務を行わせることは適当ではない。 なお、機構は、事業主の負担軽減の観点から、助成金の支給に係る改善計画の作成において、相談・援助を行っているが、あくまで事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、実質的な審査を行っているのではなく、改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。	C	I	中小労働法の計画認定事務に関する提案は、計画認定事務と助成金交付事務が二重行政となっていることが、結果として事業主への負担増となっていることを回避することを目的として提案しているものである。 厚生労働省からの回答のよう独立行政法人雇用・能力開発機構が支援措置の一部を担っている機関に過ぎず、計画認定の審査能力を有していないということであるならば、二重行政の回避を図る観点から、国又は都道府県のいずれかに事務の一元化を図ることを提案する。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	中小労働法の改善計画の認定は、地域における中小企業の振興施策の推進に総合的な責務を有し、かつ地域の実情に応じて自ら判断により、地域振興施策と一体となった雇用創出等の施策を行う都道府県知事自ら行うべきものであることは先に回答したとおりである。 当該計画の認定事務は、中小労働法の目的の達成に向けて、中小企業等々の雇用管理の改善のため取組について、地域における中小企業の振興施策及び雇用創出等の施策に際し、総合的な観点から認定を行うものであるに、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものである。 したがって、両者の事務は趣旨・目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事務遂行が可能な機関において行われていることから、二重行政という指摘は当たらず、事務の一元化は不適切である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	国(機構)においては、助成金交付に当たって、対象となる事業の実施計画について改善計画の内容が法の目的に合致しているか否かについて審査が行われていると認識している。 また、実態として、活用されている支援措置のほとんどは、改善計画の内容と同様となるケースが多く、その場合、改善計画は当該改善計画と同時に作成され、国(機構)による事前審査を要するものではない。 両者の事務は、趣旨・目的が異なるものであるが、お答えはできない。検討に当たっての具体的なスケジュールがあれば、合わせてお示ししたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	事業の実施計画については助成金の支給を行うにあたって提出を求めるものであり、独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という)において、当該計画が認定された改善計画に当たっては、改善計画の内容が法の目的に合致しているか否かを確認しているものである。 改善計画については、事業主の負担軽減等の観点から、助成金の支給に係る改善計画の作成において、相談・援助を行っているが、あくまで事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、実質的な審査を行っているのではなく、改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。			1 0 8 2 1 0	広島県	厚生労働省			
0920550	介護労働者法における改善計画認定事務の民間開放	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(介護労働者法)第8条から第12条まで	介護労働者法第8条の改善計画の認定を受けた事業主は、同法第10条に規定する必要な助成及び援助等を受けることができる。	介護労働者法において、知事が行う改善計画の認定について、知事が介護労働安定センターを認定計画の審査機関に指定し、同センターにおいて改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うこと、制度の見直しを図ること。	【実施内容】 介護労働者法に基づく各種の支援措置については、地域における増大する介護サービス需要への対応を支援し、介護労働力の確保を図るとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的としており、その目的を達成するための改善計画の認定事務は、当該計画がその目的に沿ったものであることと、地域の実情に即して実施されることとを目的としており、改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。 【提案理由】 介護労働者法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所(雇用管理をする事務所)がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所の所在する都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。 また、改善計画に基づく支援措置のうち、その中核となる助成金の交付を一括して担当しており、かつ、各都道府県単位に支所を設置し、地域の実情にも精進している。 改善計画の目的と助成金の交付目的は必ず共通していることから、介護労働安定センターは、改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。	C	I	介護労働者法の計画認定事務に関する提案は、計画認定事務と助成金交付事務が二重行政となっていることが、結果として事業主への負担増となっていることを回避することを目的として提案しているものである。 厚生労働省からの回答のよう介護労働安定センターが認定の審査能力を有していないということであるならば、二重行政の回避を図る観点から、国又は都道府県のいずれかに事務の一元化を図ることを提案する。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	介護労働者法の改善計画の認定は、地域の福祉行政に関する責務を有する都道府県知事が自ら行うべきものであることは先に回答したとおりである。 当該計画の認定事務は、介護労働者法の目的の達成に向けて、介護事業を行う事業主の雇用管理の改善のための取組について、地域における福祉行政施策等に際し、総合的な観点から認定を行うものであるに、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものである。 したがって、両者の事務は趣旨・目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事務遂行が可能な機関において行われていることから、二重行政という指摘は当たらず、事務の一元化は不適切である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	国(センター)においては、助成金交付に当たって、対象となる事業の実施計画について改善計画の内容が法の目的に合致しているか否かを確認しているものと認識している。 また、実態として、活用されている支援措置のほとんどは、改善計画の内容と同様となるケースが多く、その場合、改善計画は当該改善計画と同時に作成され、国(センター)による事前審査を要するものではない。 両者の事務は、趣旨・目的が異なるものであるが、お答えはできない。検討に当たっての具体的なスケジュールがあれば、合わせてお示ししたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	事業の実施計画については助成金の支給を行うにあたって提出を求めるものであり、介護労働安定センターにおいて当該改善計画が認定された改善計画に当たっては、改善計画の内容が法の目的に合致しているか否かを確認しているものである。 改善計画については、事業主の負担軽減等の観点から、助成金の支給に係る改善計画の作成において、相談・援助を行っているが、あくまで事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、実質的な審査を行っているのではなく、改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。			1 0 8 2 2 0	広島県	厚生労働省			
0920560	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	専門的な業務等(26業務)を有する労働者派遣事業に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。	1 公共サービス改革法に基づき住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能とすべきである。 2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めないが、証明資料の確認により交付可能とすべきである。 3 上記1と同様に、住民基本台帳法の届出事務については、受理・不受理の判断を除き委託可能とすべきである。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めない。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年制制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願う。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡充や休日開庁の拡充に努める区民サービスの向上を図る。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係庁との調整が必要となること及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことと明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要となること及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、またはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住民サービスの取り扱いは委託対象外とする。	5.C	5.1	〇5について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係などが我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置づけられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がつむを得ず派遣労働者として固定化するものがないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代用のおそれが少ない専門的な業務を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について労働者派遣で行うことと認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		5.C	5.1		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			1 1 5 6 0 1 0	足立区	総務省 厚生労働省 内閣府			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁		
0920570	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	1 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 同法34条において、印鑑登録証明書の発行については代理人等の申請を認めていないが、印鑑登録証の持参により受付可能としたい。 3 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めてほしい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和してほしい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条件を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等の受付を別にするには困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要と及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や登録の際の入力事務については、申請者一任処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に限ってはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	5.C	5.1					5.C	5.1									1 1 5 6 0 3 0	足立区	総務省 厚生労働省 内閣府
0920580	税証明事務等のアウトソーシングの推進		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告・原簿控付自転車等廃車申告)及び臨時運行(テナント)許可に関する判断を除き委託可能としたい。 3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めてほしい。 4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和してほしい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条件を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要と及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一任処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に限ってはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	4.C	4.1				4.C	4.1									1 1 5 6 0 4 0	足立区	総務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府	
0920590	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進		国民健康保険法	1 国民健康保険事務の被保険者証等の交付業務について、公権力の行使となる被保険者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 上記1と同様に、国民健康保険事務の資格関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としたい。 3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和してほしい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に国民健康保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条件を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。 【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一任処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に限ってはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	1.2D 3.C	1.2- 3.1				1.2D 3.C	1.2- 3.1									1 1 5 6 0 5 0	足立区	厚生労働省 内閣府	
0920600	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書の交付業務のアウトソーシングの推進		老人保健法	1 老人保健法の医療受給者証の交付関係業務について、公権力の行使となる受給者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としたい。 2 上記1と同様に、転出時の負担区分等証明書関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としたい。 3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和してほしい。 4 なお、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度においても、同様の取り扱いとしたい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に老人保健事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条件を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。 【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一任処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に限ってはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	1.2,4D 3.C	1.2,4- 3.1				1.2,4D 3.C	1.2,4- 3.1									1 1 5 6 0 6 0	足立区	厚生労働省 内閣府	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁			
0920610	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	介護保険法第36	市町村は認定を受けなければならない被保険者が他市町村に転出するときは、認定の内容及び給付内容等を記載した交付業務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託していただく。14日以内にその証明書を返して認定申請した場合、証明書の内容に即して認定を行うことができます。	1 介護保険事務の受給資格証明書の交付業務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託していただく。 2 事務の委託に当たり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に介護保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努めるニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条件を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要とされており、6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。 【代替措置】 届出の際の入力事務や、受給資格証明書の発行については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	1 D 2 G	1 - 2. 1				1 D 2 G	1 - 2. 1					1 D 2 G	1 - 2. 1			1 1 5 6 0 7 0	足立区	厚生労働省 内閣府		
0920620	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	1 公共サービス改革法に基づき戸籍及び外国人登録の証明書の発行に際して、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託していただく。 2 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めないが、疎明資料の確認により交付可能としたい。 3 上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る受入期間制限についても、最長3年である。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認める。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努めるニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条件を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要とされており、6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にするには困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者がノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要と及び官民協働型の委託サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	5. C	5. 1				5. C	5. 1						5. C	5. 1			1 1 5 6 0 2 0	足立区	法務省 厚生労働省 内閣府	
0920630	あん摩マッサージ指圧師等の養成施設設置に係る要件緩和。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条	厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないよう、あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての認定又はその生計の維持が著しく困難にならないことである。あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置に関する法律第19条第1項第2号の2	養成施設設置規制は、視覚障害者の生活環境の観点から、事実上障眼者による新たな養成施設の開設を否認する状況にある。「新設養成施設での視覚障害者の一定の雇用義務」によって、視覚障害者の生計維持を担保することを条件に、「関係団体の意見書」等新たな養成施設の施設設置規制緩和と併し、指導者による新たな養成施設の開設を承認する。	■プロジェクトの想定地域・静岡県 ■事業内容・身体的発達途上の子供達には適切な能力を持つ指導者が必要であり、従来の要治療者とは異なる場面であん摩マッサージ指圧師の能力が期待されていることから、社会的需要に応じため、新たな養成施設を開設する。 ■経済的社会的効果・スポーツ障害の発生を面的に減少させることができる社会的効果を期待でき、特徴と根拠あるスポーツ振興が期待できる。相乗効果として、様々なプラチマの誕生により、スポーツをソフトとし、地方が活性化し、税収が増加する経済的効果と、新たな雇用による社会的効果が期待される。 ■提案理由・人々に生活気味をスポーツ振興は、「けんきなまらづくりに」は必要不可欠な要素である一方、スポーツの激化する地域では、過度な練習・事故などによるスポーツ障害も多く、結果的に本来の趣旨からすると本来取組むべきであること。特に、幼少期からのスポーツ選手育成においてはこれらの障害はと体の発達を阻害する危険があることから、医療的担保能力のある資格者の指導者が待望されているが、最も相応しい資格者である、あん摩マッサージ指圧士がスポーツ分野で不足している。 ■代替措置・あはき法第19条については視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないようするために規定されるものであるが、一定数の視覚障害者を雇用することを条件に付すことで根本思想は維持しつつ、規制を緩和できる。	C	I	今回の特区にての申請は、各団体の意見書が必要であることの規制を外して欲しいことが目的であり、意見書の提出を関係団体である、盲人会、日本あん摩マッサージ指圧師会、盲学校などにお願いした事があるが、意見書を拒否、又は意見書の内容が反対であった。意見書が拒否により未提出のケースや反対の内容であっても、医道審議会は、意見書以外、設置計画に特別の問題がない時は、認可されると考えてよろしいのですか。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	前回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものである。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手続きに従って、判断が行われるべきものである。 なお、医道審議会において、御指摘の意見書も勘案し、総合的な観点から、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難にならないか否かを御審議・御判断いただいているところであり、その参考資料の一つとして必要であるため、御提案のように意見書の添付を廃止することは困難である。									1 0 0 4 1 0	個人	厚生労働省	
0920640	あん摩マッサージ指圧師養成施設設置の認定要件の緩和	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条	厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないよう、あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての認定又はその生計の維持が著しく困難にならないことである。あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置に関する法律第19条第1項第2号の2	あん摩マッサージ指圧師養成施設を開設しようとする者から設置計画書の提出があった場合、知事はその内容を審査し、養成施設の設置に関する意見書を添付して進達することとされている。 (2)社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会及び社会福祉法人日本盲人会連合会に係る都道府県段階の組織及び知事が必要と認める団体並びに盲学校の意見書を添えて進達する。	(具体的事業の実施内容：別様あり)「治療のできるスポーツトレーナー」を目指す者のあん摩マッサージ指圧師養成施設を開設できるようにしたい。 (提案理由：別様あり)①長野市の施設がナショナルトレーニングセンターの強化拠点に指定され、競技者サポート体制の充実に資している。長野マラソンなどの競技会に参加する住民が増え、本県ベースボール・テニスイテックが立上げされるなどプロを目指す競技人口も増加している。 ②スポーツ選手・愛好家などが、施設に通ったり、大会や練習時にトレーナー等からあん摩マッサージ指圧を受ける機会が増えている。県内各競技団体からもあん摩マッサージ指圧師の資格を持つトレーナーの支援を求められている。 ③長野県では高齢者が増加する見込まれており、かつ、介護する者のケアからあん摩マッサージ指圧の施術を求める人が増えている。 ④有資格者の人口10万人対比率が長野県では全国平均(約7.6人)よりほぼ10人少ないが、加えて、視覚障害者の有資格者の人口10万人対比率は、長野県では平成6年が約3.0人(全国平均約2.6人)、16年が約1.5人(全国平均約2.0人)である。さらに、長野県の盲学校に学ぶ児童生徒数が減少している。 ⑤視覚障害者の有資格者の高齢化と障眼者の養成施設の開設に係る制約が、施設業に従事する有資格者の増加が見込めず、結果として、無免許者の類似施設の増加につながり、視覚障害者の有資格者の生計を脅かす原因となっている。 ⑥現状だと有資格者の増加が見込めず必要が満たされない。結果、業界の縮小につながるが、視覚障害者の有資格者の生計を脅かす恐れがある。	E	IV	関係団体等の意見書について貴省の回答では、「参考資料として使用されるものであり、認定に際し、養成施設の設置者に対して特段の規制を加えるものでない」とあるが、提案者はそのことを意識した上で、関係団体等の意見書を添付するよう、業務付けられている(平成12.3.31健政発第412号通知の(2))ことに對して、添付の義務を撤回することを提案したものである。そのことが「E」(事実承認)とされる理由を明確にしたい。また、関係団体等の意見書が参考資料であるならば、添付を義務付ける必要は無いものと考えられるが、業務付けられている根拠及び理由を明確にされた。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	前回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものである。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手続きに従って、判断が行われるべきものである。 なお、医道審議会において、御指摘の意見書も勘案し、総合的な観点から、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難にならないか否かを御審議・御判断いただいているところであり、その参考資料の一つとして必要であるため、御提案のように意見書の添付を廃止することは困難である。										1 0 0 5 1 0	個人	厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920650	鍼灸医療の療養費取り扱いに関する規制緩和及び昭和25年1月19日厚生省保発4号を始めとする鍼灸医療の健康保険医療市場からの独占禁止法違反と思われる排除通知の完全撤廃	健康保険法(大正11年法律第70号) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)	はり、きゆうの施術については、神経痛等の対象疾患について、医師による適当な治療手段がなく、医師の同意がある場合に限り、療養費の支給対象としている。	要望1) はり治療、きゆう治療の療養費支給申請にかかわる医師の同意書又は診断書の添付撤廃。 要望2) 2疾患以上ある場合でも取り扱いには1疾患しかできないとされる鍼灸治療の適応疾患数規制の撤廃。 要望3) 鍼灸治療開始から3ヶ月を経過後の医師の口頭または書面による再同意の撤廃。 要望4) 医師の療養の給付と鍼灸療養費の供給の解禁。 要望5) その他、鍼灸施術に対する健康保険医療市場からの不当な排除命令(通知通達)による、はり師免許、きゆう師免許種類隔離政策の完全撤廃。	健康保険の鍼灸治療は1傷病につき鍼灸2回電気併用で初回2,710円、2回目以降1,520円です。患者負担は2回目以降の場合、1割152円、2割304円、3割456円です。傷病数が増えたと大変に不安です。また、宮崎県内には昭和39年から国民健康保険被保険者を対象とした鍼灸の補助制度があります。この制度では同意書の規制が緩和され、復性の痛み等に対して力を発揮してきました。この治療を規制緩和の基に国民健康保険者にとどまらず広げる事で社会的な事業を実現できます。 鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な科学的根拠を補完するための確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施術方法の確立により置き代えることができます。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部(ウチ・フルク)内科、東京女子医科大学東洋医学研究所、埼玉医科大学東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健康被保険者等に研究補助金を還元すべきです。これは保険者の求めるEBMであり、この施術方法は科学的確証を越える科学的根拠となります。 昭和25年厚生省保発4号が発出される直前まで鍼灸療養費制度における今日のような規制は無く、確固に鍼灸療養費取り扱いが進んでいたのですが、この通知により、鍼灸業界は保険医療市場からほぼ完全に排除されました。このような理由なき突然の通知により鍼灸の正常な発展は出来なくなったのです。	1. C 2. E 3. C 4. C 5. E (1〜5は要望番号)	1. IV 2. IV 3. IV 4. I 5. ー (1〜5は要望番号)	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	排除命令(昭和25年1月19日保発4号。これは保険者に対する突然の命令書です。保険者がこれを実行する事で、結果的に鍼灸業界は健康保険医療市場から不当に排除されました。はり師・きゆう師免許は国家の行為なので、廃止を求めます。 排除命令(昭和42年9月18日保発32号)「医師の鍼灸は禁止ではない。つまり鍼灸治療は鍼灸医師による適当な治療手段(無料に限る)である」として「医師による適当な治療手段のないものはすて当該しません。また、鍼灸療養費の同意書は施術に対しての同意でないのこの同意を踏まえ、再度検討し回答された。	「措置の分類」の見直し 「措置の内容」の見直し	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再々検討要請	医師の鍼灸治療は禁止ではありません。鍼灸も医師の適当な治療手段である事から健康保険及び被保険者制度において鍼灸治療が行われる事、費は否定するものではありません。しかし、療養費では、昭和42年保発32号の通り医師による適当な治療手段のないものが支給対象とされているところがあります。 鍼灸は医師による適当な治療手段である事から、保発32号がある限り鍼灸療養費は健康保険医療市場から理論上完全に否定排除されるものであります。 再度、要望5) 排除命令(特に「医師による適当な治療手段のないもの」の規制を意味)の再考をお願いします。	ご指摘の①昭和25年1月19日保発4号及び②昭和42年9月28日保発32号の各通知は、はり・きゆうの施術に対する健康保険医療市場からの排除命令を行ったものではない。 はり・きゆうの施術において医師の同意を要件としているのは、 ①施術の手段、方式や成績判定基準等が明確でないため、客観的な治療効果の判定が困難であること。 ②治療と疲労回復との境界が明確でないこと等を理由とするものであるから、廃止や省略はできないものである。 はり・きゆうの施術については、科学的メカニズムが未だ説明されていないものの、鎮痛等に対する一定の効果が経験的に認められていることから、神経痛、リウマチ及びこれらの類症疾患である頭痛症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等を対象疾患とし、これらの疾患について、医師による適当な治療手段がない場合に限り、療養費の支給対象としているものである。	1 1 2 1 0 1 0	1 1 2 1 0 1 0	社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師 会	厚生労働省			
0920660	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の規制緩和	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第24条	はり師、きゆう師等に関する法律第7条の規制緩和	医療法の改正により、患者等に正確な情報を提供し、その選択を支援する観点から、広告規制が大幅に緩和され、客観性・正確性を確保し得る事項については、広告事項としてできる限り幅広く認められることとなった。 例えば、医療従事者の年齢、性別、役職、略歴(生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤続した医療機関の期間等)、医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨等についても広告可能となった。 そこで、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等においても医療法と同じ観点から、厚生労働省の医療広告ガイドラインに準じた広告制限の緩和を行う。	厚生労働省の医療広告ガイドラインに準じて、施術者の年齢、性別、役職、略歴等についても広告可能とする。無資格者による医療類似行為者の差別化を図り、被施術者に正確な情報が提供され、適切な選択が図られるよう支援する。 提案理由: 医療法の改正により、患者等に正確な情報を提供し得る観点から、広告事項としてできる限り幅広く認められることとなった。 例えば、医療従事者の年齢、性別、役職、略歴(生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤続した医療機関の期間等)、医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨等についても広告可能となった。 そこで、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等においても医療法と同じ観点から、厚生労働省の医療広告ガイドラインに準じた広告制限の緩和を行う。	C I	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	無資格の医療類似行為者については、法律に基づく罰則は不要で、なんら法的な規制を受けないことから、国民に対して、誤った健康情報の発信や誇大・虚偽広告など野放しの状態におおなり、被施術者を不当に誘引するなど健康被害に及ぼすおそれがある。また、例えは、誇大広告により被施術者を不当に誘引すること等により生じる被施術者への不利益を未然に防止するため、広告できる事項については、一定の事項に限られていることである。 当該施術については、医療と異なり、確立された専門性の認定もなく、被施術者に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点から、客観性・正確性を確保できる事項については、広告制限の緩和を要するものであり、このことにより、無資格の医療類似行為者との差別化を図り、被施術者に正確な情報を提供できることと考える。	C I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	再々検討要請	法の立法趣旨については理解しており、誇大広告に係る罰則緩和を求めたいものではない。有資格者の免許登録番号・登録年月日等については、事業に関する事項であり、このような内容を情報開示するとに貴省が回答された被施術者による不適当な選択が認められるものではないと考える。特に、被施術者の健康も全般的にみて多量、消費者意識も高い大阪府において、無資格者の偽造・誇大広告が広まる恐れを懸念し、有資格者の免許取得に関する客観的な情報を提供できるようにすることは消費者のニーズである。この観点より、被施術者に正確な情報が提供され、より適当な選択を支援することができるかと考え、再度ご検討願いたい。	前回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の対象となるあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆう並びに柔道整復師法に定める柔道整復師については、人の健康に害を及ぼすおそれのある行為であり、例えは、誇大広告により被施術者を不当に誘引すること等により生じる被施術者への不利益を未然に防止するため、広告できる事項については、一定の事項に限られていることである。 当該施術については、医療と異なり、確立された専門性の認定もなく、被施術者に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点から、客観性・正確性を確保できる事項については、広告制限の緩和を要するものであり、このことにより、無資格の医療類似行為者との差別化を図り、被施術者に正確な情報を提供できることと考える。	1 1 4 2 0 1 0	1 1 4 2 0 1 0	大阪府	厚生労働省			
0920670	育児休暇期間の延長	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条	育児・介護休業法では、労働者の権利として、子が1歳(一定の場合には1歳6ヶ月)に達するまでの間、育児休業を取得することができる。	提案理由: 育児休業期間の最長期間を3年まで延長する事により育児保育の福祉増進をめざすと共に、育児期間を終えたものの社会復帰を支援する。現行法上は就業規則に盛り込むことにより民間でも3年まで取得する事は可能だが、実際に3年までと定めている例は少ない。実際の意見としては、1年間育児休暇を取得し復帰したい人、3年までとりたい人など多様な考えを持った人がいる。その中で、3年まで取得できれば、退職しなくても良かったという意見がある。現状の育児支援の状況では、保育施設の不足、また、保育費用が経済的な負担になるなど、育児負担から女性の就業が阻害されている状況である。国民生活白書にも、就業を希望しているが就職していない潜在的求職者の割合は、未子年齢別に3歳未満では30.6%、また就業を希望しながら求職していない理由については、「家事・育児や通学などのため仕事が続けられそういない」と回答した女性で未子年齢3歳未満の既婚者では76.6%という結果がある(国家公務員は3年まで法律上取得可能)。3年まで規制緩和することにより、「保育所に頼らず、自分で育児・仕事に復帰する」育児の為、退職を余儀なくされた人も退職することなく仕事を続けられる」など育児休業の多様性を確保する事により、より女性が働きやすい環境を整備したいと考えます。 代替措置: 育児休業期間を1年6ヶ月から3年までとし、安心して育児に取り組めるようにする。また、会社への復帰についても企業に対しては仕事への復帰を促進するための支援プログラムの策定を義務づける。また取得の方法も継続して取得するのではなく、会社割と相談して分割して取得するなど柔軟性を持たせる等	○育児・介護休業法では、労働者の権利として、子が1歳(一定の場合には1歳6ヶ月)に達するまでの間、育児休業を取得することができることとされている。 ○この休業期間は、時間的にも時間的にも4仕事と子育ての両立が最も難しい時期である。子が1歳に達するまでの1年間を最長期間取得できる期間として規定しているものであり、平均16年には、子が保育所に入らない場合などには、子が1歳6ヶ月に達するまで休業を延長することができるよう労働者のニーズと事業主の負担を踏まえ改正が行われたところである。 ○この期間をさらに子が3歳に達するまでに延長することについては、1歳までの期間に比べれば労働者の育児の負担が減少する一方、休業期間の長期化による事業主の負担が増大すること、最低基準としてすべての労働者、すべての事業主に適用されるものであることに鑑みると適当ではないと考えられる。 ○また、育児・介護休業法では、事業主は、1歳から3歳までの子を養育する労働者のために、育児休業に準ずる措置又は勤務時間短縮等の措置を講じなければならないとされており、事業主が育児休業に準ずる措置を講ずることとした場合には、労働者は3歳まで育児休業を取得することが可能である。 ○なお、ご指摘のとおり、厚生労働省としても、仕事と家庭の両立支援は重要な課題であると認識しているが、育児休業を利用できないこと、最低基準として育児休業を利用できないこと、女性では「職場への迷惑がかかるため」が最も多く、また多くの女性が育児休業を取得する前に退職している実態がある。したがって、最低基準としての育児休業期間を延長するよりも、まずは、希望するすべての労働者が育児休業制度等の両立支援制度を利用できる環境の整備が重要であると考える。	C I	I	近年少子化が深刻な社会問題となっており、労働者の育児の負担を軽減し、家庭と仕事の両立を支援することは重要であると考え、このように労働者のニーズと事業主の負担を踏まえ、再度検討し回答された。	再検討要請	○育児・介護休業法において、労働者が請求することができる権利として定められた1年(一定の場合には1年6ヶ月)という育児休業期間は、労働者のニーズと事業主の負担を踏まえ定められているものである。この期間をさらに子が3歳に達するまでに延長することについては、1歳までの期間に比べれば労働者の育児の負担が減少する一方、休業期間の長期化による事業主の負担が増大すること、最低基準としてすべての労働者、すべての事業主に適用されるものであることに鑑みると適当ではないと考えられる。 ○また、育児・介護休業法では、事業主は、1歳から3歳までの子を養育する労働者のために、育児休業に準ずる措置又は勤務時間短縮等の措置を講じなければならないとされており、事業主が育児休業に準ずる措置を講ずることとした場合には、労働者は3歳まで育児休業を取得することが可能である。 ○なお、ご指摘のとおり、厚生労働省としても、仕事と家庭の両立支援は重要な課題であると認識しているが、育児休業を利用できないこと、最低基準として育児休業を利用できないこと、女性では「職場への迷惑がかかるため」が最も多く、また多くの女性が育児休業を取得する前に退職している実態がある。したがって、最低基準としての育児休業期間を延長するよりも、まずは、希望するすべての労働者が育児休業制度等の両立支援制度を利用できる環境の整備が重要であると考える。	再々検討要請	再々検討要請	1 0 5 0 8 0 0	1 0 5 0 8 0 0	(株)パソナ ドットコム ドットコム ドットコム	厚生労働省					
0920680	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	児童福祉法第18条の6	保幼育士となる資格を有する者は、①厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者、②保育士試験に合格した者とされている。	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を新設し、両資格の認定試験を一元化する。	①幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相当するものとするため現行の幼稚園教員認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないように努め、全人間的な能力・コミュニケーション能力を把握するための小論文を課する。②受験者の選定を図るため、認定試験は同日同会場での、1回限りの試験とする。③「認定子ども園」の成果は父兄好評ですが、サービス提供側の便向上に課題があります。	C I	I	幼稚園教諭免許と保育士資格については、①満3歳からの子どもを対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、②保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設目的・役割の違いを踏まえたものとなっている。 このため、①幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編み立て、3歳以上の子どもの指導に当たる能力を有することに力が置かれているのに対し、②保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0〜2歳児の低年齢層を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力が置かれているのもであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難である。 一方で、近年幼児を取り巻く課題は多様化し、認定子ども園の創設など幼児の層の連携促進が求められている中、教育・保育双方の資質を備えた人材が望まれている。このため、文部科学省・厚生労働省では、幼稚園教員免許状と保育士資格の併有を促進するため、①両資格の養成施設(短大など)での必要単位の取得を促進②幼稚園教員による「保育士試験受験」の促進③保育士を対象とした「幼稚園教員資格認定試験」の創設などを進めているところである。今後とも、両資格の併有促進を通じて、社会の要請に応えて参りたい。	C I	C I	1 0 3 0 8 0 0	1 0 3 0 8 0 0	社団法人 日本 ニュービ ジネス協 議会連合 会	文部科学省 厚生労働省								

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920690	保育士養成の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日雇児発第1209001号)	通信制による指定保育士養成施設については、①大学又は短期大学であったり、②すでに指定保育士養成施設として指定されていることを条件としている。	指定保育士養成専修学校に通信教育課程を設置し、その授業方法により「保育士資格」を通信教育で、取得可能とする。	提案理由:通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保育士養成を行うことができない理由はないと考える。 教育指導措置:対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ることで、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	F	IV	貴省の回答では、「平成20年度中に結論を得ること」とし、検計のプロセスとスケジュールを具体的に併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、本年度中の結論と措置の実施についても検討し回答された。		F	IV	保育士の養成課程として専修学校の通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方の検討については、保育士が「乳幼児に直接接し、その保育を行う者であることから、慎重に検討することが必要であり、平成20年度中に結論を得ること」としたい。							資格取得プロセスプロジェクト(専修学校通信教育課程で保育士の養成可能)	1081030	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	文部科学省 厚生労働省	
0920700	時間勤務保育士の定数の拡大	保育所における短時間勤務の保育士の導入について(平成10年2月18日雇児発第85号)	一定の条件の下で、保育士定数の一部に、短時間勤務者を充てることが可能とされている。	短時間勤務保育士の受け入れ可能枠は保育士定数の2割以内とされているが、受け入れ枠を増やし、3-4割まで可能とする。	保育士は現状の雇用形態の場合2-3年で辞めてしまうケースが多く、一旦仕事をやめ、家庭に入ってしまうと復帰することが難しいという現状がある。時間外保育や休日保育の拡大により常勤保育士の拘束時間が長くなっているのが定着しない理由の一つである。短時間勤務の保育士枠を増やし、柔軟な勤務形態をとることで保育士の稼働数が増え、待機児童の削減や時間外保育枠の拡大が可能となる。また正規保育士への過剰労働の削減にもつながる。	E		事実誤認である。短時間勤務の保育士の受入れについては、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について(平成10年2月18日雇児発第85号)」において「常勤の保育士の総数が、最低基準上の定数の8割以上であること」等を条件として可能としことである。しかし、平成14年の当該通知の改正により、保育士定数の2割未満とする規制は撤廃されている。 ※「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について(平成14年5月21日雇児発第0521001号)		E									1055040	(株)パソナシャドーキャビネット	厚生労働省		
0920710	保育所への入所選考について、シングルマザーへの対応についての所轄官庁の公式見解について。	児童福祉法第24条第3項 母子及び寡婦福祉法第28条	市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。	現行法では「当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる」とあるが、市町村による選考課程において、「シングルマザーへ配慮した選考を求める」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。	提案理由:公設の保育所については、私設のものに比べて、その保育費用が安価であるのに対し、私設のものは場合によっては高額で、その保育費用にもかなりの差がある。シングルマザーとして働く女性も増えてきており、保育施設を充実させることが今後女性就業を促進する上で非常に重要となっています。 具体的措置:現状の入所選考について各市町村ごとに異なりますが、「シングルマザーへ配慮した選考を求める」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。	E		事実誤認である。母子及び寡婦福祉法第28条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、また、平成15年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めているところである。		D	-	母子及び寡婦福祉法第28条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、また、平成15年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めているところである。						1055090	(株)パソナシャドーキャビネット	厚生労働省			
0920720	保育所入所要件の撤廃	児童福祉法第24条第1項 第39条 児童福祉法施行令第27条	保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。	特別の事情(特機児童がない地域、地域の保育所が「認定こども園」の認定を受けることが困難等)のある地域において、保護者の就労の有無等に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件(保育の実施基準)を撤廃する。	保育所への入所要件は、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない0歳から小学校入前の乳幼児ということになっている。 一方、核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどの保育を必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。 また、非正規雇用者の増加やストラ等による離職も多くなっている現在、親の就労状況の変化により、保育所に通えなくなることによって、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。 なお、認定こども園制度では、認可保育所・認可幼稚園以外の部分は、国制度の助成の対象とならないことから、その普及にも限界があると考えられる。 このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件(保育の実施基準)の撤廃を行う必要がある。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		C	I		○保育所の利用について保育に欠ける要件を撤廃し、全ての子どもを全く同等に取り扱うことについては、①保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれる可能性があること、②0-2歳児で300万人の在宅の子育て家庭に対し、現在の就労家庭と同様の利用を保障する場合には多額の財政負担が必要となることから、保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれることとは異なる。また、地方公共団体において行政構造改革の必要性が言われる中、新たに公立の幼稚園を建設するのではなく、保育所を運営する民間の活力を利用して、就学前の子どもも全てに対して、幼児教育・保育の環境を提供することのほうが、多額の財政負担が生じないものと考えられる。						保育所入所要件を撤廃する地域など特別な地域に限るものだが、保育需要の高くないという基準をどこに設定するのか明確でない。 ○保育所入所要件を撤廃する地域については、保育需要の高くない特別な地域に限るものだが、保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれることについては、種々な懸念点があるため、たとえ地域を限定したとしても慎重な検討が必要である。 ○また、児童数が減少している地域において柔軟な保育サービスが提供できるよう、保育所だけでなく、家庭的保育(保育ママ)等の充実を進めてまいりたい。 ○一方で、0-2歳児の在宅の子育て家庭への支援が不足していると言われる状況への対応については、一時保育や地域子育て支援センターの拡充など多様な保育サービスに基づく取組を推進してまいりたい。 ○こういった取り組みにより、地域の実情に応じ、適切に実施していただきたいと考えている。		1124050	兵庫県	厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920730	私立保育所における給食の外部搬入の容認	児童福祉施設最低基準第32条第1項、第5項	保育所には調理室の設置が必要	公立保育所における給食の外部搬入については、民間保育所も同様に緩和を求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び、幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針により、幼稚園、保育園園児が共に交流できるようにしたが、給食についてのみ、交流することが困難となる。直営の施設で調理したものにについては、外部搬入できるよう容認してもらおう。	C	Ⅲ	〇保育所における給食は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子どもの状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。 〇現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特例措置を講じるとしたものである。この特例措置については平成17年度上半期と平成18年度上半期に実施した弊害調査においては、体調不良児やアレルギー児への対応についてきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなど児童の処遇に弊害が生じていると言わざるを得ない結果が出ており、現段階での当該特例措置の全国展開は適当ではないと考える。また、これまでの公立保育所における特例措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特例措置の対象を広げる必要性は乏しいものとする。			C	Ⅲ								1 1 9 6 0 1 0	東員町	厚生労働省
0920740	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省の長の承認を受けず、補助金等の公布の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分等の目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一時的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能(認可外保育施設)への転用等にかかる財産処分等の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分等の目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一時的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能(認可外保育施設)への転用等にかかる財産処分等の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。 つまり、この適化法の趣旨に鑑みれば、本提案の国庫補助金の交付を受けて整備した保育所の転用等に当たっては、該当施設について財産処分の承認を要する段階において、補助目的の達成状況等を総合的に勘案して個別具体的に国庫補助金の返還の要否を判断することが必要である。 ただし、認定こども園にかかる財産処分においては、就学前の子どものための教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、手続の簡素化を検討しているところである。	C	I	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下、「適化法」という。)第22条において、「国庫補助施設等の財産処分については各府省各庁の長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用等してはならない」と規定しており、この趣旨はいずれも国庫補助金の適正な執行のためであり、国庫補助により建設した施設がみだりに補助目的外施設等に転用等されることを防止しているものとする。 つまり、この適化法の趣旨に鑑みれば、本提案の国庫補助金の交付を受けて整備した保育所の転用等に当たっては、該当施設について財産処分の承認を要する段階において、補助目的の達成状況等を総合的に勘案して個別具体的に国庫補助金の返還の要否を判断することが必要である。 ただし、認定こども園にかかる財産処分においては、就学前の子どものための教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、手続の簡素化を検討しているところである。	国庫補助金を受けて整備した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合、どのような理由から「目的外使用承認手続き」が必要となるのか、幼保連携を妨げかねないのではないか、目的外使用となる理由をご説明いただきたい。また、貴省の回答は「手続の簡素化を検討している」とあるが、今後の検討スケジュール、検討内容について、ご教示いただきたい。右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	保育所を整備する目的で国庫補助を行った建物について、保育所以外の目的で使用する場合には、本来の補助目的から外れることから、基本的に目的外の使用となり、承認の手続きが必要となる。しかしながら、認定こども園にかかる財産処分においては、就学前の子どものための教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、平成19年度中に、手続の簡素化について検討することとしているところ。	目的外使用承認手続きの適用除外が難しいとしても、貴省において検討されている手続きの簡素化について、施設の種類や運営主体のうち、比較的整理を行いやすいものから、できるだけ早期に実施することはできないのか。また、比較的整理を行いやすいもの以外についても、政府として認定こども園制度を創設し、その推進を図っている現状に鑑み、例えば、おそくとも本年度中には結論を得るように進めることはできないか。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	認定こども園については、一律に承認手続きを不要とすることは適当ではないため、要望項目にある目的外使用承認手続きの適用除外については、対応不可である。 しかしながら、類型や設置主体によっては、手続きの簡素化について、検討する余地があり、前回は回答したとおり、19年度中に検討することとしている。 上記のことを踏まえ、手続きの簡素化に限ってのみF回答とする。					1 1 2 4 0 1 0	兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0920750	人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用	職業安定法第4条第6号及び第44条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第2条第1号	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。	人材派遣会社等より人材の派遣を受け、随時職員、嘱託員、任期付一般職員等として任用する。	市町村がある専門分野に係る事務で人材を確保する必要が生じた時、市町村が独自に一定の専門知識を有した人材を確保しようとしても、短時間で確保するのは困難である。このようなケースでは、便宜上、事務を委託する方式を探っている例も見られるが、法令上、委託可能な事務が制限されるほか、指揮命令系統上の不都合が生じるなどの問題がある。そこで、民間の人材派遣会社等より人材の派遣を受け、事務の内容により任期付一般職員、臨時職員、嘱託等として任用することとする。なお、この場合市町村は、人材派遣会社に対し対価を支払う。この制度により、市町村には、効率的、効果的に人材を確保、活用できる道が用意され、また期間を区切ったプロジェクト事業などにおいても有効な人材確保が可能となる。	C	I	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。 御提案の「人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用」について、その内容が必ずしも明らかでないことから労働者供給事業に該当するかどうか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。 なお、労働者派遣法上、市町村が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。	C	I									1 1 4 8 0 9 0	草加市	総務省 厚生労働省	
0920760	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	職業安定法第4条第6号及び第44条	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。	第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二雇用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。 これにより、指揮監督系統を確保したうえで、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。 なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも、指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。地方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。 現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法例措置として検討すべきである。 御提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかでないことから労働者供給事業に該当するかどうか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。 なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。	C	I	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。 御提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかでないことから労働者供給事業に該当するかどうか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。 なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。	C	I										1 0 5 1 0 9 0	個人	総務省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920760	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	職業安定法第4条第6号及び第44条	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させなければならない。	第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。これにより、指揮監督系統を確保したうえで、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。地方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。現行の地方公務員制・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特別措置として検討すべきである。	C	I	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受け労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。御提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは不相当ではない。なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。												3 0 0 3 0 9 0	市場化ナ スト推進 協議会	総務省 厚生労働 省	
0920770	ALT派遣に係るクーリング期間の短縮	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2派遣先が請ずべき措置に関する指針第2の14の3	・専門的な業務等(26業務を除いた業務)については派遣受入期間制限が設けられている。 ・新たな労働者派遣の開始と新たな労働者派遣の受入の直前に受け入れていた労働者派遣の終了との間の期間が3ヶ月を超えない場合には、当該派遣先は継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとする。	ALT派遣に限って、厚生労働省告示で定める3ヶ月超の派遣停止期間(クーリング期間)を、1ヶ月程度に短縮する。	「人材都市ぎふ」を標榜する岐阜市では、英語授業における教師の助手としてALTを活用し、国際化社会を担う生徒の育成をめざしている。具体的には、民間事業者から派遣を受け、市内全22の中学校に1名ずつALTを配置し、労働省告示による派遣のクーリング期間を1ヶ月程度に短縮することで、通年で継続的にチームティーチング(T-T)を実施し、子供たちの英語能力向上をめざす。 【提案理由】 生徒の英語能力を効率的に伸ばすため本市では派遣により年間を通じた継続的なALT活用を検討しているが、現状では労働者派遣および厚生労働省告示により、3ヶ月超のクーリング期間を設けなければ継続的なALT活用ができない。しかし3ヶ月超の空白期間は生徒の英語能力向上において多大な損失となり、さらにALTにおいても雇用が数ヶ月にわたり途切れ、経済的な不利益を生じることとなる。よって、クーリング期間を1ヶ月程度に短縮することで派遣での通年かつ継続的なALT活用が実現され、生徒の英語能力向上とALTのニーズに合わせた雇用確保が期待できる。なお、直接雇用によるALT活用についてはALTの大半が2〜3年で帰国し長期雇用を望んでおらず、その確保や管理等効率的な事業実施のためには直接雇用は適当でないと考えられ、また請負によるALTの活用については学校がALTIに対し直接指示・命令ができず、T-Tに支障が生じることが考えられ、両方法とも本市では予定していない。 【代替措置】 一般の派遣労働者と異なる事情を持つALTIに対象を限定することで、労働者派遣法の目的である「派遣労働者の雇用の安定」等については適正に確保されると考えられる。	C	III	労働者派遣制度においては、26業務以外の業務に対する労働者派遣は、臨時的・一時的な業務への受入れであると位置付けられ、派遣受入期間の制限が設けられているところであるが、派遣受入期間の算定に当たるALTの長務本在期間の終了との間の期間が3ヶ月を超えない場合には継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなし、他方その期間が3ヶ月を超えない場合は継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなし、他方その期間が3ヶ月を超えない場合は継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとし、派遣可能期間を制限せずとも常用雇用の代替の恐れが少ないため、労働者派遣法第40条の2第1項第1号の政令で定める業務にALTを位置づけ、派遣可能期間制限から除外して頂きたい。もし位置づけられない場合は、その理由をご教示頂きたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	3ヶ月ものクーリング期間は、本市が派遣によりALTを活用した授業を実施する上で実際に大きな妨げになるため、提案を認めて頂きたい。また、提案の意図は、派遣可能期間の制限上設定されたクーリング期間によって生じるALTの長務本在期間の解消だが、そもそもALTは、ネイティブスピーカーとして外国語を教えるという専門性と、数年後にはほとんど人が入れ替わるという特殊事情があり、派遣可能期間を制限せずとも常用雇用の代替の恐れが少ないため、労働者派遣法第40条の2第1項第1号の政令で定める業務にALTを位置づけ、派遣可能期間制限から除外して頂きたい。											1 0 5 4 0 1 0	岐阜市	厚生労働 省
0920780	若年層の就労促進とスキルアップを目的とした自動化職種の派遣期間制限の撤廃	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	専門的な業務等(26業務を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限)については、最長3年である。	若年層の就労促進やキャリアアップを目的とした取り組みを実施する場合の阻害要因となっている派遣期間の制限について、原則として自由化職種の期間制限の撤廃を望みますが、特に若年層の就労対策を強化するため、対象年齢を限定(特に対象年齢を20歳以上とする形で派遣期間の制限撤廃もしくは、対象年齢層に対しての個人契約別期間制限の導入)の早期改正を求めます。 ※H14年の派遣法改正で45歳以上の労働者の派遣期間が1年⇒3年の例のように	経済の回復に伴い、日本で正社員としての労働者数が増えています。新規採用についても就職率が大きくアップしており、フリーターと呼ばれる数も187万人と昨年と比べ14万人減となりました。しかし、03年まで続いた就職氷河期に大学を卒業した若年層には、決して追い風にはならず、このような状況が本人達にとってはストレスです。このような若年層の労働希望者が望むのは、本人がやりたい仕事に適切な就労条件で働ける環境であり、必ずしも正社員雇用を望む人ばかりではないといえます。一方、企業の採用も同様に優秀な人材の確保は必要と考えられるもの、正社員の採用だけでなく、様々な雇用形態で優秀な人材の獲得を望むとされており、現状の派遣期間の制限があれば、採用枠が発生した場合に現行の法規制により派遣の選択肢が少ない状況が発生し、これらの若年層の雇用機会が失われていると考えられます。この規制により、派遣期間の制限がなくなれば、採用枠に対し派遣雇用を希望する労働者の雇用が広がると考えられます。特に若年層の就労職として採用の可能性が高い、営業や販売といった職種において、経験の浅い若年層の雇用を派遣と言う雇用形態で採用する可能性は高くなると考えられます。また、このような雇用形態については、外国を見てみるとパートやアルバイトなどの正社員でない働き方は、増加している状況であります。しかし、労働形態の違いによる賃金・福利厚生等の種条件の格差は日本特有の問題であり、これを派遣という雇用形態で派遣会社が適切な就労条件で働く環境作りを担うことにより、若年層が自分の目指す仕事に就ける社会の仕組みづくりを実施します。	C	I	労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係などが雇用の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置づけられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働と労働者の働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不相当である。また、平成16年3月から、常用雇用との調和を図りつつ、派遣労働者や派遣先のニーズに的確に応える観点から、派遣受入期間の1年という制限を見直し、最長3年までの期間で臨時的・一時的と判断される期間が設定されたものであり、これを緩和することは常用雇用代替を招くおそれがあるため不相当である。												1 0 5 5 0 1 0	(株)パソ ナ ド ー キ ャ ー ビ ネ ッ ト	厚生労働 省	
0920790	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業…弁護士・外国法律事務所弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	社会保険労務士法第25条の第1項第1号、同法第27条、社会保険労務士法施行規則第17条の3第2号	社会保険労務士法は、その使用者である社会保険労務士を労働者派遣の対象とし、かつ、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法を適用する労働者派遣事業を行うことができる。	〇〇町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制されている。過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がいし、満足した社会サービスの受けられない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出することができる。	C	I	社会保険労務士法人が、当該社会保険労務士法人の使用者である社会保険労務士を労働者派遣の対象とし、かつ、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法を派遣先とする場合には、労働者派遣事業を行うことが可能である。一方、社会保険労務士法人以外の者が派遣元となることは、無資格者である派遣元が社会保険労務士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先での業務に影響を与えるおそれがあり、また、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の者が派遣先となることは、無資格者である派遣元が社会保険労務士に対して業務に関する指揮命令を有することとなり、社会保険労務士業務の公正性の確保が困難となるおそれがあることから、無資格者の社会保険労務士業務への介入を排除する規定である社会保険労務士法第27条の趣旨に反するため、社会保険労務士を一般の労働者派遣事業の対象とする特例を設けることは不相当である。											1 0 5 5 0 7 0	(株)パソ ナ ド ー キ ャ ー ビ ネ ッ ト	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働 省 経済産業 省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
0920840	特例子会社の適用の拡大。複数の会社(LV)での特例子会社の認定。	障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)第44条、第45条	障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)第44条、第45条	親戚関係の無い企業であっても複数の企業が共同で出資し、協同組合、株式会社等の形式で障害者を雇用する特例子会社を設立する。出資した割合によって実雇用率を算出し、法定雇用率に含むことができるようにする。	【提案理由】 現状一般企業の多くが法定雇用率の1.8%を遵守できていない状況。特に中小企業において、障害者の雇用はインフラ、受け入れ態勢等において、雇用が難しい。一方障害者側も就業環境、労働条件、通勤の問題で企業とのマッチングが困難なケースが目立つ。 【内容】 複数の企業に出資を呼びかけ、共同で特例子会社を作る。特例子会社の認定基準を緩和し、親戚関係が無くても特例子会社として認定する。出資した企業に法定雇用率を算分する。出資した企業にて仕事を持ち寄り、ワークシェアリングする。 【効果】 ノウハウの無い企業、中小企業でも、障害者を雇用しやすくなる。仕事をもち寄り、ワークシェアリングすることにより、仕事内容の多様性が生まれる。新しい仕事生まれ、雇用が促進される。	C	I	各府省庁からの提案に対する回答		提案主体からの意見	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		提案主体からの再意見	C	I	各府省庁からの再々検討要請に対する回答		プロジェクト名	1 0 5 0 2 0	(株)パソナシャトーキービネット	厚生労働省
0920850	独居高齢者の孤独死防止及び高齢者夫婦の孤立死防止対策		緊急通報体制等整備事業は、介護予防・地域支え合い事業のメニューとして平成16年度から実施していたが、平成17年度から一般財源化している。	孤独死への地方自治体の危機管理能力を高めるための支援措置を求める。地方自治体は、住民の生命と財産を守る義務がある。現在、全国で65歳以上の独居高齢者は、410万2千人に達し、孤独死も増える一途を辿っている。このような社会的現象を防止するには、「おたっしやコール」のような有効な安否確認システムが必要だ。おたっしやコール(定時自動発信機能)の実務が理解できると危機管理能力が備わり、「地域(人的交流)再生ツール」の「おたっしやコール」が、災害発生時に威力を発揮することを確信できる。	平成16年度の提案では、「おたっしやコール」は高齢者の健康増進・安否確認・自立支援に有効な先駆的事业につき、実施計画書を提出するよう厚生労働省から回答があり、実施計画書を提出したが、実施主体を地方自治体に変更するよう連絡があった。秋田市・大崎市・神戸市等の地、周辺12市に提案したが、緊急通報システムをすでに導入しているため、同システムは必要ないと断わられた経緯がある。12市を巡る被災地巡視大震災の復興住宅では、見守り支援委員や非常災害時の緊急通報システムやガスが一定時間使用されない場合は緊急事態として対応するシステムを設置し、「孤独死」防止に努めているが、毎年70人近い「孤独死」が発生している。2006年の1年間で、66人と減っているが、死後1ヶ月以上たつて見つかるケースが5人と急増している。その原因は、人間よりも機械頼みの自治体に、人の生命への危機管理能力が全くないからだ。大地震災害を継続している自治体とは思えない。民間企業が、危機管理能力の不足から不祥事起こす事態を回避し、人命を救済する危機「おたっしやコール」システム」は、究極の安否確認システムで、孤独死防止の切れ目である。「おたっしやコール」が、地域ぐるみの高齢者支援事業、「地域再生を柱とした孤独死・孤立死ゼロプロジェクト」を全国の自治体に提案し、人の生命への危機管理能力を高めるガイドラインにしたい。	E		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		提案主体からの意見	E		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		提案主体からの再意見			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		プロジェクト名	1 0 2 0 1 0	NPO法人デューコーサービシ協会	厚生労働省
0920860	老人医療費3兆円削減構想	診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)	在宅医療支援診療所については、当該診療所において、24時間連絡を要する医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者に提供していること、当該診療所において、他の保険医療機関の医師、看護師等との連携により、患者の求めに応じて、24時間往診・問診が可能に体制を整え、夜診・訪問看護の高め、老人医療費を大幅削減できることを文書で患者に提供していること、また、当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関において、在宅医療患者の緊急対応可能な体制を確保していることなどを算定要件としており、「デューコールシステム」の料に掛けられた割合については、現行制度で対応可能であると考えている。	在宅死亡率を全国平均6割に高めるための支援措置を求める。在宅重視で安心して終末期を迎える医療を提供するために「デューコールシステム」を考案した。そのモデル事業では、在宅死亡率を6割に高め、老人医療費を大幅削減できることを実証した。大幅削減実証が普及活動最大の障害となっている。このような電話問診による「ケア」システムが健康保険診療として認められれば全国的に普及して、在宅死亡率を全国平均6割に高め、老人医療費を3兆円削減が実現できる。	平成18年度の診療報酬改定で、社会的入院の受皿として、政府が医療制度改革の柱に据えている。在宅での看取りを増やすため、手厚い診療報酬が付けられた「在宅医療支援診療所」が新設されたが、普遍上の医療制度や診療体制・通達体制では、在宅での看取りを増やすことはできない。昨年、届出書類が都道府県知事から各地の社会保険事務局長に変更になっただけで、実態が伴っていないとは思えないので、支援措置を求める提案書を提出した。再々検討要請したが、厚生労働省からは、在宅での看取りを増やすため、ターミナルケア支援の充実したところであること、かかりつけ医が毎日定期的に在宅患者に電話を掛け問診するようサービスに診療報酬は認められないとの回答であった。「在宅死を迎える(デューコールシステム)は、在宅患者宅に、在宅医療用開発された電話機を設置し、毎日定時と24時間緊急時に、かかりつけ医や医師などを共有する連携医師や病院に、患者情報を発信することにより、実態が伴う24時間随時随時診療体制を確立させ、患者情報の先回り効果で、適切な処置や指導で病状を安定させ、安心して終末期を迎えられる医療を提供する。日本での初めシステムだが、サービスシステムを独立して診療報酬上評価する性格のものではなく、既に在宅時医学総合管理料の中で、総合的に評価しているものである。	D	Ⅲ	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		提案主体からの意見	D	Ⅲ	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		提案主体からの再意見			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		プロジェクト名	1 0 0 2 0 2 0	NPO法人デューコーサービシ協会	厚生労働省
0920870	院内製造したPET用FDG製剤について、業法上の許可等を経ずに、他の特定の医療機関に提供することの容認	業法第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第24条第1項	業法上では、院内で製造し、他の医療機関に販売又は授与を行う授与は、業法に基づく医薬品の製造販売業許可、製造販売承認及び販売承認を受ける必要がある。	院内製造したPET用FDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、業法上の医薬品としての取扱いが必要となり、製造販売の許可、製造販売承認、製造業の許可及び販売業の許可が必要とされている。これを、次の要件を充足した場合に限り、業法上の許可、承認を経ずに他の医療機関に提供することを特例的に認める。①当該FDG製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていること。②当該FDG製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること。③提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限る。	平成20年度にPET-CTを設置する国立大学法人秋田大学医学部附属病院(以下「秋大病院」という。)に対し、秋田県立脳血管研究センター(以下「脳研センター」という。)で院内製造したFDG製剤を業法上の許可等を経ずに提供することにより、県内では脳研センターで限定した実施されているPET検査について、秋大病院においても、安定的に実施可能となり、全国1位となっている本県のがん死亡率低減に大いに寄与できる。院内製造したFDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、医薬品として業法上による許可等を得る必要がある。業法上の自主回収等の危害防止措置等を講じる必要があることから、品質管理のシステムに関する審査を受けて業法上の製造販売業許可を得る必要がある。(医療機関に販売・授与を行う場合には、販売業の許可も得る必要がある。)また、個別の品目ごとに安全性・有効性を確認する必要があることから、品目ごとの承認を得る必要がある。さらに、その製造については、製造管理・品質管理制が整備された施設でなければならない等があることから、その構造設備の状況等に関する審査を受けた上で製造業の許可を得る必要がある。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		提案主体からの意見	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		提案主体からの再意見			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		プロジェクト名	1 0 9 0 1 0	秋田県	厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁		
0920880	クリニックモールでの共同受付・医事業務委託の解禁	医療法第10条、第12条、第15条、第20条	病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師等の従業者を監督し、その業務遂行に欠けることのないよう必要な注意をしなければならない。また、病院又は診療所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められなければならない。	複数の診療所の集合体であるいわゆる「クリニックモール」で、各診療所の受付、医療事務を一括して企業が受託するシステムを認めていただきたい。	クリニックモールで複数診療所が共同で受付、医事業務を行うことはシステム、人的資源を共有できることから、効率化、ひいては国民医療費の抑制につながる。また、これにより、医療の質や患者サービスの質が低下するものではない。個人情報保護法第22条に基づいた委託先の監督がなされ、また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省)」を遵守できる事業者であれば、問題ないと思われる。	C	-	貴省の回答において「待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化が困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていない」とあるが、待合室の責任者を決定すれば良いということか。また、クリニックモールは個々に認可された医療機関の集合体であり、患者はそれぞれの医療機関に来院するため、貴省の回答にあるように、受付において適当な診療科に振り分けるということはないのか。再度検討のうえ回答されたい。				前回答でも申し上げたが、待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていないところ。また、受付については、患者の状態を尋ね、適当な診療科に振り分ける時点から医療の一連の流れが始まるとの考え方があり、各医療機関にまたがる総合受付の設置は、各医療機関における医療提供に当たっての管理責任の所在を不明確にするおそれがあることから、適当でないとしているところ。従ってご指摘のクリニックモールにおける共同受付等については各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難と考えるが、責任の具体的内容や責任の所在の明確性をどのように担保するかについては更なる議論が必要であると考える。								1 0 9 6 2 0	総合メディカル株式会社	厚生労働省		
0920890	メディカルモールに係る設置根拠の明確化	医療法第10条、第12条、第15条、第20条	病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師等の従業者を監督し、その業務遂行に欠けることのないよう必要な注意をしなければならない。また、病院又は診療所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められなければならない。	現行の診療所の設置に関する要件について、同一の建物内に2以上の診療所が隣接して設置され、医療サービス等が集積していると判断される場合には、各診療所について個別の受付及び待合室を設置することなく、共用の受付及び待合室を設置することができることとし、併せて、会計処理(金銭の授受)についても一括して行うことができることとする。	2以上の診療所を隣接して設置する医療サービスの集積地であるメディカルモールの開設について医療法上の根拠を明確にすることにより、医療空白地域への医療サービスの供給、住民ニーズに見合った医療サービスの供給等を実現するとともに、メディカルモールを中核として、薬局、食品、フィットネス等の健康サービス産業を集積させた健康サービス産業クラスターの地域における形成を可能にすることにより、地域経済の活性化及び地域における住民の健康の向上を目指すもの。メディカルモール等においては、各診療所が共同で利用する総合受付及び待合室が設置され、スペースの有効活用を実現し、各診療所の非診療行為を請け負うことで医師が診療に専念できる環境が提供されている。しかし、メディカルモールにおける総合受付の設置、待合室の共同利用及び集中会計のシステムについては法令上の明確な根拠がないため、場合によっては開業が許可されないこととあり、現状においては、共用の待合室等の外、各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設置することで運営は可能との旨の回答を厚生労働省の担当者から得ているのみであり、法令上の明確な根拠は示されていない。しかし、実態の開業の許可に係る窓口である地方公共団体の保健所等においては、それぞれ対応が異なり、その解釈等によって新規の開設又は既存のメディカルモールの運営が困難になる可能性がある。また、そもそも各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設けることは、スペースの有効活用による診療所の運営の効率化及び診療所を設置する医師の負担の軽減という観点からすると、著しく妥当性を欠くものであると考えられる。	C	-	貴省の回答において「待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化が困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていない」とあるが、待合室の責任者を決定すれば良いということか。また、メディカルモールは個々に認可された医療機関の集合体であり、患者はそれぞれの医療機関に来院するため、貴省の回答にあるように、受付において適当な診療科に振り分けるということはないのか。さらに右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討のうえ回答されたい。		貴省ご回答においては、メディカルモールにおける待合室の共同利用、共同受付については、各医療機関の責任の所在の明確性が担保されなければならない限り困難と考えるが、責任の所在の明確性をどのように担保するかについては更なる議論が必要であると考える。			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。							1 0 8 6 1 0	(株)三井物産戦略研究所	厚生労働省		
0920900	死体解剖保存法に関する運用の見直し	死体解剖保存法	医学の教育又は研究のために行われる解剖については、死体解剖保存法を遵守した上で行うことができる。	死体解剖保存法の条文中にある医学教育及び研究の定義が不明確なために医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修(卒後教育の一環)、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遗体を用いることが認められるかが不明確である。現在の医療技術の水準、医療に求められているニーズ(高質、高効率、安全安心)等を考慮して医学教育及び研究の定義を明確にし、医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遗体を用いることが可能となるよう当該法の運用の見直しをされた。	具体的事業の実施内容:医療技術研修・研究施設の設立により、医療の質の向上と安全に寄与することを目指す。具体的には、当該施設において医療技術研修及び研究開発を従来の模型、シミュレーター及び豚等に加えて遗体を用いることで効果的に行う。解剖体は獣体と死体解剖保存法第12条による遗体を用いるため大学内に当該施設を置く。管理運営は、大学の管理下でISO9001に準拠して行い監査体制を整える。人員・資源の確保のため将来的には産学連携による施設運営の実現を目指す。提案理由:質の高い医療が安全に普及されるには効果的な医療技術研修と研究開発が行える体制が整っていることが必要である。模型、シミュレーターや豚を用いる研修施設はあるが、シミュレーターは感度が再現できず、豚は人間とは解剖学的形状等が異なることから十分である。これらに加えて遗体を用いることでより効果的な技術と研究開発を行うことができる。特に手術手技研修に遗体を用いることの効果はラウンダールで顕著に現れている。既に一部の大学においてその効果と必要性から医療技術研修や研究開発に遗体を用いている。現行法で言う医学教育及び研究の定義が不明確なためにグレーゾーンの中で行われている。篤志の尊重と尊厳の維持を考慮すればグレーゾーンを無くして厳正に運用されるように整備することが許容である。本提案は医学教育及び研究のために死体解剖を必要とすることを認めている現行法の目的からは逸脱しており、遗体提供者及びその遺族が同意しているのであれば、このことによる社会的利益とそれを超える不利益をこうむる者は存在せず、むしろ賛同が得られるものと思われる。(別紙参照)	C	I	貴省の回答において「待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化が困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていない」とあるが、待合室の責任者を決定すれば良いということか。また、メディカルモールは個々に認可された医療機関の集合体であり、患者はそれぞれの医療機関に来院するため、貴省の回答にあるように、受付において適当な診療科に振り分けるということはないのか。さらに右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討のうえ回答されたい。		本提案について検討を進めていただけたとの回答に期待している。現時点で学会等における正常解剖及び病理解剖以外の教育及び研究目的で遗体を用いることの必要性が高いという一致した認識が必ずしもあつてはいるが、それは其々の診療科目で何を技術として行おうと考えているかの違いによるものである。遗体を用いて研修をすることによって医師の技量が多くなり向上するの、それが患者の実際の手術等にメリットを齎すのかということ等についての純医学的ナリサー等を対象に行うことを要望する。また、一般国民を対象に本提案についてのリサーチを同時に行うことも要望する。(補足資料参照)			「御提案については、関係各方面からの意見を聴取しながら、その実施の当否を含め、検討を進めてまいります。」とあるが、提案主体の提案内容を十分に尊重し、早急に検討を進められたらいい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。									1 0 8 0 1 0	特定非営利活動法人MERI Japan	厚生労働省
092010	休日、夜間の救急医療をカバーする為の管理薬剤師を含めた地域薬剤師による休日及び救急夜間当番時の管理薬剤師の業務特区	薬事法第7条第3項	都道府県知事の許可を受けたときは、薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する業務に従事することができる。	管理薬剤師は薬事法7条3項の規定により都道府県知事の許可を受けた時に管理薬局以外の場所での業務を許可されています。同様に、北海道知事の許可を受ける際には北海道保健局の条例が定められており規定の条例項目以外には許可される事はありません。その為、国の法解釈と北海道庁保健局の解釈に乖離があり国と地方行政の差としてこれは管理薬剤師の地域における救急医療活動が出来ずにあります。	苫小牧市立病院が市民の要望で休日、夜間の救急患者の受け入れを行っております。同病院では通常は患者に処方箋を発行し、患者は利便性の高い薬局で調剤を受けることで薬物治療をしています。しかし、休日や夜間になると処方箋から薬を処方する薬局は皆無であります。そこで病院に隣接している薬局に管理薬剤師も含めた地域の薬剤師が当番で協力することで地域の救急医療を支えたいというのですが薬事法を示す国の見解と北海道保健局の条例の乖離により苫小牧市の進める救急医療体制に薬剤師が十分な支援が出来ずにあります。	D	-	貴省の回答において「待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化が困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていない」とあるが、待合室の責任者を決定すれば良いということか。また、メディカルモールは個々に認可された医療機関の集合体であり、患者はそれぞれの医療機関に来院するため、貴省の回答にあるように、受付において適当な診療科に振り分けるということはないのか。さらに右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討のうえ回答されたい。					「御提案については、関係各方面からの意見を聴取しながら、その実施の当否を含め、検討を進めてまいります。」とあるが、提案主体の提案内容を十分に尊重し、早急に検討を進められたらいい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。								1 0 9 0 1 0	苫小牧薬剤師会	厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920920	処方せんの記載事項の電磁的記録への対応拡大		「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく良問事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成17年厚生労働省令第44号) 「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)	処方せんの記載事項について、医師の記名押印または署名が義務付けられているが、電磁的記録に記録することができる情報について電子署名することをもって要件充足するよう運用を緩和する。	現在、多くの医療機関において電子カルテシステム等を利用して処方せんについて電磁的記録により作成されているにも関わらず、電子署名が認められていないため、プリントアウトして医師が再度確認した後記名押印している。電磁的記録による処方せん作成の一連の作業において電子認証ができるようになれば、医師の事務量が減少するため、医師の加重な労働の一部軽減につながる。 国においては、緊急医師確保対策の中で過重労働を解消するための勤務環境の整備等を講じていることとしている他、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けて「Japan政策を展開している状況の中、時代に合った規制緩和が必要。	F	Ⅲ		今後の具体的な検討のスケジュールを示された。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	慎重に検討したいとの回答であったが、当該提案は、医師の労働軽減につながるが、今後の医師人材不足解消に資するものであるため、早期の実現をお願いしたい。	F	Ⅲ	電子署名及びその前提となる電磁的記録による処方せんの作成・交付等については、「重点計画-2007」(平成19年7月、IT戦略本部)の記載(処方せんの電子化と処方調剤情報の共有)を踏まえ今年度より検討を開始することとしている。		レセプトオンライン化により平成25年度までに対応となっているが、レセプトオンライン化は、レセプトを電子データ形式に加工・整理することが必要であり、400床未満の病院に対しても導入期間の猶予措置が認められるなど、導入のハードルが高く、中小薬局等が導入するまで相当の時間がかかることが想定されている。本県の現状は、病院の電子システムから印刷した処方せんは医師の指示によるものであることから、院内処方せんについて医師の記名押印又は署名はせず、さらに「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(平成17年3月)では、電子的な作成についても確認されている。	C	Ⅲ			1 7 8 0 4 0	福井県	厚生労働省
0920930	医療従事者の派遣解禁		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令	病院等における医療関係業務に労働者派遣を行うことは原則として禁止されているが、当該業務について紹介予定派遣を行う場合、産前産後休業中等の医療関係労働者の業務を代替する場合及びへき地にある病院等において医療を行う場合については労働者派遣が可能である。	厚生労働省は「チーム医療の円滑な遂行の妨げ」を理由として医師派遣の自由化に反対の立場をとっているが、実際の現場では多くの非常勤医師が勤務している。大学医局からいわゆる「派遣」される医師は、事実上人材派遣会社からの派遣と変わらないところがある。しかし近時、医師の地域間や診療科目間での偏在や病院における医師不足がより深刻な問題となっており、このような問題を解決するためには派遣制度をより活用することが効果的であると考えられる。 そのため、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において決定されたとおり、平成19年度中には医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る予定である。	F	Ⅱ		貴省の回答では「医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る予定である」とあるが、検討の方法・検討の手順・具体的なスケジュールを示された。		F	Ⅱ	「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において決定されたとおり、平成19年度中には医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る予定である。						1 0 9 6 0 1 0	総合メディカル株式会社	厚生労働省	
0920940	医師国家試験受験資格の緩和		医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していること等という要件を課している。	医学部6年生や卒業生、医師国家試験の受験を、一定の要件を満たした医学部5年生にも認める規制緩和。	医師が不足している県の大学医学部においては、暫定的に医学部の定員増がなされているが、卒業生が出るまで6年を要することから即効性がなく、地域医療の担い手を確保する即効性のある対策が必要である。そこで、事実上、卒前教育が終了している5年生に医師国家試験を受験することを認めることと併せて、卒業生に医師の育成が短縮化される。以前にもこの提案を行ったところ、厚労省からは「現在の国家試験を受験する者よりも、人格形成が不十分で医学知識・技能が劣るためめとめられない」との回答を得たが、以下の点で反論できる。 ①医学教育コアカリキュラムでは崇高な理念や目的が掲げられているものの、特に地方大学では卒前教育に当たる教官等が不足していることからそうした教育の実現が困難で、医師国家試験の合格のみが至上命題となっているところが少なくない(当センター調べ)。 ②人格は医師国家試験は判定できないという、人格等を理由として受験を認めないことは道徳の疑いがある。	C	I		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	医師法第9条では「医師国家試験は、臨床に必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。」とあり、厚労省が主張するように、人格等について試験するものではないため失当である。たとえ医学部を卒業しても、患者のわいせつ写真を撮影したり、麻薬を盗んで自ら用いるといった医師が毎年処分されていることから、人格の高貴や道徳・倫理は生涯を通じて必要な知識や技術を身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。	C	I	前回回答でも申し上げたとおり、医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。						1 6 2 0 1 0	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	厚生労働省	
0920950	医師国家試験予備試験の受験資格の緩和		医師国家試験予備試験は、外国の医学部を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、医師法第11条第3号に該当しない者であり、厚生労働大臣が適当と認めたものでなければ、これを受けることができない。	日本の医学部に在学する学生であっても、医師国家試験予備試験を受験できるようにする規制緩和。	日本の医学部を卒業した者だけが受験できるのが現行の医師国家試験であるが、海外の医学部を卒業した者は医師国家試験予備試験を受験し合格することによって、医師国家試験を受験できる制度がある。これを拡大し、日本の医学部に在学する者であっても、医師国家試験予備試験の受験を認め、合格者は飛び級して医師国家試験を受験できるようにするもの、先にとりまとめた「ノーベンズ」においても「出る杭をのばす」ことが謳われており、優秀な学生が医師免許を早期に取得し、この日の在学期間に研究等に充当することは人的資源の有効活用に有効と考える。	C	I		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「規制緩和を行うよう求めた本提案に対して論点をずらした「すれ違い審判」がなされており、真摯な検討を求め、なおかつ医師国家試験予備試験は外国の医学部を卒業又は外国で医師免許を取得した者を対象とした制度であるが、日本の大学医学部と同等と認められた医学部のみにその受験資格が与えられることから、日本と外国の医学部を併列に論じることはできない」と厚生労働省の主張には理由がなく、日本人が医師国家試験予備試験を受験したのにも医師国家試験を受験するプロセスも認められるものである。医師法第9条では「医師国家試験は、臨床に必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。」とあり、厚労省が主張するように、人格等について試験するものではないため失当である。たとえ医学部を卒業しても、患者のわいせつ写真を撮影したり、麻薬を盗んで自ら用いるといった医師が毎年処分されていることから、人格の高貴や道徳・倫理は生涯を通じて必要な知識や技術を身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。	C	I	前回回答申し上げたとおり、医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。						1 6 2 0 1 0	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0920960	医師免許の都道府県単位での付与	医師法第2条・第6	医師にならうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。	国が与える医師免許の権限を地方自治体に委譲。	地方の大学を卒業した医師が都市部に移動してしまうことが医師不足の一因となっている。これを是正するためには、現状では国が有している医師免許を付与する権限を都道府県単位のみに下ろし、診療に従事しようとする医療機関が立地する地域で有効な免許がなければ、診療ができないようにすることが考えられる。これにより、医師不足の県から医師過剰の県への移動に制限が加えられると思量される。具体的には「医師免許証(〇〇県内のみ有効)」といった免許証を発給する。また、救急搬送等で県をまたぐ医療行為については制限から外すほか、医師国家試験は従来どおり国が一元的に実施し、医師の資質を統一的に試験する。また、処分や臨床研修等についても国がこれまでどおり行い、医師の資質を担保する。	C	I	医師免許は、一定の基準を満たし、医療行為を行っても差し支えないと認められる者に対して与えられるものであり、都道府県毎に求められる水準が異なるものではない。そのため、都道府県毎に異なる免許を与えることに合理性はなく、御提案を認めることは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	A県は試験の難易度が低く、B県は難易度が高いというように、各都道府県で水準が異なる免許を与えるものではない。免許の発給者は知事であるが、各県単位で医師免許証を発給することによって、適用する範囲を県単位に限定するもの。試験の水準についての懸念については、国が統一した基準を設ければよいし、保育士や准看護師の先例があることから、各県単位で免許を発給したとしても能力に差が出ることはない。	C	I	前回回答でも申し上げたように、医師免許は、一定の基準を満たし、医療行為を行っても差し支えないと認められる者に対して与えられるものであり、都道府県毎に求められる水準が異なるものではない。そのため、都道府県毎に異なる免許を与えることに合理性はなく、御提案を認めることは困難である。							1 6 2 0 3 0	特定非常 利活動法 人 医学教 育振興セ ンター	厚生労働省
0920970	医学部入学定員要件の緩和	平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平成9年5月31日、政府・与党)	当該閣議決定において、引き続き医学部定員の削減に取り組みとされている。	医師の需給に関する検討会報告書(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少くない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	(実施内容) 県が養成するべき医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前倒した修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまともなところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。	C	—	兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を含め、県内における医師の偏在の解消等に努めていきたい。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまともなところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	〇既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めてきた。 〇医師の需給に関する検討会報告書(平成18年7月28日)では、「人口に比して医学部定員が不足している県の大学医学部に対して、一定の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。	C	—	前回回答申し上げたように、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を含め、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまともなところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。						1 2 4 0 3 0	兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0920980	医学部入学定員要件の緩和	平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平成9年5月31日、政府・与党)	当該閣議決定において、引き続き医学部定員の削減に取り組みとされている。	医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10名に限り10名を限度として医師養成数の増を認める。	(実施内容) 県が養成するべき医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前倒した修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまともなところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。	C	—	兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を含め、県内における医師の偏在の解消等に努めていきたい。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまともなところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	〇既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めてきた。 〇医師の需給に関する検討会報告書(平成18年7月28日)では、「人口に比して医学部定員が不足している県の大学医学部に対して、一定の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。	C	—	前回回答申し上げたように、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を含め、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまともなところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。						1 2 4 0 4 0	兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
0920990	精密検査用機器を車載した移動型検査車による検査の規制緩和を求める。	医療法第一、二、七、八条	診断や、診療の補助に該当する生理学的検査は医師行為に該当するので、診療所等の医療提供施設で行われることが必要である。そのため検査車において当該行為を行うためには診療所開設の手続きを行うことが必要である。	現在、レントゲンやMRIを搭載した移動型検査車による検査は認められているが、生化学・生理検査等の機器については、機器の小型化・車両自体の性能向上により車載が可能であるにも関わらず、検査車への車載の規制内容が厳密には規定されていないと認識している。そのため、移動型検査車での精密検査の実施を目的として当該検査車は、今回の移動型検査車に代わって精密検査のみの短時間検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院と連携し、高レベルでの救急処置の治療を実施することが可能となる。	【提案理由】本家は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用いた検査の内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本家は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。 【実施内容】精密検査機器等を車載した移動型検査車、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大坂南港WTCビル内の各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管造影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適な立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病棟を確保し、脳血管造影に代わって精密検査のみの短時間検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院と連携し、高レベルでの救急処置の治療を実施することが可能となる。	D	—	診断や診療の補助に該当する生理学的検査は医師行為に該当するので、診療所等の医療提供施設で行われることが必要である。そのため検査車において当該行為を行うためには診療所開設の手続きを行うことが必要である。診療所の開設に当たっては検査車であっても設置可能な検査機器の種類を制限するような規制はないため、所要の手続きを行えば要望のような生化学・生理検査等の機器を車載した検査車を診療所として開設することができ、同検査車における診療も可能である。 なお、この場合、検査車を衛生検査所として登録することは不要であり、根拠法令として挙げられている規定は無関係なものである。			D	—								移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域の医療の支援	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、大阪ワルードセンター、ドクタービルディング	厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0921000	移動型検査車を保険医療機関の一部とする承認要望。	健康保険法その他医療保険各法	我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付を行うものであり、これらが発生する前の単なる予防については、保険給付の対象とならない。	保険診療を行うには届出が必要であるが、現在移動型検査車による保険診療には多くの規制がある。本提案は、僻地において精密検査機器が未整備の現地掛かり本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付を行うものであり、これらが発生する前の単なる予防については、保険給付の対象とならない。	【提案理由】本家は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用いた診療を行うことと同等レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考案提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本家は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。 【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビル内の各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管造影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場をサポートを充実させる。陸・海の基地として最適な立地条件を備えたWTCビルでは、離島、僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床確保し、脳血管造影に代表される精密検査のための短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院と連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。	E	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	巡回健診(診療)など健康診断等の予防を目的とした自費診療についての保険給付認定の提案ではない。離島・僻地等の保険医療施設において「掛かりつけ医師が特に必要と認められた患者」に対し依頼を受けた場合、地域施設では保有が難しい医療機器(高磁場MRIなど)を移動型検査車に搭載し、現地に赴き行った診療(精密検査)に対しての保険適応を求めるとの趣意である。それにより、疾病の早い時期(予防)に検知を可能とし、後送医療施設での重複診療(検査)の防止でき、高磁場医療機器の配備が難しい離島・僻地での「医療の充実」と地方と都市部の医療格差是正が可能となる。	D又はC	Cの場合I～IV	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	都道府県医療担当部長及び地方社会保険事務局長に御相談された。	都道府県医療担当部長及び地方社会保険事務局長に御相談された。行政とは関係なく「民間払い」であった。現行制度で一部対応可能とあるが、現地に診療所を開設する等移動型検査車を現地医療機関に設置し届け出をすること等、時間的制約が大きい診療にはそぐわない。従来例には現地の自治体(自費診療)しか手段が無い。我々が考える移動型検査車を用いた診療は現地の自治体とは異なる。日常かつついでに「医療がイマリアケを行う際、専門分野において支援を行うことが目的で、基本的には、基本的には当該検査車を地域の医療機関に預け付け、当該医療機関の一部として構造設備変更の手続きを行うことで、その検査車において保険診療を行うことは可能である。	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医療における地域医療の支援	1 8 0 2 0	河村クリニック(有)大阪市上本町健康維持支援センター(株)大阪ワールドセンタービルディング	厚生労働省	
0921010	移動型検査車にて遠隔診断が行えるよう受信側施設の規制緩和、例えば「へき地医療支援診療所」の新設等。	健康保険法その他医療保険各法	我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付を行うものであり、これらが発生する前の単なる予防については、保険給付の対象とならない。	遠隔診断での診療には、送信側施設基準および受信側施設基準が定められている。まず送信側施設基準としては、画像の撮影および送信が出来る環境が要件となっているが、この部分については移動型検査車に送信機器を搭載することで対応可能と考案している。また、受信側施設基準では特定機能病院や僻地医療拠点病院等であることが要件となっており、診療所での受信は認められていない。これは、当該診療所の目的である僻地での予防医学的な診療に限り、診療所での遠隔診断を認める等の規制緩和を要望したい。	【提案理由】本家は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用いた診療を行うことと同等レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考案提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本家は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。 【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビル内の各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管造影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場をサポートを充実させる。陸・海の基地として最適な立地条件を備えたWTCビルでは、離島、僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床確保し、脳血管造影に代表される精密検査のための短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院と連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本提案は予防目的の診療に対するものではない。診療(検査)設備の充実が難しい離島・僻地において、現地医師の依頼により移動型検査車を持ち込み、日常的に行うことが困難な診療(検査)を行うことで、専門医による診断(MRI造影など)を随時行うための提案である。より多くの離島・僻地の医療施設と連携し、タイムリーに専門医による診断を行うことを目的としている。都市部専門施設の身分たる移動型検査車(送信側)と専門医師(受信側、本体医療施設)間での遠隔診断は現行のそれは異なり、複数の地域から同時に専門医の運用する診療所が「僻地医療支援施設」としての新設(新設)を求めたための提案である。	C	IV	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	第10次僻地保健医療対策において診療を支援する方策の中に「専門的な病院と僻地を結ぶ専用設備等に余裕があり、診断を行った後、必要に応じて患者の疾患、病態等に合わせた受け入れ体制を整えることができること」 〇 画像を医療機関において受信し、画像診断を専ら担当する医師が診断を下すに当たって、他診療科の医師と迅速かつ密な連携がとれること 等の理由から、その対象医療機関を特定機能病院等のへき地医療の中核を担う病院に限定して加算を設けることは困難である。 なお、現行の制度においても、当該加算を算定しなければ、診断に係る画像を専門医のいる医療機関に電子的に送信し、当該専門医が診断を行うことは可能である。	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医療の支援	1 8 0 2 0	河村クリニック(有)大阪市上本町健康維持支援センター(株)大阪ワールドセンタービルディング	厚生労働省			
0921020	上級看護士(エグゼクティブ・ナース)の適用、免許の交付、許可書の発行	「医師法(昭和23年法律第201号)第17条 「保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条、第37条	・医師でなければ、医業をなしてはならない。 ・看護師は、傷病者若しくはよこ婦に対する療養上の世話又は診療の補助を業とする。 ・看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示が全ての場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授け、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。	・看護士による診察の規制許可措置医師の対面診察のみならず、コンピューター(ネット・TV電話)を使用し診察(医師より指示)を上級看護士が行う。 ・看護士からエグゼクティブナース資格受検プログラムの制定。 ・上級看護士(エグゼクティブナース)の適用、免許の交付、許可書の発行	【提案理由】医療従事者不足 現在わが国におきまして医療従事者不足は医療格差の根本的な原因となっております。不規則な勤務形態や過重労働などの要因により医師・看護士が不足している一方で、30～40万人の有資格者の復職が実現できておりません。 【実施内容】雇用創出 そこで有資格者の雇用機会を創出することが、医療格差の是正につながるかと考え、新たな雇用・就業形態で勤務が可能な「エグゼクティブ・ナース制度(従来の看護士のファンク上の上級看護士)」を特区提案し、米国で増え続けている「インスタクリニック」の開設につなげたい(米国の状況) 近年、商業施設やドラッグストア内のクリニック「インスタクリニック」が急激に増え続けています。そこでは、医師ではなくプライマリケアを専門とする医療スタッフが、風邪などのありふれた病気の治療、日本における職場健診で実施されるような一般的な臨床検査、あるいはインフルエンザや肺炎などに対するワクチンの接種など専門的ではない医療サービスを提供している。よって診察に限られた範囲を資格を取得した上級看護士(ナースプラクティショナー)、専門的ではないが「予約不要」「時間を取らない」が売りとなり、必要なときに気軽に受診できる身近な医療サービスとして市民に受け入れられ、急激に成長している。インスタクリニックの場合、商業施設やドラッグストアの営業時間に準じた診療時間であることから、不規則な勤務形態も解消され、有資格者の復職も実現できると考えている。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	診断行為を直接行う、医学的な判断ではなく、あくまでも診療補助行為を行うことが大前提です。診療補助行為として心電計のように既に機械が診断判断補助を行える機能を持つ検査機器を使用することで診断は行われない。また処方については一般大衆のみを取り扱い、薬剤師を運営する。患者が購入した一般大衆薬を看護士が、薬を貼る・貼るなどを行うことも可能となる。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	ネット・TV電話等を利用することで、遠隔地でも医師のFACEToFaceの診察環境を整えることで、医師から上級看護師への遠隔指示による診療補助行為が可能とし、医師の指示範囲を拡大することができる。これにより米国のインスタクリニックに近いクリニックの運営も可能となり、地域格差(後述、看護師不足の地域)の是正や多くの眠っている有資格者(看護師)の復職が実現できる。	日本版ナースプラクティショナーの創設～インスタクリニック	1 0 5 0 5 0	(株)パソナシャトーキー	厚生労働省			
0921030	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	看護研修センター教育規程	厚生労働省看護研修センターにおける看護教員養成課程において、看護師等養成所は、修業年限は1年、募集人員は90名程度としているところ。	「看護師等養成所の運営に関する指導要領」について「第4教員に関する事項」1専任教員(3)看護師養成所の専任教員について、厚生労働省看護研修センターは、修業年限1年、募集人員は90名程度としているところ。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性的看護師不足にあえく〇〇地区では、看護専門学校の新設が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、①厚生労働省看護研修センターの看護教員養成課程で受講できる人数を増やしてほしい。理由 全国唯一の国立研修機関として全国から集まり定員超えとなり、受入だけでも受講できない。②〇〇の研修期間としていただきたい。理由 教員を確保し、遠方でも長期研修、滞在せねばならず、研修内容を精査すれば、期間を短縮できるはず ③〇〇研修を実施していただきたい。理由 〇〇の研修期間で〇〇実施すれば、国民が受講できる機会が増えるためと助かる	C	IV	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	看護研修センターにおける看護教員養成課程の募集人員、研修期間及び研修回数は、当該センターの教員数及び施設をかんがみ、満足な教員養成ができるよう設定しているものである。御要望の募集人員の増加、研修期間の短縮及び研修回数の増加は、満足な教員養成に支障をきたすおそれがあることから、これを認めることはできない。	C	IV	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	公私協力看護専門学校構想	1 8 1 5 0 2 0	個人	厚生労働省				

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案者名	提案主体名	制度の所管・関係官庁		
0921040	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	看護教員養成講習会実施要領(平成10年3月4日付健政発第241号別添)	講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が実施すること。期間は、原則として8ヶ月(900時間)以上とする。	「看護師等養成所の運営に関する指導要領」についての第四教員に関する事項 1 専任教員 (3)看護師養成所の専任教員について、厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を〇〇でも行えるよう弾力的に認定し、研修期間を〇〇に、研修回数を〇〇としてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性的看護師不足にあえぐ〇〇地区では、看護専門学校の設立が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、①厚労省が認定した看護教員養成講習会とあるが、もっと弾力的に認定し、〇〇でも行えるようにしてほしい。理由 大阪・愛知等で実施しているが遠方であり、しかも受講は地元優先で、定員に達すると、もう受講できない。②研修期間を〇〇とし〇〇研修を実施していただきたい。理由 内容を精査し〇〇とし〇〇実施すれば、受講できるかもしれない。教員にはありがたいが、家庭を離れ、8ヶ月～1年間もの間、遠方の地で学ばなければならないというのが、大きなネックとなり、看護教員が不足し、地方は困っているというのを無視せず、改善策を講じてください。	C	IV	看護教員養成講習会は、一定の基準を満たしていれば、各都道府県において実施することは可能である。また、各都道府県が看護教員養成講習会のニーズ等を勘案し、必要と考える回数の実施することを規制していない。なお、研修期間は、看護教員として必要な知識や技術を身につけるために最低限必要な研修を行うことができる期間として8ヶ月以上としており、これを短縮することは考えていない。			C	IV							公私協力看護専門学校構想	1 1 8 5 0 3 0	個人	厚生労働省		
0921050	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	看護師等養成所の運営に関する指導要領(平成13年1月5日付健政発第5号別添)	看護師養成所の専任教員となることできる者は、次の①及び②のいずれにも該当する者である。 ①保健師、助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)として5年以上業務に従事した専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有する者 ②これと同等以上の学識経験を有する者 ただし、看護師等として保健師助産師専門学校、養成所指定規則(昭和20年文部省・厚生省令第1号)別表3の専門分野の教員(23年以上従事し、大学において教育に関する科目を履修して卒業した)者は、専任教員となることができる。	「看護師等養成所の運営に関する指導要領」についての第四教員に関する事項 1 専任教員 (3)看護師養成所の専任教員について、「看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有する者」と認められ、看護師として認められる者」の中に、公立の総合病院で長期にわたり勤務され管理職を経験した方を加えてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性的看護師不足にあえぐ〇〇地区では、看護専門学校の設立が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、①「看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有する者」と認められる者の中に、公立の総合病院で長期にわたり勤務され管理職を経験した方を加えていただきたい。理由 長年、勤務に耐え続けられ、知識があり、しかも管理職まで経験した情熱のあるベテラン看護師は、これから看護師になるうとする者のよいお手本となり、看護専門学校を運営していく上でも、指導者として欠かすことができません。どうか、〇〇に、灯りをともすことにもなる看護専門学校、その一日も早く設立のため、特区として加えていただきますよう、切にお願いいたします。	D	IV	御要望の「公立の総合病院で長期にわたり勤務し、管理職を経験した者」が、看護師の教育に関し、専任教員として必要な研修を修了した者と同等以上の学識経験を有しているのであれば、専任教員とすることは可能である。			D	IV						公私協力看護専門学校構想	1 1 8 5 0 4 0	個人	厚生労働省			
0921060	水道水における残留塩素数値の規制緩和	水道法施行規則第十七条第一項の三	給水栓における水が、遊離残留塩素が0.1mg/L(結合残留塩素の場合、は、0.04mg/L)以上保持するように塩素消毒をすること。	水道法施行規則第十七条の三で定める水道水の遊離残留塩素0.1mg/Lと0.05mg/L程度とする数値緩和。	当村は、高層層原を代表する「尾瀬」を始め日光白根山、武尊山、至仏山など標高2000に級の山々に囲まれ、村内面積の91%が森林に覆われている。その大半が日光国立公園に指定され、それぞれ特色ある景観は自然を愛する人の心を魅了している。平成18年度の観光入込者は225万人で、観光が何の基幹産業となっているが、バブル経済破綻後、景気低迷のおおりに受け年々観光人口が減少し続けている。近年全国的に健康と自然及び安全に関する意識が高まり、ミネラルウォーター一類の国内生産は、2006年180万キロリットルに達し、2002年からの平均伸び率は11.2. 26%になっている。(日本ミネラルウォーター協会資料)当村の簡易水道は、全国でも珍しく、表流水でなく「湧水」を利用している。湧水は地表を流れることなく空気にも触れず、病原菌が入りづらいよう取水した極めて衛生的な水であるが、水道法により一定の「塩素消毒」を行っている。自然からの恵みの水を自然に近い状態で供給したため、できるだけ残留塩素の数を低く下げたい。残留塩素濃度の引下げは、塩素や維持管理のコスト削減になる他、体に負担を与えず健康のために一番という事である。「自然の恵みの供給」は多くの人に安全と安心感を与え、観光客や定住者等の増加が見込まれるほか、本村で生産される高原野菜・果物のイメージアップにも繋がり、「尾瀬の郷ブランド」として産業の振興や地域の活性化が図られる。さらに、貴重な自然の恵みや景観を後世に残すため、村民や来村者が自然保護、環境保全をもう一度見つめ直すことにより「美しい日本」の創造へつながることと確信する。	水道水は、浄水場で一旦消毒されたとしても、送水、配水等の過程において汚水を吸引する等により汚染されるおそれがあるため、消毒の効果を給水栓に至るまで保持しておく必要があり、遊離残留塩素0.1mg/Lという濃度は、通常の場合の消毒の効果を十分に確保なものとするために定められたものである(病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等0.2mg/L)。他方、遊離残留塩素0.1mg/Lという濃度では、塩素による健康上の支障を生じることはない。	C	III	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			C	III									1 1 3 0 1 0	片品村	厚生労働省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補正資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁		
0930010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業			2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の搬入・栄養管理・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養量の管理、食育等の実施にあつては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効果的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合には、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として配置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人員の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	E	-	公立保育所において給食の外部搬入を行う場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第96号)を遵守する必要があるが、当該通知においては、栄養士による必要な配慮がなされることを求めているものの、必ずしも保育所に独自に栄養士を配置することを求めるものではない。			E	-							E	-		2006010	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省
0930020	707 農家長宿等における酒類の製造免許要件の特例	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条、第52条第1項	食品衛生法第51条において、都道府県は、飲食店営業等公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、要するに、必要な基準を定めなければならないこととされている。また同法第52条第1項において、これらの営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている。	2 関連提案	現行法では、酒類を製品(土産等)として販売する場合、調理場と別に専用の酒類製造場としての施設及び許可が必要であるが、同一施設で調理と製造ができるよう食品衛生法の許可基準の規制緩和を求める。	今回、特定農業者による酒類の製造事業の特区認定を受けて見て、食品衛生法の規制緩和がネックとなり、相談は数十件の問い合わせがあるが、農家長宿等において専用の調理場及び、瓶詰め等を行う場合は酒類等の製造場の施設が食品衛生法が必要となる。このようなことで農家の方にとって三重三重の設備投資になり、農家にとって負担が重なり、特区制度が活かされない。(街角の特区認定を受けても、田舎の農家では酒類を生計の主とするわけではなく、また、資金力が乏しいため、設備投資の経費が嵩み、参入者が限定され身近な地域興しの策がらぬ)	D	-	酒類製造業の施設基準については、食品衛生法により、都道府県が条例で定めることとされており、個別具体的な基準の内訳については都道府県の判断に委ねられる。なお、各都道府県の条例によっては、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準を緩和することができる旨の規定を設けている場合があることから、条例の運用の詳細については都道府県に相談いただきたい。	貴省回答では、「都道府県の判断に委ねられる。」とあるが、例示などを示した通告を発出しているなど、都道府県の判断基準を実質的に縛っていることは無いのか。	酒類製造業等の施設基準については、「許可営業施設の最低基準案の送付について」(昭和32年9月9日付け衛環発第43号厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知)により、基準案を示しているところであるが、施設基準の設定については自治事務であり、基準の内容は都道府県の判断に委ねられる。	規制改革会議1次答申の「食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用に即載されているように、技術的助言を行うことについて、検討されたい。			B-1	IV	食品衛生法に基づき都道府県等が条例で定める営業施設の基準について、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しん酌することが可能である旨、平成19年度中に各都道府県等に周知する。	2001010	美作市	美作の国・賑わいのふるさと田園都市特区	1 認定自治体	33 岡山県	厚生労働省					